

いじめ防止対策に係る事例集

(案)

平成30年〇月〇日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

はじめに

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）附則第2条第1項は、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」としています。同項の規定を踏まえ、文部科学省が設置した「いじめ防止対策協議会」において法の施行状況について検証を行った結果、平成28年11月2日、同協議会より「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（以下「議論のとりまとめ」という。）が提言されました。

これを受けて、平成29年3月、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定するとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しましたが、議論のとりまとめに掲げられた一部の現状・課題については、事例集を作成・周知することにより、学校現場の取組に資することとされたところです。

本事例集の作成に当たっては、各教育委員会や学校等から募集した多くの実際の事例の中から、いじめの防止、早期発見及び対処等の点で特に優れていると判断した事例や学校現場において教訓となると判断した事例を掲載しました。また、事例ごとに文部科学省のコメントを付記し、着眼点を整理しましたので、事例とあわせて御参照ください。

各教育委員会並びに学校におかれては、いじめ防止対策に向けた様々な取組が実践されていると承知していますが、現にいじめに苦しんでいる子供たちのために、また、悲惨な事件を二度と繰り返さないために、本事例集が効果的に活用され、いじめ防止対策の一層の充実に取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、お忙しい中、各地域における貴重な事例・取組をお寄せいただいた各教育委員会、学校等の関係各位に、厚く御礼を申し上げます。

平成30年〇月

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

いじめ防止対策に係る事例集

目次

1 いじめの定義・認知

| | |
|--|----|
| (1) 明らかに法のいじめに該当するので、いじめとして扱うべきもの等の具体例 | |
| ① 加害・被害の関係性に気づきづらい事案（公立中学校） | 4 |
| ② 「大丈夫」と答えたので苦痛を受けていると判断しなかった事案（公立中学校） | 7 |
| ③ 双方向の行為がある事案（公立中学校） | 9 |
| ④ グループ内のトラブル など（その1：公立小学校） | 11 |
| （その2：公立特別支援学校） | 13 |
| (2) 組織的ないじめの認知（その1：公立高等学校） | 15 |
| （その2：公立小学校） | 17 |
| (3) いじめとして認知はするが、「いじめ」という言葉を使わずに指導する対処例 （公立小学校） | 19 |

2 学校のいじめ防止基本方針

| | |
|---|----|
| (1) いじめ防止等に効果的な学校基本方針の例（公立中学校） | 21 |
| (2) 学校基本方針の策定・見直しのプロセス（P D C Aサイクルに係る取組） （公立中学校） | 29 |
| (3) 学校基本方針を児童生徒・保護者に対して適かつ効果的に周知している事例 （その1：公立中学校） | 31 |
| （その2：公立中学校） | 34 |

3 学校いじめ対策組織

| | |
|--|----|
| (1) 学校いじめ対策組織の構成・活動 | |
| ① 学校いじめ対策組織の構成員、活動（公立小学校） | 36 |
| ② いじめ防止に効果的な特色ある活動が行われている事例（公立中学校） | 38 |
| ③ 校長の判断により事案の結果が左右された事例 | |
| ・ リーダーシップを発揮し、迅速な対応ができたもの（その1：公立小学校） | 41 |
| ・ 誤った判断により、事案が深刻化したもの（その2：公立中学校） | 43 |
| ④ 学校いじめ対策組織の存在・活動を児童生徒にアピールする取組（公立小学校） | |
| ・ | 45 |
| ⑤ いじめの校内研修の実践例（公立小学校） | 47 |

| | |
|--|----|
| (2) いじめへの組織的対応 | |
| ① いじめの情報共有（国立中学校） | 49 |
| ② いじめの情報の抱え込みにより重大な事態に至り、教職員が懲戒処分を受けた事例（公立中学校） | 51 |
| ③ いじめの「ヒヤリ・ハット」事例（公立小学校） | 53 |

4 いじめの未然防止に係る取組

| | |
|---|----|
| (1) 児童生徒が主体となった取組（その1：公立小学校） | 55 |
| （その2：公立小・中学校） | 60 |
| (2) 学校における道徳教育（公立中学校） | 62 |
| (3) 弁護士等による出張授業（日本弁護士連合会） | 66 |
| (4) インターネット上のいじめに関する啓発（教育委員会） | 69 |
| (5) 学校と保護者（P T A）、地域住民、関係機関との連携による未然防止のための取組（教育委員会） | 70 |

5 いじめの早期発見

| | |
|--|----|
| (1) 効果的なアンケート、アセスメントツール（その1：教育委員会） | 72 |
| （その2：教育委員会） | 81 |
| (2) いじめの通報・相談窓口（その1：国立高等学校） | 85 |
| （その2：教育委員会） | 87 |
| (3) 効果的な教育相談のための工夫が行われている事例（公立中学校） | 89 |
| (4) スクールカウンセラーがいじめの相談を受け、解決に導いた事例（公立中学校） | 91 |
| (5) スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携・調整を行い、解決に導いた事例（その1：公立中学校） | 93 |
| （その2：公立中学校） | 95 |

6 いじめへの対処

| | |
|---|-----|
| (1) いじめの被害者を徹底的に守り通す対応（公立小学校） | 97 |
| (2) いじめに係る情報の保護者との共有（公立小学校） | 103 |
| (3) 効果的ないじめの調査の手法、効率かつ的確な対応の記録方法、情報共有の方法（教育委員会） | 105 |
| (4) 教育委員会としての対応（公立中学校） | 107 |
| (5) 加害者に対する別室指導、教育委員会による出席停止措置（公立中学校） | 110 |
| (6) 発達上の課題を抱える児童生徒が関わるいじめへの対処（その1：公立小学校） | 113 |
| （その2：公立特別支援学校） | 115 |

| | |
|------------------------------------|-----|
| (その3：公立小学校) ······ | 117 |
| (7) インターネット上のいじめへの対応（公立小学校） ······ | 119 |

7 いじめの重大事態

| | |
|---|-----|
| (1) 重大事態への対応において、誤った対応を行ってしまった事例 | |
| ① 詳細な調査をしないまま「いじめではない」という判断を行った事例 （公立中学校） ······ | 121 |
| ② 不十分な初動調査により、その後の事実解明が困難になった事例（公立小学校） ······ | 122 |
| (2) 初動で適切にいじめの重大事態として捉え、調査を実施し、被害者の支援を行った事例（公立小学校） ······ | 124 |

1 いじめの定義・認知

(1) 明らかに法のいじめに該当するので、いじめとして扱うべきもの等の具体例

① 加害・被害の関係性に気づきづらい事案

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 | | |
|-----|----|----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 |

1. 事例の概要

(1) 関係生徒

【被害】中学1年男子A（1名） 【加害】中学1年男子B（1名）

(2) いじめの概要

BがAに対し女子生徒の嫌がることや、女子生徒への告白を「やらないと痛い目にあうぞ」「先生にはC（無関係の生徒）にやらされたと言え」などと強要してやらせていた。

中学校における普段の二人の様子は、主従関係があるようには見えず、普段は一緒に行動していた。周囲には仲良くしているように見え、何もなく過ごしていた。 Aは性格がおとなしく静かなタイプであり、そのことがBにとってAは自分の言う通りになる都合のよい相手であったようである。

今回の事案以外にも、同様のケース（BがAに命令すること）は複数あった。違う小学校出身の男子に「アホと言ってこい」、あるいは、違う小学校出身の女子に無差別に「告白してこい」「身体を触ってこい」などと、昼休みに廊下で命令していた。

Bが今回の出来事を起こした動機については、本人曰く特にこれといった理由はなく、ただ楽しかったようである。関係教職員は、違う小学校出身の同級生に、自分の存在をアピールしようとしたのではないか、と見ている。

AとBに事実確認をしていく中で、二人は小学校6年生のときにけんかをし、それ以降、勝ったBがAとの間に主従の関係をつくって命令に従わせていましたことが判明した。 小学校では当時「けんか」と判断し、事後の関係性に気づいておらず、小中間の引き継ぎも行われていなかった。

よって、学校は、Aを自分の弟子として、見下して命令していたこと、過去の暴力で支配しようとしたこと、Aをターゲットにし続けたこと、長い期間続いていること、AがBの暴力に怯え命令に従っていたこと、やりたくないことをやらされたこと、嫌なことを隠していたことといった理由から、いじめと認知し、事案に対応した。

2. 事態の経緯及び対応

(1) 本事案を教師が把握することとなった経緯

- 昼休みに廊下で騒がしく女子が逃げ回っていたのを確認したこと
- 他クラスの女子生徒が自学ノートに「Aくんが身体を触ってくるので注意してください」と担任宛に書いていたこと
- 同じ小学校出身の男子3名（A・Bと同クラス）が「小学校の時からAがいじめられている」と担任に相談したこと

(2) 教師が生徒から事情聴取した内容（指導前）

Aより：命令に従わないと「殴るぞ」と（Bから）言われていた。先生に事情を聞かれた時は、『命令をやらされたことは、Bからの命令ではなく、C（同じ小学校出身で小学校のときにAに嫌がらせをしていた）に命令されたと言え』と（Bから）言われている。

Bより：CがAに命令をしていたが、自分は友達だから身体を張ってでも（Bを）守ってあげなければならない。

Cより：特別何かを命令したり、いじめたりしていない。

(3) 教師が指導した内容

A：自分が嫌なことを強要されたときは、誰かに相談すること。Bと一緒にいることが苦しいと思うなら距離を置くことも考えること。

B：師匠と弟子の関係は友人同士には成り立たないので解消すること。今まで自分がAに対して行った嫌がらせを謝罪し、友だちとして生活すること。嘘をつかないこと。いじめは許されないこと。

C：人に対して嫌がらせをしないこと

(4) 本事案を連絡した際の保護者の反応

A保護者：事柄の内容、小学校のときから続いていたこと、本人が相談してくれなかつたことすべてにショックを受けていた。

B保護者：「はあ…そうですか。うちの子だけですか？」という無関心な反応。
(Bの母親にAの自宅へ謝罪に行くよう促し、本人と母親が謝罪へ)

(5) 教師から周囲の生徒に対する説明

嫌がらせを受けた女子生徒には、Aが行った行為はA本人の意思ではなく、やらされていた行動だったと伝え、納得をしてもらうことができた。

学年生徒へは集会の時間を使い、「知っていること、見たことは教えて欲しい。いじめのないクラス、学年、学校を目指そう」と呼びかけた。

(6) 本事案に関して職員間の共通理解を図るための方法

学校全体及び学年の生徒指導担当が複数で事案に対応した。事実を把握した初期の段階で、生徒指導担当は、管理職・学年団・部活動担当職員を招集し、事実の共通理解と今後の対応について協議を行った。後日、校内生徒指導委員会にて、他の学年生徒指導担当職員へ報告した。それ以外の教職員には職員会議で報告した。

(7) 指導後のA、Bの関係性・様子及び生徒指導担当の支援

部活動がスタートしてからはAーB間の生活リズムの違いもあり、自然に良い距離ができていった。Bは部活動での仲間が増えたことや多くの先生に関わってもらうことで、明るく前向きに生活できている。Aも現在では新しい友人と仲良く、楽しそうに過ごしている。AとBが顔を向き合わせても、ごくごく自然体で対等に接しており、現在では主従関係があるようには感じられない。

生徒指導担当教諭は、定期的にA本人に声かけをし、いじめが継続されていないか確認している。

本事例に対するコメント

- 本事例は、一見すると、対等な関係性の下で仲良く過ごしている2人の友人が、實際には加害ー被害の関係（非対称的な力関係）にあった事案である。「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、いじめの認知について、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」としている。いじめは教職員の目の届かない所で起きる場合があることに留意しつつ、児童生徒の感じる被害性に着目して、適切に認知することが重要である。
- 学校が事実確認を進めた結果、本件をいじめと認知したことは適切な判断だったと言いうことができる。なお、学校がいじめと判断した理由のうち「見下して命令していたこと」や「Aをターゲットにし続けたこと、長い期間続いていること」は、いじめか否かを判断するに当たっては考慮に入れる必要がない要件ではあるが、教職員においては、このような背景事情にも留意しつつ、適切な支援・指導につなげていくことが重要と考えられる。
- 本事例のように、加害者と被害者の関係性に気づきづらい事案の場合は、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、注意深く確認する必要がある。この点、生徒指導担当教諭が、Aの様子を継続的に確認していることは有効な取組と言える。

1 いじめの定義・認知

- (1) 明らかに法のいじめに該当するので、いじめとして扱うべきもの等の具体例
②「大丈夫」と答えたので苦痛を受けていると判断しなかった事案

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | 特支 | | 教委 |

1. 事例の概要

(1) 関係生徒

【被害】中学2年女子A（1名） 【加害】中学2年女子B（1名）

(2) いじめの概要

- 被害生徒Aは、加害生徒Bと同じグループの一員であるが、グループ内での立場が弱く、からかいやいじり、嫌がらせが起こるようになった。
- Aは、グループの一員であるため、自分がされて嫌だと思うことは嫌だと言えていると主張しており、いじめ被害を認めようとしない。

2. 事態の経緯及び対応

(1) 事態の経緯

- Aはグループの一員として行動をともにしていたが、弱い立場のように見えたため、他のメンバーからからかわれたり、いじられたりすることがあった。 Aは、常に同じ役割を担わされているわけではなく、言い返したりもしていることを例にあげ、いじめではないと主張している。

(2) 学校の対応

- 客観的に見て、いじめに当たる事案としてとらえ、いじめ対応チーム会議を開き、対応した。
- Aから、どのような言動を受けているのか丁寧に聞き取るとともに、Aの心情に寄り添った指導を行った。
- Bを直接指導することをAが望んでいないため、教育相談の中で示唆的に指導を行った。
- 学年集会を開き、いじめアンケートの結果をもとにした講話を行った。
- 学年集会や教育相談を通じて、いじめについて指導を行った後、経過観察を行い、Aへのいじめにつながる言動があった時は、加害生徒に対し、その場でただちに指導を行った。

本事例に対するコメント

(1) いじめ防止対策推進法の視点から

- 「からかいやいじり、嫌がらせ」の行為があり、被害児童生徒が「心身の苦痛を感じている」（いじめ防止対策推進法第2条第1項）のであれば、「いじめ」として認知して適切な措置を講じる必要がある。
- 本事例は、被害生徒がいじめ被害を認めていないため、いじめの定義に該当しないようにも思われるが、グループ内における当該生徒の立場など背景事情を考慮し、いじめ事案として捉えた上で、いじめ対応チーム会議（校内いじめ対策組織）を開催して対応した点は評価することができる。

(2) 児童生徒への支援・指導の視点から

- 本事例では、加害生徒への指導をAが望んでいなかったために、教育相談の中で加害生徒に示唆的に指導を行うに留まっているが、示唆的な指導だけでは、必ずしもいじめの解消に結びつかない場合があることを認識しておく必要がある。
- グループ内のいじめについては、「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「特定の児童生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある」とされている。こうしたことでも踏まえ、グループ内のいじめを早期に発見するためには、「日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切」（基本方針）である。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」で示しているいじめの解消の考え方も参考としつつ、Aに対する「からかいやいじり、嫌がらせ」が予期しない方向へ推移することのないよう、加害・被害生徒とも日常的に注意深く観察することが重要である。この点、学校が経過観察を行い、いじめにつながる言動があったときはただちに指導を行ったことは適切な対応であると考えられる。

(3) 保護者対応の視点から

- 被害生徒の心情やグループ内での様子、いじめの状況について、経過観察の結果を踏まえ、保護者にも定期的に説明・報告することが重要と考えられる。

1 いじめの定義・認知

(1) 明らかに法のいじめに該当するので、いじめとして扱うべきもの等の具体例

③ 双方向の行為がある事案

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|-------|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | | | 特支 教委 |

1. 事例の概要

(1) 関係生徒

【被害】中学2年男子A（1名） 【加害】中学2年男子B、C、D、E（4名）

(2) いじめの概要

- 中学2年男子Aが、同級生B、C、D、Eからあだ名で呼ばれている。
- AもB、C、D、Eに同じようにあだ名をつけて、グループの輪に入ろうとしているが、自分の行為だけ、周囲から否定されている。
- Aは他の4名と仲良くやりたいと思っており、あだ名をつけられていることは、友情の証と捉えている。Aも他の4名に自分と同じようにあだ名をつけているが、なぜか自分の行為は否定されているような気がしている。

2. 事態の経緯及び対応

- 生徒指導部会での報告、対応策の検討、職員会での情報共有を行った。
- Aに対して、今の気持ちを聞くための面談を行った。
- Aは加害生徒への指導を望んでいなかったが、あだ名に込められた正しくない言葉遣いや、人を傷つける言葉遣いは、他の4名のために良くないことから、耳にした時点で指導することを確認した。
- 同様に他人にあだ名をついている行為について、仲の良さをはき違えないように指導した。
- B、C、D、Eには個人面談を行い、Aに対する感情や、振る舞い方について話を聞き、アドバイスと指導を行った。

本事例に対するコメント

- 本事例では、あだ名で呼ばれることに対して、当該生徒が心身に苦痛を感じていることもあり、いじめに該当すると捉えて対応している。本事例のように、双方向の行為がある事案については、「いじめの防止等のための基本的な方針」にあるとおり、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」ことが必要である。
- 本事例では、被害生徒Aが、加害生徒4名にあだ名をつけてグループの輪に入ろうとしているが、その行為が否定されている状況にある。Aは加害生徒4名と仲良くしたいと思っているためか、当該4名への指導を望んでいないようだが、Aの感じる被害性に着目して、個人面談や指導など必要な対策を講じたことは適切であったと考えられる。
- 加害生徒に指導を行う際は、友情や親しみに由来するあだ名であっても、相手に心身の苦痛を与える場合があることを、あわせて理解させることが考えられる。

1 いじめの定義・認知

(1) 明らかに法のいじめに該当するので、いじめとして扱うべきもの等の具体例

- ④ グループ内のトラブル（その1）

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 | | |
|-----|----|----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 |

1. 事例の概要

(1) 関係児童

【被害】小学3年女子A（1名） 【加害】小学3年女子B、4年男子C（2名）

(2) いじめの概要

- 11月中旬、3日間に渡って、登校班で登校中、小学3年女子Aが、同じ登校班の小学3年女子Bと小学4年男子Cから「足を踏まれる行為」を複数回受けた。Aは心身ともに苦痛を感じていた。その行為を見ていた登校班の児童が担任に報告。しかし、担任は、事実関係を確認したところ、「足踏み遊び」の中で起こった行為であったとして、校内の「いじめ対応チーム」に報告しなかった。
- 11月下旬、Aは学校を欠席し、その日にAの父親が来校した。学校は、父親の訴えにより、「しつこく足を踏まれる行為」を受けたことで、Aが心身ともに苦痛を感じていたことを初めて知った。
- 学校は加害・被害児童の聞き取り調査を行い「しつこく足を踏まれる行為」を確認し、児童どうしの謝罪をもって事案終結としていた。加害及び被害児童の保護者には、面談による報告や謝罪の場に同席させることもなく、電話連絡に留まっていた。
- 12月中旬、Aが1週間連続して学校を欠席した。欠席の理由は「同じクラスのBが怖い」であった。12月下旬、Aの父親が、BとCの保護者を家に呼び出し、謝罪させるという事態が発生した。学校が市教育委員会に「いじめ」の報告をしたのはその後であった。

2. 事態の経緯及び対応

(1) 学校が「しつこく足を踏まれる行為」を確認した直後の対応

- 管理職、生徒指導、担任で今後の指導について協議。
- BとCから聞き取りを行うとともに、BとCがAに謝罪する場を設定。
- 加害・被害児童の保護者に指導の結果を電話にて報告。
- Aの不安解消のため、集団登校時に教諭が同行。
- その後、Aは連続1週間の欠席。Aの保護者がBとCの保護者を家に呼び出して謝罪させるという事態に発展した。

(2) 学校が市教委にいじめを報告した後の対応

- 「いじめ対応チーム」にて、今後の指導について協議。
- 加害・被害児童の保護者に直接会い、事実関係とともに指導方針を伝える。
- 「ケース会議」を継続して開催（市教委やスクールカウンセラーも参加）。
- Aが別室で学習できる体制を構築。
- 進級時にBと違う学級・登校班になるよう配置。その結果、Aは、3学期は別室で、4月以降は教室で毎日学習している。

3. 成果

- この事例により、「いじめの定義」「早期発見における取組」「いじめに対する措置」等が学校において徹底されていないことが明確となり、全教職員で「学校いじめ防止基本方針」を確認するとともに、「学校いじめ対応マニュアル」を作成する契機となった。
- いじめの認定後、別室で学習できる体制の構築、進級時の学級・登校班編成により、被害児童が安心して登校できるようになった。

本事例に対するコメント

(1) いじめ防止対策推進法の視点から

- 11月中旬の「しつこく足を踏まれる行為」について、担任は、Aが心身に苦痛を感じていたにもかかわらず、「足踏み遊び」の中で起こった行為であるとして、校内のいじめ対応チーム（学校いじめ対策組織）への報告を行わなかった。これは、いじめ防止対策推進法第23条第1項が求める「いじめの事実があると思われるとき」の「学校への通報」が適切に行われなかつたケースと言うことができる。この時点で、いじめの疑いがあるとして学校いじめ対策組織へ報告し、組織的な対応をとる必要があったと考えられる。
- また、学校は、加害・被害児童に聞き取り調査を行った際に、Aの足を踏む行為がしつこく行われた旨を確認していたことから、この時点で、いじめと捉え、学校いじめ対策組織への報告等の必要な措置を講ずる必要があったと考えられる。

(2) 児童生徒への支援の視点から

- 学校は、「しつこく足を踏まれる行為」を確認した後、聞き取りや謝罪の場の設定等の対応をとったが、Aの不安は解消されなかつた。その後、いじめと認知し、いじめ対策組織での指導方針を踏まえ、別室での学習体制の構築や進級時のBと異なる学級・登校班への配置等の措置を講じた結果、Aが安心して登校できるようになった。
- これを踏まえると、より早期の段階から、いじめを認知した上でAの心情に寄り添った対応を行うべきであった。

(3) 保護者対応の視点から

- 11月下旬にAの父親が来校し、Aが心身ともに苦痛を感じていることを把握した時点で、「しつこく足を踏まれる行為」がいじめに該当すると判断し、今後の指導方針等を丁寧に説明する必要があつた。Aの不安が解消されなかつたために、Aの父親がBとCの保護者を家に呼び出し、謝罪を求める事態に至ってしまった。

1 いじめの定義・認知

(1) 明らかに法のいじめに該当するので、いじめとして扱うべきもの等の具体例

④ グループ内のトラブル（その2）

| 設置者 | 国立 | | 公立 | | 私立 |
|-----|----|---|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 |

1. 事例の概要

（1）関係生徒

【被害】知的障害を対象とする特別支援学校高等部1年男子A（1名）

【加害】知的障害を対象とする特別支援学校高等部1年男子B、C（2名）

（2）いじめの概要

- 放課後、教室において、突然、高等部1年の男子生徒Bが同じクラスの男子生徒Aに近づき、左頬を叩いた。その様子を見た男子生徒CもまねをしてAの右頬を叩いた。行為を目撃した担任が、すぐにB、Cに事実確認等を行った。3名は、普段一緒に過ごす友達同士である。最近、Bは、からかい半分でAの肩や頭を叩くことがあったが、時間、場所、回数などはAもBも詳しく覚えていない。Cは、Aを叩いたのは今回が初めてであった。

2. 事態の経緯及び対応

- 学級担任・学年主任、学年生徒指導部などの教員により、以下の状況を確認した。
 - ・BのAへの行動はいつ頃から始まったのか。また、頻度はどの程度であったか。
 - ・B、Cは、Aに対して悪意を持っているのか。叩く強さはどうであったか。
 - ・Aの気持ちはどうであったか。
- 学年会、特別指導委員会で協議を行い、「B、Cとも悪意を持っておらず、遊び半分であったこと」「反省し、謝罪したいこと」、また、A及びAの保護者とも「本人たちの謝罪、その後は今までどおり仲良くしてくれればよい」という気持ちであることが確認できた。悪意はないが暴力、暴言といった行為であり、何より被害生徒が理由も分からず、苦痛を感じていたことにより、この案件をいじめと認定し、継続して指導が必要であるとした。
- 校長や生徒指導部担当者、担任から暴力、暴言はいけないことなどをB、Cにそれぞれ指導を行った。B、Cの障害の特性を踏まえ、イラストを使って加害行為があつたときのAの気持ちを考えさせた上で、適切な行動について指導した。保護者と連携をしつつ、担任は一週間程度の生活の様子を記録し、数週間おきに学年主任、生徒指導部長などで個別面談を行った。

3. 成果

- 数週間を経過し、加害生徒は同様のことは行っておらず、いずれの生徒も以前と変わらず過ごしている。被害生徒も特にわだかまりはないと言っている。
- Aの保護者には、加害生徒に悪意がないこと、今後繰り返さないという約束、Aへの謝罪を行ったことを説明し、理解を得ることができた。

本事例に対するコメント

- 本事例は、普段は友人関係にある3名の生徒の間で発生したいじめ事案である。加害行為を目撲した担任教員が、すぐに加害生徒に事実確認を行ったこと、学級担任・学年主任、学年生徒指導部などの教員が連携して状況確認を行ったこと、また、生徒の被害性に着目していじめと認知したことは適切な対応であったと考えられる。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「発達障害を含む、障害のある児童生徒がかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である」とされている。加害者・被害者に関わらず、本事例のように、イラストを使用して説明するなど、障害のある児童生徒に対し、障害の特性を踏まえた指導・支援を行うことは重要である。
- 本事例では、加害生徒に対する指導後も、継続的に被害生徒の見守りや個別面談を行うなど、適切な支援が行われていると考えられる。なお、いじめの解消の判断については、「いじめの防止等のための基本的な方針」において示されている考え方を踏まえ、適切に行うことが重要である。

(※) いじめの解消について（「いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋）

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

| | |
|-------------|---------------------|
| 1 いじめの定義・認知 | (2) 組織的ないじめの認知（その1） |
|-------------|---------------------|

| P設置者 | 国立 | | 公立 | 私立 |
|------|----|---|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 |

1. 事例の概要

(1) 関係生徒

【被害】高校1年女子A（1名） 【加害】高校1年女子B（1名）

(2) いじめの概要

- 高校1年女子Aから、同じ学級内の女子生徒Bと席が近くなった際や体育等でペアを組む際に、Bから「最悪、地獄、キモい」と言われるなどの訴えがあった。

2. 事態の経緯及び対応

- 訴えを受け、担任、学年主任、生徒指導部が連携し、Aと仲の良い生徒3人から聞き取りを行った。その中で「学級内の女子が2つのグループに分かれており、Aがもう一方のグループから毛嫌いされている。特にBのAに対する言動はひどい」との情報を得た。
- 聞き取りを受け、いじめ認知対応委員会（学校いじめ対策組織）が協議し、Aの保護者に実態を報告することを決めた。Aの保護者は、実際に驚くとともに、Bに直接注意することは避けて欲しいと述べた。学校は学年全体に指導すること、本人を見守るとともに様子を定期的に伝えることなど、家庭と連携していくことを伝えた。
- 学年集会で全体指導を行うも、状況の改善が見られなかつたため、いじめ認知対応委員会で協議の結果、Bに聞き取りを行うとともに、指導を行うことを決定した。
- BはAに対する言動を認め「Aに原因があるのではなく、自分に悪感情があるために行ったもの」と答えた。
- その後、Bに指導を行ったにもかかわらず改善が見られなかつたことから、いじめ認知対応委員会は、このことを重く受け止めさせ、今後の生活について考えさせるために謹慎指導を行うこととし、校長は保護者を呼び出して申し渡しを行つた。
- Aの保護者に状況を説明し、学校の対応に納得してもらった。今後も連携してAを見守ることを確認した。

3. 成果

- 生徒の訴えを受け、複数の職員が関わり、組織的に対応することができた。特に実態把握をする上で、周辺生徒への聞き取りをすることで、全容を把握することができている。
- 指導後の見守りが、改善していないことを確認することにつながつた。また、加害生徒については毅然とした態度で指導するとともに、指導後の学校生活について考える指導がなされた。

本事例に対するコメント

(1) いじめ防止対策推進法の視点から

- いじめ防止対策推進法第22条に基づき、学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を設けることとされている。また、「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、いじめ問題への学校が一丸となった組織的対応の重要性が強調されている。
- 本事例では、学校いじめ対策組織で協議を重ねながら対応方針を定めるなど、組織的に対応を進めている。このことにより、事案の全容把握やBへの毅然とした指導が可能となり、Aに対するいじめをやめさせることにつながったと考えられる。

(2) 児童生徒への支援・指導の視点から

- 保護者の意向を踏まえ、最初はBに対する直接的な指導ではなく、学年集会における全体指導を選択しているが、全体指導と個別指導の効果等を見極め、保護者に事前に説明した上で、早期に個別指導を行うことも考えられた。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する」とされている。加害児童生徒に対する指導については、自らの行為を見つめることや相手の立場に立った言動の大切さを考えさせることを通して、反省を促す指導が必要である。
- 本事例では、学級内の女子が2つのグループに分かれているが、仮に双方のグループが対立関係にあるのであれば、今後のいじめの未然防止の観点から、学級全体の在り方について指導を行うことも考えられた。

(3) 保護者対応の視点から

- 学校いじめ対策組織における協議を踏まえ、早い段階でAの保護者に状況を伝えることで、保護者の意向を踏まえつつ、段階的な指導を進めることができたと考えられる。

(4) 総括

- いじめの加害生徒及び被害生徒に対する指導を実施した後、双方の状況を見守ることは欠かせない。本事例では、見守りを継続したことによって、Aへのいじめ行為が継続されていることが分かり、Bがいじめ行為の非や責任を十分に自覚できていないことが明らかとなった。学校は、Bに指導を行ったにもかかわらず改善が見られなかつたことを踏まえ、今後の学校生活について考えさせるために謹慎指導を行うことを決定した。このことは、Bの今後の学校生活の土台を固めるとともに、より良い人間関係の形成に資する観点から必要な指導であったと考えられる。

1 いじめの定義・認知

(2) 組織的ないじめの認知（その2）

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| 特支 | | | 教委 |

1. 事例の概要

(1) 関係児童

【被害】小学5年男子A（1名） 【加害】小学5年男子B、C、D（3名）

(2) いじめの概要

- 小学5年男子Aが、同じ学級の男子B、C、Dから継続的な仲間はずれや言葉による嫌がらせを受けていると、Aの保護者より学級担任に相談があった。
- Aの保護者によると、そのいじめは、休み時間や放課後等の担任の目が届かない場面で行われているようであるとのことであった。

2. 事態の経緯及び対応

(1) いじめの発見

- 担任は保護者からの相談により、いじめの疑いがあると認識し、保護者からAの訴えや心身の状況を丁寧に聞き取るとともに、今後、校内いじめ防止対策会議（学校いじめ対策組織）に報告し、組織的な対応を約束。Aからの聞き取りの実施に向けて、今後、保護者と相談の上で進めていくことを話した。
- 担任は、保護者からの相談内容を学年主任及び管理職に報告。管理職は直ちに校内いじめ対策会議を開催した。対策会議では、これまでに実施したアンケートや関係児童の生活の記録等を見直し、対応の方針を協議。Aの聞き取りには、Aが話しやすい教職員として現担任と前年度担任を、B、C、Dには現担任と学年主任（必要に応じて養護教諭）が聞き取りを行うことを決めた。
- 学校は、Aに対する聞き取りの方針を保護者に説明し、協議の上で、翌日、学校でAに対する聞き取りを実施することを決めた。

(2) 情報共有

- Aの聞き取り後、対策会議でAの状況を情報共有し、Aが心身の苦痛を感じていることから、いじめとして対応することを確認した。また、Aからの聞き取りにおいて、SNSによる仲間はずれの疑いも浮上したため、その内容に即してB、C、Dへの個別の聞き取りを実施し、事実関係が整理できた時点で、保護者への協力依頼を行うことを決定した。
- 学校はB、C、Dへの聞き取りの結果、言葉による嫌がらせは確認できたが、SNSでの仲間はずれ等については確認することができなかった。

(3) いじめに該当するか否かの判断

- 対策会議では、これまでの情報を整理し、本件の「言葉による嫌がらせ」はいじめに該当すること、また、SNSによる仲間はずれは確認できなかつたものの、事実であればこの行為もいじめに該当する可能性が高いことを確認した。今後は、関係保護

者に調査の結果を伝えるとともに、SNSの適正な使用を含め、学校と保護者が連携して関係児童を見守っていくことを依頼する旨の指導方針を確認した。

(4) 関係保護者への報告及び謝罪と見守り

- 学校は対策会議での調査の結果を関係保護者へ報告し、言葉による継続的な嫌がらせについてはB、C、DがAに対して謝罪することができた。しかし、SNSによる仲間はずれについては関係児童・保護者ともに事実を認めることがなく、学校もそれ以上踏み込むことができなかつた。現在、Aの保護者は警察へ相談し、法的手続きも検討している。

本事例に対するコメント

(1) いじめ防止対策推進法の視点から

- 担任は、保護者からの相談を受け、被害児童Aに対するいじめの疑いを認識した段階で学校いじめ対策組織へ報告している。この報告は「いじめの防止等のための基本的な方針」でも速やかに行うこととされており、直ちに校内いじめ防止対策会議が開催されたことによって、組織的な対応をとることに繋がっている。
- 被害児童及び加害児童からの聞き取りを、話しやすさ等を考慮して担任や学年主任を充てるなど、複数人で組織的に聞き取るようにした点は有効であると考えられる。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す」とされている。本事案においても、Aからの聞き取りを受け、いじめと対応する方針を、校内いじめ対策会議において決定しており、基本方針に則った対応が行われている。

(2) いじめの判断の視点から

- 校内いじめ防止対策会議において、本事例における「言葉による嫌がらせ」は被害児童Aが心身の苦痛を感じていることから、いじめ防止対策推進法の定義に基づきいじめとして認知し、対応を判断している。加えて、SNSでの仲間はずしについても、いじめの「疑い」があるとして、いじめの可能性を考慮しながら事実関係を確認したことは、適切な対応であったと考えられる。

1 いじめの定義・認知

(3) いじめとして認知するが、「いじめ」という言葉を使わずに指導する対処例

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 | | |
|-----|----|----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 |

1. 事例の概要

(1) 関係児童

【被害】小学6年男子A（1名） 【加害】小学6年男子B、C、D（3名）

(2) いじめの概要

- 小学6年男子Aが、同級生の男子B、C、Dから、下校中に冷やかしの言葉を浴びせられた。また、学校で、BがAの靴のかかとを繰り返し踏もうとした。
- 個人懇談会で、Aの母親が担任に話したことにより発覚した。

2. 事態の経緯と対応

- 個人懇談会において、担任は「すぐに対応したい」と母親に伝えた。しかし、母親は「本人が『先生に言ってほしくない。自分の力で仲良くなりたい。』と強く言っているので、対応はしないでほしい。次、もし何かがあった場合はすぐに先生に言うように約束をしている」とのことであった。
- 懇談後、担任はいじめ対応チーム（学校いじめ対策組織）に報告し、対応について話し合った。すぐ対応した方が良いと判断し、母親に電話連絡をしてその旨を伝えたが、「やっぱり本人の意思を尊重したいので対応はしないでほしい」とのことであった。そこで、「もし今後、何かあればすぐに対応する」という約束をした上で話を終えた。
- 後日、BがAの上靴のかかとを踏もうとしているところを他クラスの担任が発見し、すぐに担任に伝え、そのままBから聞き取りをした。B以外にAに嫌がらせをしている児童は誰かをBに聞くと、C、Dの名前が出たので、Aから事実確認した後、C、Dそれぞれからも聞き取りをした。内容はAやBが話していたことと一致していた。その後4人を集めて事実を確認した後、今回の問題点や人間関係の築き方について指導した。
- 4人全ての家に家庭訪問し、指導内容を伝えた。加害側の3人は保護者とともにAの家に行き謝罪している。

3. 成果

- 担任は、Aの母親から話を聞いてすぐ校内いじめ対応チームに報告し、対応について話し合った。これを受けて、担任以外の教師も注意して見守りを行った結果、いじめの行為を見つけることができた。Aの母親の意向は、「対応はしないでほしい」ということであったが、組織的対応の体制を整えずに児童を注視しているだけでは、事態の深刻化を招く恐れがある。この事案では、母親の意向を尊重しつつ、何かあればすぐに対応するという姿勢で見守りを続けた結果、事態が深刻化する前に指導することができたと言える。

本事例に対するコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である」とされている。
- 本事例は、被害児童もその保護者も教員が介入して解決に至ることを望んでいない事例であるが、「いじめ」という言葉を使うことなく見守りや指導を行うことで、被害児童や保護者の意向に配慮した生徒指導が可能であることを示している。
- 本事例については、被害児童及びその保護者に寄り添い、その意向を尊重しつつ、事態の深刻化を防ぐため、担任以外の教師も注意して見守りを行い、加害児童への指導につなげていった点が優れた対応であったと評価できる。

2 学校のいじめ防止基本方針

(1) いじめ防止等に効果的な学校基本方針の例

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | | | 特支 |
| | | | 教委 |

1. 取組の概要

○ 平成29年度 市立A中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

市は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取組を推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

(1) 学校の課題（略）

(2) 学校としてなすべきこと

① いじめに対する正しい認識について共通理解すること

- ・ いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- ・ 生徒に対して、いじめられている人を助けることは、いじめている人を助けることにもなると認識する。
- ・ 教師一人一人がいじめ問題の重要性を正しく認識し、生徒のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施及び面談を行う。また、職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ・ 教職員用の指導書「いじめ問題を見過ごさないために」等を中心に校内研修会を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、正しく認識し、組織的な体制を整える。

② 教育相談活動を充実し、全教育活動を通した生徒指導の展開を図ること

- ・ 「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- ・ 定期的なアンケートを実施するとともに教育相談活動を充実することで、いじめへの対処療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通した積極的な指導を展開する。

- ・ 「いじめ問題を見過ごさないために」の中にある「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」や、「いじめの問題への取組についての点検項目(例)」を参考にし、これまでの教育活動を振り返り、評価・改善していく。

- ・ いじめの早期解消に向けて、校内いじめ問題対策委員会等で、全教職員で一致協力して継続的に取り組む。

(3) 家庭・地域・関係機関との連携を深めること

- ・ いじめの未然防止や早期発見や、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけで取り組むのではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携する。
- ・ 日頃より家庭訪問を行い、保護者とコミュニケーションを密にし、信頼関係を築く。
- ・ 必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力関係を築く。特に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。

(4) 「いじめ撲滅強化月間」での効果的な取組の強化を図ること

- ・ 9月の全市一斉「いじめ撲滅強化月間」において、生徒の自主的・自発的な取組を中心に全校でいじめ撲滅に向けた取組を行う。
- ・ 9月の全市一斉いじめに特化したアンケートを実施し、全生徒に個別の面談を行うことにより、いじめの早期発見に努めるとともに誰もが相談しやすい体制づくりに努める。
- ・ 本市の「いじめ撲滅スローガン」や「市いじめ撲滅宣言」等を周知するとともに、生徒が主体的に本校のスローガン等を考える活動を通して、意識の向上に努める。

(3) 教師としてなすべきこと

① いじめを見抜く感性を磨くこと

いじめは、教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に、「いじめ問題を見過ごさないために」中の「気付いていますか？チェック表」等を参考にし、教師自身がいじめを見抜く感性を磨く。

② 不安や悩みを受容する姿勢を持つこと

生徒の話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。

③ 「自信」と「やる気」を引き出す授業づくりに努めること

生徒との信頼関係に基づいた授業を実践し、生徒の「自信」と「やる気」を引き出す。

④ 心の居場所づくりに努めること

生徒一人一人が自己存在を感じられるように、教師と生徒及び生徒相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努める。

⑤ 一人一人の心の理解に努めること

連絡ノート等を通した心の交流をしたり、休み時間や清掃時間も生徒と一緒に活動したりし生徒一人一人に1日に1回は声をかけるよう心がける。

⑥ いじめは許さないという学級風土をつくること

道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない学級風土をつくる。

⑦ 子どもの姿を見つめること

いじめが起こっていない状態をしっかりと把握し、アンテナを高くして、生徒の少しの変化も見逃さないように、日頃の生徒一人一人のようすを観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。

⑧ 互いに個性を認め合う学級経営に努めること

生徒の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけにならないように、

生徒一人一人がそれぞれの違いを個性として認め合うような学級経営に努める。

⑨ いじめを受けた生徒を最後まで守ること

いじめを受けた生徒の苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。

⑩ 教師間で連携・協力して問題の解決にあたること

担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、他の教師に協力を求める勇気と責任をもつ。

⑪ 生徒や保護者からの声に誠実に答えること

日頃から、いじめられている子どもやその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がける。

2 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

- ・ いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。
- ・ 生徒同士、生徒と教職員の信頼関係を築く。
- ・ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを心がける。
- ・ 生徒が互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せるよう指導する。
- ・ 未然防止の取組が成果を上げているかは、日常的に生徒の行動を把握したり、定期的なアンケートや生徒の欠席日数などで検証したりし、改善点について等を検討し、P D C A サイクルに基づく取組を継続する。

(2) いじめ防止のための措置

① いじめについての共通理解を図ること

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。

- ・ 全校集会や学級活動等で校長や教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体で醸成する。
 - ・ 生徒にいじめの具体的な姿を認識させるため、具体的な行動や言葉の例を掲示する。
- ② いじめに向かわない態度・能力を育成すること
- ・ 道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。
 - ・ 社会体験・生活体験などを通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
 - ・ 教育活動全体を通じて、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。
- ③ いじめを生まないために指導上留意すること
- ・ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを心がける。
 - ・ 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
 - ・ 教職員の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないよう細心の注意を払って指導する。
 - ・ 教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
 - ・ 発達障害等について適切に理解したうえで、指導に当たる。
- ④ 自己有用感や自己肯定感を高めること
- ・ 教育活動全体を通して、生徒一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供できるように努める。
 - ・ 校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるようにする。
 - ・ 困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高めることができるようにする。
 - ・ 小中一貫・連携教育を充実させ、幅広く、多様な目で生徒を見守ることで、発達段階に応じて、自己有用感や自己肯定感が高まるようにする。
- ⑤ 生徒自らがいじめ防止・撲滅について考える取組
- ・ 生徒会を中心に、生徒自身がいじめの防止を訴える取組を行う。
(いじめ防止のための啓発ポスター作成・いじめ撲滅宣言の採択・クローバーキャンペーンの取組等)
 - ・ 生徒が活動の意義を理解し、主体的に参加できているか、教職員がチェックしながら適宜アドバイスしていく。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ・ いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることを共通理解する。
- ・ 些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- ・ グループ内のいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、常日頃より生徒の動きを細かく観察する。

(2) いじめ早期発見のための取組

① アンケート

- ・ 学期に1回以上、無記名でいじめに特化したアンケートを行い、いじめの実態を把握する。
- ・ 保護者向けのアンケートを行い、家庭において子どもからの訴えがないかを把握する。
- ・ 9月実施の全市一斉のいじめに特化したアンケートによって、いじめの実態を把握する。

② 教育相談体制

- ・ 学期に1回以上の定期的な教育相談によりいじめの実態の把握に努める。
- ・ 教師と生徒の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・ 家庭訪問等を通して教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気を作る。
- ・ 生徒が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- ・ 気になる生徒の情報を全教職員で共通認識しておく。

③ その他

- ・ 休み時間や放課後等、様々な場面で生徒を見守り、動きを把握する職員体制をつくる。
- ・ 日記や生活ノート、相談箱を設置すること等から、生徒の悩みを把握する。
- ・ 相談電話（24時間子ども相談ホットライン等）を周知する。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ・ 発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込みず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・ 被害生徒を守り通すとともに、加害生徒には毅然とした態度で指導する。
- ・ 全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。

- ・ 生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、速やかに管理職に報告し、校内いじめ問題対策委員会等で情報共有する。
- ・ 速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- ・ 校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- ・ 重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、警察署に相談または通報する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への対応

- ・ 生徒から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- ・ 生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ・ 安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・ 謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ 生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ・ いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・ 聽き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・ 保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・ 組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・ 生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ 知らなかつた生徒や傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ・ いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

- ・ 教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・ 不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ・ 生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
- ・ 情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

| 1 学期 | | 2 学期 | | 3 学期 | |
|----------------|--|-------------------|---|----------------|---|
| 期日 | 活動内容 | 期日 | 活動内容 | 期日 | 活動内容 |
| 4月 5日 | 校内研修会① ・ いじめ防止基本方針について ・ 1学期の取組について | 9月 1日 ～30日 | いじめ撲滅強化月間 | 1月10日 | 校内研修会⑦ ・ 3学期の取組について いじめに関するアンケート実施③ |
| 4月 7日 | 始業式 学校いじめ防止基本方針について説明 | 9月 6日 | 校内研修会④ ・ 2学期の取組について いじめに関するアンケート実施② | 1月15日 | 教育相談④ 校内研修会⑧ |
| 4月 11日 | 入学式 学校いじめ防止基本方針について説明 | 9月初旬 | 教育相談②(※全市一斉) | 1月22日 2月19日 | ・ アンケート結果を基にした取組の確認 校内研修会⑨ |
| 4月 20日 | 学校いじめ防止基本方針について説明 道徳授業実践研修 ・ いじめ問題に関するテーマ | 9月 20日 | 学級活動実践研修 ・ いじめ問題に関するテーマ 教育相談③ | 3月 20日 | ・ 年間の取組についての総括・評価 ・ いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案 |
| 5月 19日 | 校内研修会② ・ 生徒の実態について確認会 ・ いじめに関するアンケート実施における留意点等 | 11月 9日 11月 24日 | 校内研修会⑤ ・ いじめ撲滅強化月間取組の反省 保護者懇談会② | | |
| 5月 29日 | いじめに関するアンケート実施① 教育相談① | 12月 12日 ～15日 | 校内研修会⑥ ・ 2学期の取組の点検・評価等 | | |
| 6月 8日 | | 12月 18日 | ・ いじめのチェックポイント活用 | | |
| 7月 13日 ～19日 | 保護者懇談会① いじめに関する諸問題について講演会 ・ 外部講師招聘 | | | | |
| 7月 20日 | 校内研修会③ ・ 1学期の取組の点検・評価 ・ いじめ撲滅強化月間取組の提案 ・ いじめのチェックポイント活用 | | | | |

6 いじめ防止等の対策のための組織

＜校内いじめ問題対策委員会＞

① 校内いじめ問題対策委員会活動方針

- ・ 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- ・ いじめに関する相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いがある事案や生徒の問題行動などに関する情報収集と記録、共有化を図る。
- ・ いじめの情報があった際には速やかに会議を開き、情報の共有、関係生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応などが組織的に実施できるようとする。

② 校内いじめ問題対策委員会組織

＜教職員関係者＞校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭

＜外部関係者＞スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、〇〇警察署少年課スクールサポートー

本取組に対するコメント

- いじめの発見・通報を受けたときの対応について詳細を示すことで、学校の対応方針が明確となり、生徒及び保護者にとっていじめの問題が起った場合の学校の具体的な対応の在り方が伝わりやすくなっている。
- 早期発見・早期対応のための年間活動計画が示されており、教職員及び生徒が見通しを持って取り組むことが可能となっている。なお、年間指導計画については、各学校の実情に応じ、実行可能性も考慮に入れた上で、適切に作成されるべきものである点に留意する必要がある。
- 学校いじめ防止基本方針を実効性があるものとしていくためには、教職員の役割や組織が伝わりやすいように図を活用するなど更なる具体化を図るほか、年度当初に説明会を開催するなどして、関係者間で認識の共有を図っていくことが重要と考えられる。また、同方針を学校のホームページへ掲載したり、保護者へ説明を行う機会を設けたりするなどして、学校の対応方針を家庭でも共有してもらえるように努めていく必要がある。

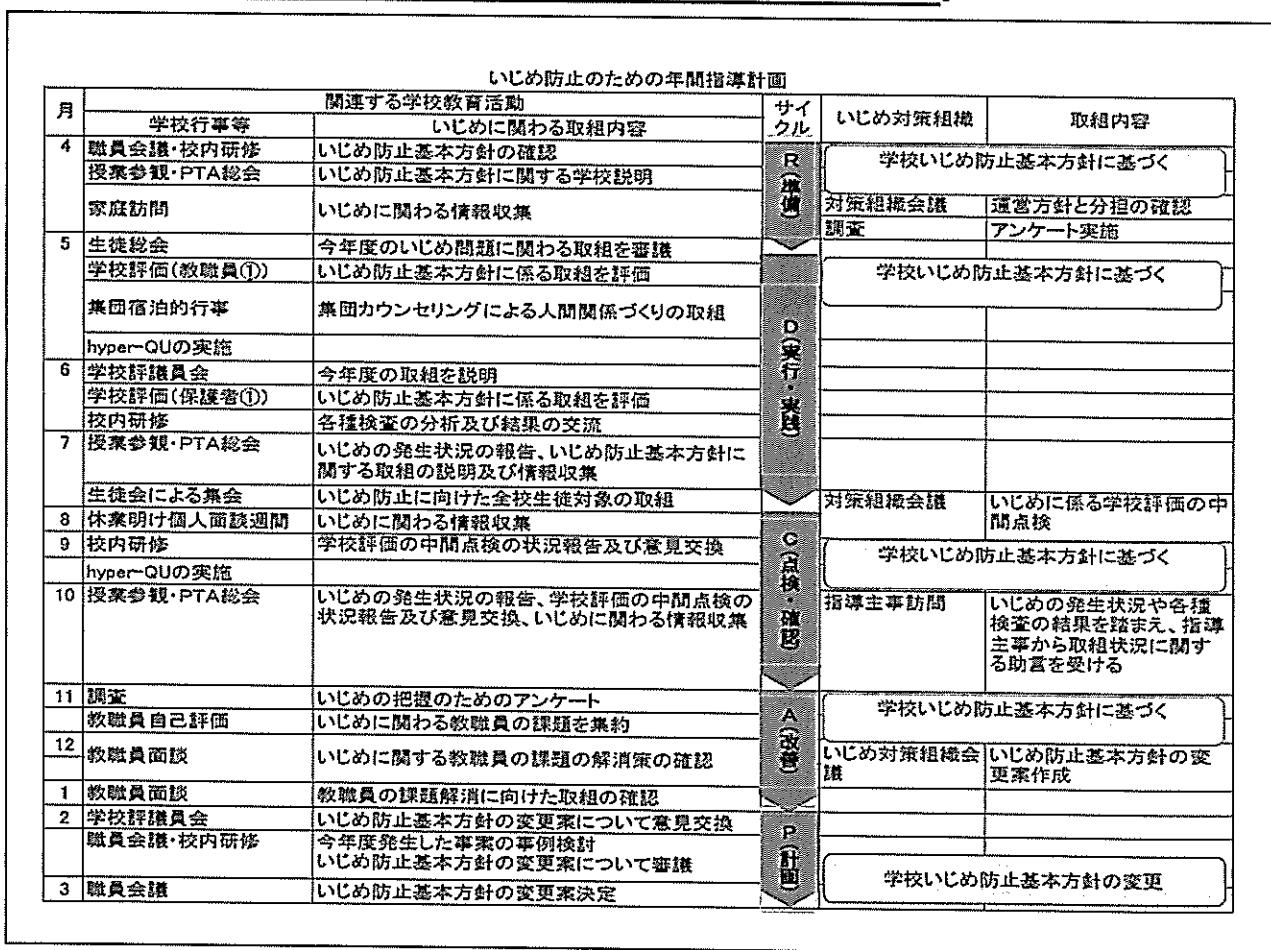
2 学校のいじめ防止基本方針

(2) 学校基本方針の策定・見直しのプロセス (PDCAサイクルに係る取組)

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| | | | |
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | | | |
| 特支 | | | |
| 教委 | | | |

1. 取組の概要

- A中学校では、学校いじめ防止基本方針の中に、いじめ防止等に関わる取組の年間計画を記載し、学校全体で年間を通じ未然防止に向けた取組を進められるようしている。また、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、変更のプロセスを年間計画の中に位置付けている。
 - A中学校では、次の年間計画に基づき、学校いじめ対策組織を中心となっていじめ対策に関わる取組を進めているが、いじめに係る調査や学級集団アセスメント(hyper-QU)の結果などを基にしながら、生徒の実態を踏まえた未然防止の取組が進められるように努めている。
- また、授業参観や保護者懇談、学校評議員会において、いじめ対策に関わる取組に対する意見聴取を行い、出された意見を踏まえて取組の見直しを進めるとともに、新年度に向けた学校いじめ防止基本方針の変更を行っている。



2. 成果

- 保護者や地域の声を生かした学校いじめ防止基本方針の見直しが可能になるとともに、学校のいじめ防止等に関わる取組に対する客観的な評価が得られるようになった。
- こうした学校評価を行うことで、保護者や地域が一体となって、いじめ対策に関わる取組を進めようとする機運が高まった。

本取組に対するコメント

(1) いじめ防止対策推進法の視点から

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」によれば、「より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある」とされている。
- 年間指導計画において、年間を通じたいじめ防止に係る取組が具体的に組み込まれており、取組の見通しを理解することが容易となっている。
- 学校評価において目標の達成状況を評価しようとしている（5、6月）。
- 教職員面談の機会を設け、教職員間においてもいじめに関する課題の解消策を確認し、抱え込みを防ごうとする取組が見られる（12、1月）。
- 年度末に、実際に発生したいじめ事案を事例とし、学校全体で対応についての検討を行っている（2月）。

(2) 児童生徒の関与の視点から

- 生徒総会の場において、いじめ問題に関わる取組を審議している（5月）。
- 宿泊的行事に「集団カウンセリングによる人間関係づくりの取組」を組み込んでいることによって、生徒が主体となる積極的ないじめ対策をとっている（5月）。
- 生徒会による「いじめ防止に向けた全校生徒対象の取組」を行っており、全校生徒が一丸となっていじめ問題に向き合う風土をつくっている（7月）。

(3) 保護者への説明の視点から

- 1学期のPTA総会において、いじめ防止基本方針に関する学校説明を行い、年度のスタートとともに、いじめ防止に関する学校の姿勢を明言している（4月）。
- 2学期のPTA総会において、いじめの発生状況の報告を行うとともに、学校評価においていじめ防止の取組について積極的に自己点検を進めようとしている（10月）。
- いじめ対策に関わる取組に対する意見聴取によって、学校の実態等を踏まえた上で次年度の学校いじめ防止基本方針を積極的に変更しようとしている。

2 学校のいじめ防止基本方針

(3) 学校基本方針を児童生徒・保護者に対して適切かつ効果的に周知している事例（その1）

| 設置者 | 國立 | 公立 | 私立 | | |
|-----|----|----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 |

1. 取組の概要

以下のようなパンフレットを年度初めに作成し、家庭に配付・周知している（A3判三つ折り）。

ヒーリング発見

いいじめサイン発見シートは、政府広報で作成された家庭教育でいいじめサインを観察するためにのチェック項目です。登校前、登校中のサインなど、日常生活の様々な場面で、“いいじめ”的サイン、特に食事時の可能性があります。定期的に見守つていただき、お子さんの変化に気づいてあげることが、いいじめの早期発見につながります。

このシートの項目にかぎらず、お子さんの様子についてご教示ください。いつでも中学校へご連絡ください。

朝起きてこない。布団からなかなか出でてこない。
朝になると具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
遅起や早起が地えできている。
食欲がなくなり、だまつて食べるようになっている。

服装も結構、家族との会話が少なくなった。
やがて、学校や家庭の諮詢が減った。
自分の部屋に閉じこもりがちになってしまった。
パソコン中毒をやめられないアザ木をやめようとする。

<https://www.edv-online.edc.tokyu.com/street.html>など、ご家族だけでまずは、学校へ相談ください。

| 月 | いじめ未然防止に係る年生会活動(実施日) | | いじめの未然防止の取組 | | いじめ防止委員会 学校生活アンケート |
|-----|--|--|--|---|---|
| | 実施年、対象年生会活動 | いじめにしたいたい体験、大にしたいたい体験、 | いじめにに関する学習 | せわやか的な生徒会活動 | |
| 4 | 入学式・新入生懇親会 通常授業開き | 【出会い式】新入生懇親会 [自分を見つめる] 道徳ひらき | ・生徒会からへの 全生徒への メッセージ | ・学習・生活ガイドンス | 第1回いじめ防止委員会 |
| 5 | 命の大切さ学習教室 | 【自己の命の大切さを学ぶ】 [命の大切さ学習教室] | ・中交運営会費の 実耗化を図る 生徒会活動 | ・情報モラルアンケート① (全校) | 第2回いじめ防止委員会 第1回いじめ未然委員会 (見守りネットワーク) |
| 6 | 情報セミナー教室① (全校) 小学生との中高生がうつりあ い会 | 【金銭を情操モラルを 身に付ける】 [情報モラル教室①] 〔ひととのかかわりと 地域の一員としてこの 自分を育む ボランティア活動〕 | ・中学生代表による小学 生投票額への金額がラン ダマイアの活動参加の手 びかけ | ・教育相談①(小学校) | ・夏休み中の三連休間 |
| 7 | 小学校との交流事業② ・オーブンスクール | 【かかわり合う人間 隣隊力オーブンスクール】 | ・中交運営会費の 実耗化を図る 生徒会活動 | ・Q-UJアンケート(全校) ※いじめ防止委員会 | 第3回いじめ防止委員会 |
| 8 | 合唱コンクール | 【学年のほどより、 仲間とのこながわを 英語で歌う】 合唱コンクール | ・金交換会 [提出生徒の 紙D面取り+おもて] | ・3年連続面談 | ・情報モラルアンケート② (全校) |
| 9 | 中祭 | 【地図への感謝を伝える】 [南中祭] | ・金交換会 [いじめ未然防止会議 作成の段階] | ・生徒会による、 市中学生 朝食に対する 感想を図る会 議 | ・第2回いじめ未然委員会 (見守りネットワーク) |
| 10 | いじめを考慮する道徳授業 ・小学校との交流事業③ ・小学校会員 ・せわやかオーラム | 【いじめを考慮するための 道徳授業】 [せわやかオーラム] | ・道徳・音楽の時間 [せわやかオーラム 事前・事後指導] | ・1・2年教育相談② | ・情報モラルアンケート③ (1・2年) |
| 11 | 情報モラル教室④ | 【生徒会による情報モラルを 身に付ける】 [情報モラル教室④] | ・生徒会による、 市中学生 朝食に対する 感想を図る会 議 | ・中版スマホ規定・ 中版LINEカードを生 かれた生徒会主導の情 報モラル教室の実施 | ・自分たちが家庭で生徒会が 主導する活動に賛同 |
| 12 | 情報モラル教室⑤ | 【生徒会による情報モラルを 身に付ける】 [情報モラル教室⑤] | ・3年連続面談 | ・自分たちが家庭で生徒会が 主導する活動に賛同 | 卒業式 |
| 1・2 | | | | | |
| 3 | | | | | |

本取組に対するコメント

(1) いじめ防止対策推進法の視点から

- パンフレットの内容が、学校・生徒・家庭の3つの視点から読み取れるようになっており、いじめ防止に向けた取組が整理された内容となっている。

(2) 児童生徒への支援の視点から

- いじめ事案が発生した際の学校の対応内容やフローが示されており、生徒の視点に立つと、いじめに関する悩みが起ったとき、学校に対してどのように相談したらよいか分かりやすい。

(3) 保護者対応の視点から

- 「いじめのサイン発見シート」を掲載し、家庭での見守り方が示されていることで、保護者が気になったり心配したりしている点について、必要なときに学校との間で速やかな情報共有が行われることが期待できる。

| 2 学校のいじめ防止基本方針 (3) 学校基本方針を児童生徒・保護者に対して適切かつ効果的に周知している事例（その2） | 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 | |
|--|-----|----|----|----|----|
| | 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 |

1. 取組の概要

(1) 学校新聞で周知

年度当初に、生徒に「いじめゼロ宣言」について生徒指導主任が説明を行ない、全教職員一丸となって、いじめ防止にあたることを誓っている。このことを学校新聞で保護者に周知し、理解を得る努力をしている。

(2) P T A 総会で説明とお願い

5月上旬のP T A 総会で、保護者に対し“A中学校「いじめ防止基本方針」”及び、“いじめ防止年間指導計画”について、資料をもとに説明をしている。毎週行なっている“いじめ対策委員会”的構成員、協議内容、アンケートの実施等を説明し、家庭で気になる点があれば、遠慮なく連絡をするようお願いし、家庭と学校との連携により、「いじめゼロ」をめざしている。

(3) 学校安全保健委員会で説明

7月の学校安全保健委員会で、“A中学校「いじめ防止基本方針」”を説明し、生徒の心と体の健やかな成長のために、組織として取り組んでいることを示した。学校薬剤師の方からは、「この資料と説明を受けて、学校ではいじめ防止のためにこれだけ頻繁に会議を重ね、情報を共有していることがわかり、驚きました。」という感想をいただいた。

(4) 学校運営協議会での情報共有

いじめ事案を含め、本校で生徒指導上問題になっていることを、学校運営協議会で毎回情報共有するとともに、地域から意見をいただきなど必要な支援について協議を行っている。このように、情報を開き、地域・家庭との連携強化に努めることで、「地域の子どもは地域で育てる」当事者意識を高めたいと考えている。

(5) 毎週のいじめ対策委員会へ学校運営協議会委員が参加

週1度（毎週木曜日）いじめ対策委員会を開催し、いじめ根絶や、不登校傾向のある生徒への対応などを協議するとともに、早期発見、早期対応に努めている。いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導、各学年主任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、通級指導担当、養護教諭、保健主任、B市教育委員会担当指導主事、スクールカウンセラー、学校運営協議会委員（主任児童委員）等としている。その日行われた会議録は、その日のうちに全教職員に配付し、共通理解を図り、短いスパンで確認、実践に移すことができるようしている。

この記録は、市教委に毎週メールで提出しており、児相やSSW、適応指導教室（B輝きスクール）など関係機関との連携の強化につながっている。このように、スムーズで組織的な対応の充実により、いじめの未然防止及び早期対応、早期解決等、着実にその成果があがっている。

(6) ホームページへの掲載

毎年、いじめ防止基本方針を見直し、学校で説明するとともに、ホームページへ掲載し、広く周知している。

本取組に対するコメント

(1) いじめ防止対策推進法に基づく視点から

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」によれば、「策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する」とされている。
- 本事例のように、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、広く周知を図るとともに、毎年度、様々な機会を通じて生徒や保護者に説明を行っていることは効果的な取組と評価できる。

(2) 児童生徒及び保護者への説明の視点から

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」によれば、「学校評議員や地域学校協働本部等が整備されている場合には、学校は当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進める」とされている。
- 本事例では、P T A総会において、学校いじめ防止基本方針や年間指導計画について説明が行われているほか、学校運営協議会において、いじめ事案の情報共有が行われているなど、地域・家庭との連携が強く意識されていることが見受けられる。
- また、家庭と学校の連携強化の観点から、P T A総会において、「いじめ対策委員会」の構成員や協議内容、アンケートの実施等について伝えていることや、同委員会に学校運営協議会委員が参加しているといった対応も望ましい取組と言える。

(3) その他

- 本事例は、学校・地域・家庭の連携の下、いじめ事案に係る取組が周知され、対策の充実が図られている事例である。記載の取組の他には、例えば、次のような取組も効果的と考えられる。
 - ・学校いじめ防止基本方針の策定・見直しに際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加を促すこと
 - ・学校新聞等に外部の人材からいじめに関するコメントを寄稿してもらい、いじめ対策が多くの関係者のサポートによって進められていることを伝えること
- 本事例では、「いじめゼロ」を目標に掲げていじめ防止に当たっているが、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起りうる」という認識に立ち、いじめの芽や些細な兆候であっても、いじめとして認知されないことがないよう留意する必要がある。

3 学校いじめ対策組織

(1) 学校いじめ対策組織の構成・活動

① 学校いじめ対策組織の構成員、活動

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 | | |
|-----|----|----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 |

1. 事例の概要

(1) 関係児童

【被害】小学3年女子A（1名） 【加害】小学4年女子B～I（8名）

(2) いじめの概要

- 小学3年女子Aの保護者から担任に「上級生に集団でいじめられている」と相談があった。
- 担任と学年主任がAに話を聞いたところ、昨年度から、放課後に、1学年上の8人の児童から悪口を言われたり、物を隠されたりしているということだった。
- Aは、そのことが原因で春休みから放課後児童クラブへの参加を嫌がっており、学校で縦割り活動がある日は登校を渋っていた。
- Aが放課後児童クラブを親に無断で欠席したことから、本件が発覚した。
- Aはこれまでの悩みを保護者に初めて話すことができた。

2. 事態の経緯及び対応

- 担任がAの困り感に寄り添いながら、学年主任とともに丁寧に話を聞き取り、家庭訪問して保護者に対応を連絡。また、スクールカウンセラーを紹介し、Aと母親とで相談できるよう連携。
- 担任が、児童支援専任に報告。学校いじめ防止対策委員会を実施し、対応方針を協議。
- A及び周囲の児童からの聞き取り、関係児童8名からの聞き取り、放課後児童クラブへの連絡と見守り体制を担任、児童支援専任を中心として確立することを確認。
- 保護者の了解を得て、放課後児童クラブの主任に情報を伝えAの見守り体制を依頼。
- 学校は学年、縦割活動の担当者、養護教諭を中心にAの不安がなくなるように支援体制を構築。
- 関係児童に対しては、一人ずつ保護者を交えての面談を実施。事実を伝えるとともに家庭と連携して「よくなかったこと」を内省させ、同様のいじめを繰り返さない指導をしていくことを確認し実施。
- 関係児童Bの状況について、保護者も困り感を持っていることが分かったため、スクールカウンセラーと面談を実施。
- 全教職員で情報を共有し、A及び関係児童の見守りを続けるとともに保護者との連携を継続。
- 全校集会で校長が悪口や仲間外れなども「いじめ」であり、絶対にしてはいけないことだと話し、もつらい思いをしている人がいたら、すぐに大人に相談してほしいことを伝えた。
- Aと保護者が納得のできる心情になった時、「謝罪の場を設ける」ことを確認した。
- 学校全体の実態把握と再発防止を目的に全学級を対象に「学校生活アンケート」を実施。

3. 成果

- Aが、安心して学校生活を送れるようになるとともに、関係児童たちも自分のやった事を振り返ることができ、再発防止につながった。
- いじめ行為に対する指導と並行して、Aの困り感に寄り添った支援が実現できた。
- 学校内での支援体制に加え、地域（放課後児童クラブ）による見守り体制を構築できた。
- 学校いじめ防止対策委員会をすぐに開催することで、組織的で迅速な対応ができた。

本事例に対するコメント

(1) いじめ防止対策推進法の視点から

- 加害児童に対して、保護者を交えて面談を実施し、内省を促すを通じて、いじめが繰り返されないよう指導した。

(2) 児童生徒への支援の視点から

- 学年担当、縦割活動担当、養護教諭など複数の教員をAの支援担当に充て、Aの学校生活における不安な場面を最大限見守れるように体制を整備した。
- 加害児童Bについては、本件がきっかけとなり保護者の理解も得た上でスクールカウンセラーとの面談を実施し、今後の学校生活についての困り感を相談することができた。
- 全校集会の場面で、校長がいじめに関する講話を通じて、いじめをしてはいけないことや、いじめを受けた人の思いに触れ、つらい思いをしている場合には大人へ相談してほしいことを告げた。そのことによって、いじめ問題に関して重みを持たせるとともに、緊急時の相談の大切さを伝えることができた。

(3) 保護者対応の視点から

- 全教職員での情報共有と関係児童の見守りを保護者に約束し、Aの様子に関する情報提供の依頼を含めた連携の確認を行っている。
- 放課後児童クラブの見守りを強化するために、保護者の了解を得た上でクラブ主任に情報を伝えている。
- 謝罪の場の設定については、早期の解決を目指したものではなく、心情に寄り添い、Aの状況を捉えた上で行うこととしている。そのことによって、学校は単に問題の解決を図ることだけではなく、いじめによってつらい思いをする人の心情にも触れさせ、被害児童の気持ちに寄り添った対応をとったと言える。

3 学校いじめ対策組織

(1) 学校いじめ対策組織の構成・活動

② いじめ防止に効果的な特色ある活動が行われている事例

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | | | 特支 |
| | | | 教委 |

1. 取組の概要

- 市内でいじめが原因と思われる自死事案が発生し、市内の各校は大変な衝撃とともに、自校の指導体制の見直しを迫られることとなった。類似の自死事案の発生は絶対に防がなければならないことが課題となり、事実を受け止め、いじめ・暴力防止に向けた職員研修等を実施した。研修を実施していく中で、いじめや暴力を防止するための具体的なプログラムを作成し、これをどのように実行していくかが次の課題となった。
- 学校の生徒指導状況を省みると、いじめや暴力が存在しないと言える状況ではなく、日常的な観察やアンケート等からも、思わしくない実態が浮かび上がってきた。子供たちがかけ替えのない命を自ら絶つという出来事を繰り返さないためにも、この問題への取組は重要な課題であった。二度と悲劇を繰り返さない、類似の自死事案の発生を防ぐ決意のもと、いじめと自死の問題に取り組むことにした。
- さまざまな形で、一人一人の生徒が安心して生活できる環境と居場所づくりを心がけてきた。しかし、上記の状況の中で、効果的な「いじめ・暴力防止プログラム」の策定が急務となった。そこで、生徒指導部で「いじめ・暴力防止プログラム」を策定し、特活指導部と連携して、生徒会・学級会活動を中心とした「キャンペーン活動」を推進していくこととした。

【「いじめ・暴力防止プログラム」の内容】

- ◎ 第1期・第2期を通して
 - ・ 学級会活動・生徒会活動を通じた「いじめ・暴力行為防止等スローガン」作成
… 各生徒、各学級、学校議会、生徒会本部（発表）
- 第1期（2時間扱い＋朝学活・帰り学活1～2回）／5月
 - ・ 生徒へ：校長講話・協力機関担当者講話
 - ・ 学活 or 道徳の時間（担任講話：いじめ防止アクティビティ「スローガン作り」等）
 - ・ 生徒と家庭から：情報収集（アンケート・家庭訪問時の聞き取り・観察）
 - ・ 職員間で：情報交換・具体的対応策策定
 - ・ 生徒へ：具体的対応
- 第2期（2時間扱い＋朝学活・帰り学活1～2回）／8月末～9月
 - ・ 生徒へ：校長講話・生徒指導担当講話・生徒会長より・学活学活 or 道徳の時間（担任講話：オープンマインドミーティング「私のいじめ・暴力追放宣言（いじめ・暴力対策ビデオを視聴して）」）
 - ・ 生徒と家庭から：情報収集（アンケート・教育相談時の聞き取り・観察）
 - ・ 職員間で：情報交換・具体的対応策策定 生徒へ：具体的対応

- 第3期「いじめ防止標語コンテスト」参加／冬休み中（家族の語らいのなかで）
 - ・ 生徒へ：冬休み前の校長講話・生徒指導担当講話・生徒会長より
 - ・ 生徒と家庭から：冬休み明けの「いじめ防止標語」提出
- 年間を通して
 - ・ 日々の「あいさつ運動（生徒会主催）」と、月2回の「さわやか運動（PTA主催）」の充実を図る。具体例：ボランティア参加の充実や、校外でのあいさつ運動の展開。

※上記プログラムの実施に当たっては、簡易指導案とワークシートを準備した。各担任の個別の力量に頼るのでなく、学校全体での取組と全職員が認識し、取り組んだ。

2. 成果

- 各学級担任が、日頃の学級会の延長上にプログラムを据えて、個性あるキャンペーンの実施に取り組むことで生徒も主体的にいじめ問題に関わることができた。
- 生徒（生徒会本部役員）が大変前向きな活動を展開した。プログラム後半の学級会「私のいじめ・暴力追放宣言」では、各クラスで活発な話し合いや提案がなされることとなった。
- 「いじめ・暴力防止スローガン」は、各クラスからの提案を踏まえて、生徒会本部が中心となって学校議会で採択し、「みんなでつくろう 相談しやすい環境を立とう！同じ立場に」と決まった。このように、「やらされている」のではなく、「自分たちの問題」として取り組む姿勢を持たせることができた。
- 一人一人の生徒が、学級全体に向け、いじめや暴力に対する心情を語り合う機会を持つことで、人の痛みに気づくきっかけになったと考えられる。
- キャンペーンを継続することで、傷つけ、傷つく関係から、共に協力し合ってより善い校風を作り上げる関係を発展させることができてきていると考えられる。

本取組に対するコメント

- 「いじめ・暴力防止プログラム」の策定及び「キャンペーン活動」を柱に、取組が推進されている。また、学校と生徒が一体となっていじめ防止に向かう取組を進めており、生徒の主体的活動へ発展させている点は参考になると考えられる。
- 年間を通して活動を組織し、特に期分けをして取組を重点化している点に工夫が見られる。加えて、家庭との連携を図り、情報の共有を図っている。
- プログラムの実施に当たっては、学校全体としての取組となるよう共通の簡易指導案とワークシートを活用している。そのことによって、全職員が共通の視点を持って指導に当たることができている。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動等、児童生徒の主体的な活動の推進が求められている。本取組については、日頃からの学級会にプログラムを据え、いじめ問題に係るキャンペーンを実施することによって生徒の主体的な活動を引き出している。また、生徒会本部役員を中心とした「私のいじめ・暴力追放宣言」の取組や「いじめ・暴力防止スローガン」の採択では、生徒が自分たちの問題としていじめ問題に向き合うよう方向付けている。

この結果、生徒一人一人がいじめや暴力に対する心情を語り合うことによって「人の心の痛みに気付く」ことや、「共に協力し合ってより善い校風をつくっていく」ことが目指されており、参考になる取組であると考えられる。

3 学校いじめ対策組織

(1) 学校いじめ対策組織の構成・活動

③ 校長の判断により事案の結果が左右された事例（その1）

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | | 特支 | 教委 |

1. 事例の概要

(1) 関係児童

【被害】小学5年男子A（1名） 【加害】小学5年男子B、C（2名）

(2) いじめの概要

- 小学5年男子児童Aの体育着袋に入っていたシャツとズボンの名前をマジックで塗り消されたり、シャツが隠されたりすることが数回続いた。
- そのいじめは、放課後の児童がいない教室や廊下で起こっているため、発見が難しくなっていた。
- Aの母親が犯人捜しを徹底して行うよう強く要求し、犯人が見つからなければ、警察に被害届を出すと要望してきた。

2. 事態の経緯及び対応

- 学級担任は、Aから訴えを聞き、学年主任、生活指導に相談するとともに、教頭、校長に報告した。校長は、校内いじめ対応ミーティングを速やかに行い、いじめ対策会議を招集し、教頭に情報の収集とAへの対応、役割分担を指示した。 Aの母親に対し、学級担任とともに校長自ら家庭訪問し、事件の経緯と学校の対応について隨時説明した。
- 校長の指示で、Aの心のケアを最優先し、養護教諭やスクールカウンセラーから心に寄り添い、不安感を取り除くケアを行わせた。
- 母親の怒りに対し、校長自ら対応するとともに、関係機関に依頼し、第三者（スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー）が母親の怒りや不安、不満を取り除く対応を行った。
- 学級便りや保護者会、児童へのアンケート調査を実施するとともに、加害者と疑われている生徒に対し、確実な情報をもとに、慎重に事情聴取することを指示した。
- 全校生徒に対し、校長講話をを行い、被害児童の心情に寄り添い、心の痛みを感じることを訴えた。 校長の心に響く話やアンケート調査から、加害児童2名が分かった。加害児童の保護者に連絡を行い、事情を説明するとともに、児童が行為に至った理由や心情を丁寧に聞き、相手の気持ちを考えることの大切さを指導した。

3. 成果

- Aの母親は警察へ被害届を出すことを強く要望してきた。校長は逆にAの不安やストレスが一層高まり、学校への登校ができなくなることが心配であることを訴えるとともに、母親の心情を安定させるためにスクールサポーター、スクールソーシャルワーカーとの相談の機会を迅速に設けた。このことにより、母親の不安や不満を取り除き、学校との信頼関係を構築した結果、被害届は出されないこととなった。

- 全校生徒に対し、相手の憂いや悲しみ、不安を考えられる思いやりを持つことの大切さを訴えた。
- 今後の児童のより良い関係や、児童の心の成長を促す指導支援の大切さを一番に考えていくことを指導の方針に据え、複数の目で見守り、適切な役割分担を行い、迅速な対応を行った結果、被害者、加害者本人、保護者の理解を得た。

本事例に対するコメント

(1) いじめ防止対策推進法の視点から

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中心として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要」とされている。
- 本事例は、Aの学級担任から報告を受けた校長が、速やかに学校いじめ対策組織を招集し、教職員に役割分担を指示するとともに、母親に対する説明・対応を自ら行うなど、リーダーシップを發揮し、迅速に対応した事例であると言える。

(2) 児童生徒への支援の視点から

- 校長が、Aの心のケアを最優先に考え、養護教諭やスクールカウンセラーによる寄り添いを重視した対応を指示したことによって、Aの不安感を取り除くことができた。
- 事案について、学級便りの配布や保護者会の開催、児童へのアンケートの実施を行うことにより、学校全体で問題の解決に向けた対策を講ずることができた。
- 本事例は、今後の児童のより良い関係や、児童の心の成長を促す指導支援の大切さを一番に考えていくという指導方針の下、加害児童への指導が行われている。これは、「いじめの防止等のための基本的な方針」において「加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する」という方針に沿った対応と言うことができる。

(3) 保護者対応の視点から

- 被害児童の母親に対する事案の説明や学校の対応について、学級担任任せにせず、校長自ら家庭訪問に加わるなどの積極的な対応が、結果的に、被害児童の母親の不安を取り除くことにつながったと考えられる
- また、被害児童の母親の怒りが取まらないことに対して校長が対応を行うとともに、関係機関と連携して、スクールソーシャルワーカーの活用を主導して行ったことが、母親の不安な心情を緩和させることになったと考えられる。
- 加害児童への指導が、保護者の理解を得て行われており、加害児童の保護者の立場にも配慮がなされている。

3 学校いじめ対策組織

(1) 学校いじめ対策組織の構成・活動

③ 校長の判断により事案の結果が左右された事例（その2）

| 設置者 | 国立 | | 公立 | | 私立 | |
|-----|----|---|----|----|----|--|
| | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 | |

1. 事例の概要

(1) 関係生徒

【被害】中学2年女子A（1名） 【加害】中学2年女子B、C、D（3名）
(Cは被害生徒でもある。)

(2) いじめの概要

- Aは、B、C、Dから数日間無視され、1週間以上に渡って欠席するに至った。
- その後、Cは、BとDから無視され、体調不良を訴えた。

2. 事態の経緯と対応

(1) いじめの認知前

- 中学2年女子Aは、腹痛により欠席した。担任は生徒を通じて連絡ノートを届けたが、電話連絡はしていなかった。翌日も欠席したため電話連絡をすると「明日は行けそうです」という言葉があつたため担任は安心したが、Aは翌日も欠席した。
- 担任は、欠席3日目も電話連絡をしたが、欠席の理由は把握しておらず、いじめと疑われる認識もなかつたため、校内のいじめ対策組織に報告していなかつた。
- 欠席4日目に、養護教諭から「いじめの疑いはないか」という指摘を受け、担任が家庭訪問してAに確認したところ、B、C、Dから数日間無視されていることが分かつた。Aの保護者からも「娘はB、C、Dから無視されていると言つてゐる。3人を指導してもらわないと娘は学校に行けない。しっかり調べて対応してほしい」と言われた。
- 担任はその日のうちにB、C、Dへ事実確認を行つたが、「そのようなことはない」と答えたので、再度Aに「事実は分からぬが、気に入りすぎではないか」と伝えて、明日は学校に来られるか尋ね、「学校に行く」というAの言葉を信じて連絡を終えた。
※ この時点で担任は、トラブルはなかつたと判断し、養護教諭には「いじめではなかつた」と伝え、組織への報告もしていなかつた。
- Aの欠席が1週間継続し、養護教諭は、いじめ対策組織の情報を集約する担当（以下「集約担当」という。）に、「Aの欠席はいじめが原因ではないか」と進言した。集約担当が管理職に報告すると「担任が本人に確認しているのだから担任に任せよう」との判断で、いじめ対策委員会での協議はされなかつた。
- その後、Cが体調不良を訴えて保健室に訪れて「教室に居たくない。BとDから無視されて辛い。Aもいじめられて不登校になつてゐる」と話した。養護教諭は、集約担当に報告し、集約担当は管理職に報告して、いじめ対策委員会が招集された。

(2) いじめの認知後

- いじめ対策委員会の協議を受けて、担任が家庭訪問を行うが、Aは会いたくないと言って面会できない。保護者に説明をするが「欠席してから1週間になるのに、なぜもっと早く気づいてもらえなかつたのか。Cがいじめられていなかつたら、うちの子はどうなつていたのか」と対応の遅さを責められた。
- Aの欠席はそれから数日続いたが、Aの自宅に担任と学年主任が家庭訪問し、対応が遅れたことを詫びるとともに、Cが学校でB、Dからいじめられたことや、B、Dに対して指導したことを伝えた。

- Aは保健室登校できるようになり、B、C、Dからの謝罪も受けたが、教室には入れない日々が続いている。
- Aの保護者からは、担任に対する不信感が募り「娘が学校に行けなくなったのは担任がいじめを発見できなかったからだ。担任を変えてもらいたい」と校長に依頼があった。
- Aの保護者とB、C、Dの保護者との関係は修復されたが、双方が担任を批判する側となり、担任は対応に苦慮している。
- その後、Aの保護者対応は、学年主任と養護教諭が担当している。

本事例に対するコメント

(1) いじめ防止対策推進法の視点から

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中心として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要」とされている。
- 本事例は、Aの学級担任が適切な対応を行わなかつたことはもとより、いじめ対策組織の情報集約を担当する教員が、校長を含む管理職に報告した際に、管理職が対応を任せにしたことで、事態が深刻化した事例である。
- 本事例では、初期段階で積極的にいじめと認知しなかつたため、初動が遅れただけでなく、A及び保護者からの信頼を失ってしまった。とりわけ、学級担任が、養護教諭の進言やAの保護者の訴えがあったにもかかわらず、これを軽視し、いじめ対策委員会に報告しなかつたことは適切でなかったと考えられる。
- 上述のとおり、養護教諭が、集約担当を通じてAに対するいじめの疑いを進言したにもかかわらず、管理職が対応を任せにし、いじめ対策組織で協議しなかつた点については、組織的対応が不十分であったと認められる。

(2) 児童生徒への支援の視点から

- 本事例では、学級担任が欠席3日目の時点で欠席理由を把握していなかつたが、仮にいじめの兆候がなかつたとしても、家庭訪問の実施、保護者との連絡、他の生徒からの情報収集を図る等により、欠席理由を把握するよう努めるべきであった。
- 被害生徒が教室へ入れない状況が続いている場合は、適切なアセスメントにより策定された支援計画に基づき、組織的・計画的に支援を行うことが必要である。

(3) 保護者対応の視点から

- いじめの疑いを含め、欠席が続いた初期の段階からAの心情へ寄り添い、家庭での様子について情報提供を依頼するとともに、継続的な家庭への連絡や家庭訪問を通じて、Aが欠席をする理由や背景について探る必要があつた。

3 学校いじめ対策組織

(1) 学校いじめ対策組織の構成・活動

- ④ 学校いじめ対策組織の存在・活動を児童生徒にアピールする取組

| 設置者 | 国立 | | 公立 | | 私立 | |
|-----|----|---|----|----|----|--|
| | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 | |

1. 取組の概要

- 学校通信で「学校いじめ防止基本方針」の概要について、生徒や保護者に伝える。 詳細については、学校の Web サイトに載せることで周知を図っている。
- 「学校いじめ対策組織」の活動については、「学校いじめ防止基本方針」の中に、組織の構成員や役割を載せたり、いじめ防止に関する年間計画の中に、具体的な取組内容を載せたりすることで周知を図っている。

<学校いじめ対策組織>

| 構成員 | 役 割 |
|------------|--|
| 校長・教頭 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮 ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成 ・学校通信や学校の Web ページ等で、学校のいじめ防止等に取組について情報発信 |
| 教務主任 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の管理 |
| 生徒指導主事 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解 ・いじめ問題に関する情報収集と記録 ・関係機関との連携・調整 ・生徒指導部会の実施 |
| 教育相談主任 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談実施状況報告 ・気になる生徒への対応の提案 ・スクールカウンセラーとの面談計画の提案、調整 |
| 養護教諭 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健室における相談状況等報告 ・保健室の活用についての提案 |
| 学年主任 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケートの集約・学年の状況報告 ・いじめ防止活動についての学年の取組を提案・報告 |
| スクールカウンセラー | <ul style="list-style-type: none"> ・加害、被害生徒や保護者への対応、学校の相談体制へのアセスメント |

<主な活動や取組>

- いじめ相談・通報の窓口になる。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いの情報があった時には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

本取組に対するコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある」とされている。
- 本事例では、学校通信を用いて「学校いじめ防止基本方針」の概要を生徒や保護者に伝えるとともに、詳細については学校 Web サイトに情報を掲載している。このような取組は、学校いじめ対策組織の存在・活動を周知する上で効果的であると考えられる。
- 学校いじめ対策組織の構成員及び役割を明確にしており、いじめ事案に組織的に対応する上で有用であると考えられる。また、このような取組は、被害生徒や保護者がいじめの相談・通報を行う際にも参考になると考えられる。
- 上記以外の取組として、全校集会やいじめ問題を授業等で取り扱う際に、学校いじめ対策組織の存在を周知することも効果的であると考えられる。

3 学校いじめ対策組織

(1) 学校いじめ対策組織の構成・活動

⑤ いじめの校内研修の実践例

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | 特支 | | 教委 |

1. 取組の概要

＜研修の対象＞ 校内全職員

＜年間の実施回数＞ 5回（他に学校評価アンケートによる点検1回）

＜内 容＞

【4月】いじめ防止基本方針に係る研修

- ねらい 新年度を迎える、「いじめ防止基本方針」の内容と具体的な方策についての理解を深め、全職員で共通理解を図る。
- 内 容
 - ・ 校長から「いじめ防止基本方針」の説明と質疑応答
 - ・ 学年、分掌等でグループになり、方針に沿った具体的な取組を協議
 - ・ 全体で、学校としての取組を確認し、共有する。

【6月】効果測定を活用した、共感的理解についての研修

- ねらい 効果測定の結果の考察とその生かし方についての理解を深め、共感的理解に基づいた児童・生徒指導について考える。
- 内 容
 - ・ 教育委員会指導主事による、効果測定の意義と生かし方、共感的理解についての講義
 - ・ 実際の結果をもとにした考察と今後の対応についての協議
 - ・ 全体で協議内容の報告と学校全体での取組の共通理解

【8月】いじめ防止対策推進法の理解及びガイドラインについての研修

- ねらい いじめ防止対策推進法についての理解を深めるとともに、文部科学省によるガイドラインに沿った具体的対応について考える。
- 内 容
 - ・ 外部講師による、いじめ防止対策推進法とガイドラインについての講義
 - ・ 講義を受けて、夏休み明けから実際に取り組む具体的対応についての協議

【10月】いじめに関するアンケートを生かした児童・生徒指導についての研修

- ねらい いじめに関するアンケートの活用方法について考え、校内におけるいじめ防止対策の取組に生かす
- 内 容
 - ・ アンケートの内容とその意図についての確認と共通理解
 - ・ アンケート結果の考察と課題の明確化
 - ・ 学校全体での情報共有と具体的な取組についての共通理解

※ 【12月】学校評価アンケート（児童・保護者・地域）結果についての考察

【2月】学校評価に基づく振り返りと、新年度に向けた「いじめ防止対策」についての研修

- ねらい 学校評価をもとにしながら「いじめ防止基本方針」に沿った防止対策が適切に行えたかを振り返り、次年度の基本方針に生かす
- 内容
 - ・ 教頭より、学校評価の報告と質疑応答
 - ・ 学年等の縦割りグループで、いじめ防止基本方針に沿った対応ができていたかを協議
 - ・ 全体で報告と情報の共有。次年度に向けた具体的な方策を協議

本取組に対するコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、学校は、学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施することが求められている。本事例は、年間5回の校内研修を通じて、いじめ防止に関わる教職員の共通理解を深めている取組である。
- 年間を通して、段階的・計画的に研修が位置付けられており、いじめ防止対策に必要となる内容を押さえた研修計画となっている。また、校内全職員を対象としていることについても望ましい取組であると言える。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、国が実施すべき施策として、「全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する」とも記載されている。これを踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しつつ、校内研修に、教育相談やスクール・コンプライアンス（学校教育に適したコンプライアンス）に係る研修も盛り込むと一層充実した内容になると考えられる。

3 学校いじめ対策組織

(2) いじめの組織的対応

① いじめの情報共有～効率的かつ的確な情報共有の仕組み

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | | 特支 | 教委 |

1. 取組の概要

(1) 共有システム

月に1回

- 「心の健康チェック」（ストレスアンケート）を実施し、心配な生徒にはチャンス相談を行い、結果を共有する。

問題行動・事故等が発生した場合

- 下記の流れで情報を共有して迅速に対応する。
 - ① 問題行動・事故等の発生 即時に対応（第一対応）
 - ② 第一対応者から、該当学年主任と生徒指導部へ報告
 - ③-A 第一対応者と学年主任（もしくは生徒指導主事）から管理職へ報告。
 - ③-B 生徒指導部は連携して情報を即時共有する。必要に応じ他学年部へも周知。
- 情報共有後、すぐに対策ミーティング（副校長主宰）を開き、指導方針を決め、着実に実行する。

問題行動・事故等への対応後

- 指導に当たった職員が事案について、「誰が→いつ→問題行動・事故の具体→事実の聞き取り→指導内容→家庭への連絡の有無」等の記録を残し、管理職、各主任のチェックを受けた後、学年ごとに「生徒指導ファイル」を用意し、適切な場所に保管している。全職員がいつでも確認できるようになっており、生徒理解、そして適切な生徒指導につなげている。

(2) 具体的な事案

- 年度初め10分休憩の時に、廊下で中2男子生徒Aが男子生徒Bのズボン下ろしをした場面を、たまたま廊下を通りがかった教師が見つける。教師はその場ですぐズボン下ろしを止めさせ、生徒指導主事に連絡。
- 生徒指導主事と当該学年主任は管理職に報告し、生徒A、Bから放課後に事実確認を行うよう指示を受ける。
- 生徒指導主事と学年主任は事実を確認し、管理職に再度報告。生徒Aが加害者であり、生徒Bはじゃれあい中にズボンを下ろされた。
- 管理職からの指示のもと、生徒Aにはズボン下ろしが人権に関わる重大事案であることを生徒指導主事、学年主任2人で厳しく指導。
- 生徒Bの家庭には、担任から家庭連絡を入れてもらった。

- 生徒Aは、1年時の「生徒指導ファイル」から、問題行動を頻繁に起こしている生徒であることを確認。ズボン下ろしがいじめに関わる重大事案であることと、これまでの生徒Aの行動を勘案して、保護者に来校してもらい直接話をすることが必要であると判断し、来校した保護者に事実関係と指導内容を伝える。
→ 来校してもらうことで直接会って話ができる、生徒Aの保護者の子育てに対する困り感や家での様子も聞き取ることができ、年度初めに保護者と学校との連携を図ることができた。

本事例に対するコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある」とされている。本事例は、いじめ等の問題行動や事故等が発生した際の職員の対応方法を具体的に示したものである。
- 本取組のように、職員の対応方法が明確化されることで、個別の問題行動・事故等に迅速に対応することが可能となるほか、仮に適切に対処できなかつた場合であっても、どこに不備があったのか事後的な検証が容易になると考えられる。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」には、「当該組織（＝学校いじめ対策組織）に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る」とされている。本取組において、問題行動・事故等の対応の際に作成される「生徒指導ファイル」は、全職員間の情報の集約・共有のツールとして、適切な生徒指導に役立っているものと考えられる。

3 学校いじめ対策組織
 (2) いじめの組織的対応

- ② いじめの情報の抱え込みにより重大な事態に至り、教職員が懲戒処分を受けた事例

| 設置者 | 国立 | | 公立 | | 私立 | |
|-----|----|---|----|----|----|--|
| | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 | |
| 校種 | | | | | | |

1. 事例の概要

- 中学2年男子生徒Aは、1年次のバスケットボール部の活動において、体力及び技術面から他の部員と同等の練習をこなすことが難しかったにもかかわらず、同学年の部員らから練習中に強い言葉をかけられ、失敗を責められるかのような言動を受けていた。また、2年次のクラス内において、同級生から、顔を殴られ、頭を机に押しつけられ、わき腹を突かれるなどの暴力、ちょっかい、からかいの対象とされ、心理的・物理的な暴力を受けていた。
- こうした行為に対し、Aは精神的な苦痛を感じ、生活記録ノートに記載をするなどして担任に訴えたり、家族に相談したりしたこともあった。
- 生活記録ノート等の記載、周囲の関係者からの聴取結果等から判断すると、いじめが継続していく中で、希死念慮（死にたいという漠然とした気持ち）が現れ、2年次の6月頃にはいじめとの関係で希死念慮を表明するほどになっていた。Aは、2年次の7月に自ら命を絶っている。いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき学校の設置者に設けられた重大事態の調査組織によると、Aが受けているいじめが希死念慮をもたらした少なくとも一つの原因になっていたと認定されている。

2. 事態の経緯及び対応

- 当該中学校においてAに関わる教員は、クラス及び部活動でのAの周囲で発生したもめ事やトラブルに関して、全く対応していなかったというわけではなく、その都度個別的には対応してきた。しかし、Aと担当教員との1対1の関係における対応に留まり、教員集団全体での情報共有は十分とは言えず、当該中学校全体あるいは学年全体としてAに関わり、対策を講じることについては極めて不十分であった。
- また、Aは、1年次から生活記録ノートに「死」という言葉を記載していたにもかかわらず、関わる教員の多くは、それを「気を引こうとする」ための記載であるという理解に留めてしまい、Aの心理状態の深刻さについて思いを馳せ、より踏み込んだ介入をしていなかった。このことは、調査組織において、当該中学校の不適切な対応であったと認定されている。
- さらに、A自身が家族への報告を望まなかつたことなど様々な理由があったとしても、Aが「死」という言葉を記載したという事実について、一度もAの保護者に情報提供をしなかつたことも、調査組織において、当該中学校の不適切な対応と認定されている。

3. 関係教員の処分

- 本事案を受けて、県教育委員会は、校長を減給 10 分の 1（1月）、前校長、副校長、当時の担任教員の 3 名を戒告の懲戒処分にした。
- 校長、前校長及び副校長の処分理由については、「いじめ防止基本方針の職員への周知及びいじめ防止対策委員会の、法の趣旨を踏まえた適切な運営等、いじめ防止に向けた組織としての対応の整備に十分さを欠き、そのことが結果として、当該いじめ事案に同校が学校全体として適切に対応することができなかった事態を招いた」とされている。
- 当時の担任教員の処分理由については、以下の点に適切さを欠いていたとされた。
 - (1) いじめ対応にかかる生徒への指導に関し、その指導対象がいじめの加害生徒及び被害生徒等のみに止まり、学級全体に対する十分な指導を欠いていたこと。
 - (2) 生活記録ノートの「死」の記述について、自らの関心を引くためのものと捉えたことにより、当該生徒の自殺のサインを認識できず、それに即した対応を行うことができなかつたこと。
 - (3) 生活記録ノートに「死」をほのめかすような記述があったにもかかわらず、そのことについての保護者等への適切な連絡を怠っていたこと。

本事例に対するコメント

- いじめ防止対策推進法第 23 条第 1 項に基づき、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。本事例は、担任教員がいじめに係る情報を学校いじめ対策組織で共有しなかつたため、適切な対策が講じられなかつたケースである。
- いじめの防止等に当たっては、学校いじめ対策組織を中心として、校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立することが必要である。また、校内研修等の実施によって、教員の意識向上を図り、組織的対応を推進していくことが大切である。
本事案を教訓として、児童生徒に寄り添った組織的対応の重要性を改めて銘記することが望まれる。

3 学校いじめ対策組織 (2) いじめの組織的対応

③ いじめの「ヒヤリ・ハット」事例

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 | | |
|-----|----|----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 |

1. 事例の概要

- 6月に、全保護者を対象にした「いじめアンケート」を実施し、管理職が確認したところ、小学校1年生保護者より「以前は受けていたが今はない」という回答があった。また、同アンケートの自由記述欄には「担任の迅速な対応でいじめがなくなり感謝している」との記載もあった。
- 校長がこのことについて担任に確認したところ、「5月に当該保護者から『隣の児童から、何回かつねられたと子供が言っている。』と相談があつたため、すぐに両者に聞き取りを行い、加害児童に指導するとともに、加害児童の保護者にも連絡した。その後、つねるという行為は全くなくなり、現在は仲良くなっている」と答えた。
- 担任が管理職へ報告をしなかったのは、「①いじめではなくいたずらという認識だったこと。②指導後、行為がなくなり仲良くなったこと。③被害児童の保護者から感謝の言葉をもらったことが理由である」と話した。

2. 事態の経緯及び対応

- 既にいじめの行為はなくなり、被害児童の保護者も大きな問題と捉えていなかったわけではないが、「複数回つねられたという事実があり、被害児童が嫌な思いをしていていたこと」から、校内いじめ対策委員会でいじめと認知し、教育委員会に報告した。
- 担任に対し、当該児童の状況を引き続き見守るように指示するとともに、加害児童の家庭の状況等にも目を配っておくように指導した。
- 担任を含め全職員に対し、いじめかどうかの判断は個人で行わず、いじめの疑いがあると察知した場合は、全て管理職に報告することを再度指導した。また、いじめ防止対策推進法による「いじめの定義」を改めて確認させた。

3. 原因及び課題

- 事案の軽重に関わらず、いじめの疑いがあると察知した場合は、すぐに管理職へ報告するというルールが校内で徹底できていなかつたことが本事案の原因である。
- 幸いにも、本事案では、担任の迅速な対応によりいじめはおさまつたが、もしも継続したり、重大化したりしていれば、学校の対応の瑕疵を問われることになる。担任の力量に左右されるのではなく、組織としていじめへの適切な対応を行っていくためにも、対応マニュアルを全職員でしっかりと認識し、確実に実施していくことが必要である。

本事例に対するコメント

- 本事案は、担任がいじめの事案に迅速に対応したものの、そのことが組織的に共有されなかった事案である。担任は、管理職へ報告しなかった理由を3点挙げているが、①軽微ないたずらであっても、いじめになり得ることを認識していない、②いじめについては、学校のいじめ対策組織（本事案では「校内いじめ対策委員会」）に報告を行う必要があることを認識していない、といった問題点を指摘することができる。
- 校長が、事案を把握した後、校内いじめ対策委員会でいじめと認知し、教育委員会に報告を行ったことについては、担任による個人的対応を、学校全体による組織的対応に位置づけた点で適切な判断であったと考えられる。
- 本事案の発生を契機に、いじめへの対応マニュアルを全職員が確実に実施していくことの必要性が認識されているが、このような「ヒヤリ・ハット」事例から教訓を引き出し、普段のいじめ対応の在り方の改善を図ることは、重要な視点であると考えられる。

4 いじめの未然防止に係る取組

(1) 児童生徒が主体となった取組（その1）

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | 特支 | 教委 | |

1. 取組の概要

(1) 活動を始めた理由

- いじめ対応においては、早期発見・早期対応が重要であるといわれる。しかし、子供を常に見守ることは不可能であるし、子供の気持ちを100%把握することも至難の業である。またアンケートを実施しても、被害者の訴えに対し、加害者から絶対に仕返しされないという環境がなければ、有益な情報をえるのは難しい。そう考えると、早期発見・早期対応といつても言うは易く行うは難しである。また、深刻ないじめは、脳にダメージを与えたり、PTSDなどを引き起こす場合もあったりするため、いじめを解決しても手遅れになることもある。
- 以上を考慮すると、いじめ対応で最重要となるのは防止である。そこで、本校では、いじめ防止・早期発見のために、以下のように考え実践した。

(2) 子供主体のいじめ防止活動に取り組んだ理由

- 人間の行動は、「ルール」（法律、規範）、「モラル」（道徳心、良識、マナー）そして「アーキテクチャ」（環境、雰囲気）で決まるとされる。中でも「アーキテクチャ」（環境）は重要である。我々人間は、自分の思想信条や法律に従って行動しているように思いがちだが、社会・時代・組織・集団が持つ空気を意識しつつ行動している。この空気、いわゆる環境を無視して行動した場合、「非常識」「空気が読めない」といった非難が起きるため同調せざるを得ない状況になる。これほど、環境というものは、人間の行動に影響を及ぼすのである。
- 以上を考慮すると、いじめを防ぐには、学校を「いじめは認められない」環境（空気）にすることが重要になる。そのためには、多数の子供が「いじめは悪だ。認められない」と考え行動する学校を作る必要がある。そもそもいじめは、原因も様々であり、仮説を基にした対策で対応せざるを得ないため、防止策を絞り込むことは難しい。ただ明らかなのは、いじめは、子供が子供に行っている行為で、子供が主役の出来事である。そこで、いじめに対して、子供の行動や考え方を変えることが重要になってくる。要は、「いじめ反対」という児童が多くなれば「いじめが起きにくい学校」になる、とシンプルに考えたのである。これが「子供主体のいじめ防止活動」を立ち上げた理由である。

(3) 取組の経過

- 子供主体のいじめ防止活動（「辰沼キッズレスキュー」（通称TKR））を立ち上げる際に留意したことは、活動は参加も脱退も自由ということである。理由は、この活動を成功させるためには、本気でやる児童を中心に行う必要があったためである。本気でなければ人はついてこないからだ。

○ 平成24年8月

- ・校長室にて、児童会役員3名と「大津市中学生いじめ自殺事件」をテーマに意見交換をした。
- ・その際、児童から「大人は、いじめられたらすぐ相談しなさいと言うけど、子供は、仕返しのことを考えると怖くて簡単に相談できない。それに相談して解決しても、またいじめられるんじゃないかと思うと、教室や学校にも入れなくなる場合もある。だから、私たちが望むのは、解決ではなく防止です」という訴えがあった。それを受け、「いじめが起きにくい学校作り」を決意した。

○ 平成24年9月

- ・児童会代表23名と、9月から10月にかけて10回程度、会議を行う。その中で、子供主体のいじめ防止活動名がTKR（辰沼キッズレスキュー）に決定した。子供たちがこの名前にした理由は、「子供が子供を助ける、あるいは助け合う活動にしたい」というものである。よって、この活動は、従来の大人主体のいじめ対応ではなく子供主体の対応をするためのものであることを全員で確認し、活動方針、活動規則、活動内容等を決定した。当初の活動は「声かけパトロール」を行うことにし、パトロール用の旗竿や衣装、隊形、シュプレヒコールのセリフ、を準備した。さらに、いじめ防止活動は、正義の行いであるが、現在の子供たちは、正義の行為は、やや野暮ったいと捉えていた。そこで、それを突破するには「格好よさが必要だ」と考え、「会員証」「名札」を作り、誇りを持たせる工夫をした。また、TKRの発足を全校児童に知らせる会（発足式）を行うことも決めた。暗闇状態でスポットライトの中で、感動を掻き立てる音楽（NHK大河ドラマ「龍馬伝」のテーマ）とともに登場して、会場全体を非日常状態にして行うことになった。

○ 平成24年10月

- ・10月22日に発足式を実施した。TKR隊長の「僕たちは、いじめを無くすために立ち上がった。僕たちの考えに賛成の人は、一緒にやらないか」とスピーチを受け、180名が参加した。最初の活動はパトロールであったが、その目的は、取り締まりではなく「いじめ反対者の可視化」であった。つまり、全校児童に、いじめ反対者の存在を認識してもらうことで、「いじめ反対の空気作り」をしたのである。実際、TKR隊員は常時200人以上いる。それだけ多くの「いじめ反対者」がいる環境では、いじめをやりにくい上、たとえいじめが発生しても、安心して止めることができる所以である。

○ 平成25年1月

- ・パトロールが定着したころ、次の活動を相談した。それは、「いじめを無くすには、思いやりの心をもつことが大切だ、というが、思いやりってなんだろうか?」ということをTKR班長達が議論したことがきっかけであった。その結果、「思いやりは、優しさを感じる行動があって、はじめて生まれる気持ちだ。よって、全校児童にアンケートをとろう」となった。そのアンケートは「あなたは、何をされると、人の優しさを感じますか」というものであった。

・アンケートの結果は3つに集約され、後に「辰沼しぐさ」と呼ばれるものになった。それは、「仲良しそう」「手伝いしそう」「挨拶しそう」の総称である。

「仲良しそう」とは、①泣いている人をなぐさめる、②一人で寂しくしている人がいたら「遊ぼう」と誘う、などである。「手伝いしそう」は、①重いものを持っている人を手伝う、②転んでいる人を助けたり、けがをしている人がいたら保健室に連れていく、③落し物を拾ってあげたり失くした物と一緒に探す、などである。「挨拶しそう」は、おはよう、こんにちは、さようなら、ありがとうと言う、などである。これらの共通点は、一人ぼっちじゃない、誰かが支えてくれるよ、というものだ。よって、たとえば「挨拶」だが、辰沼小学校では、他人とのつながりを感じる「しぐさ」になっており、自然な形の挨拶が交わされている。第1期のTKRで始まった「パトロール」と「辰沼しぐさ」がTKRの基本的な活動として定着したのである。

○ 平成25年4月以降

・第1期のTKRのメンバーが抜けた後の活動のテーマは「継続」であった。そこで、隊員が考えたのは「楽しさをみんなで共有すれば継続するはずだ」であった。さらに、「みんなで楽しさを共有し、この学校楽しいね、という気持ちになれば、いじめの気持ちが減るはずだ」と考えたのである。よって、2期以降の子どもたちは、「パトロール」と「辰沼しぐさ」をやりながら、各種イベントを企画した。主なイベントとしては「TKRブロードキャスティング（いじめ関連のニュースや校内の出来事を、昼の放送で流す）」「いじめ相談・思いやり報告ポスト」「いじめDVDの作成」「ゆるキャラ・辰ピー活動」「うどん作り大会」「けん玉選手権」「いじめ防止子供サミット」「フラッシュモブ」「一発芸大会」などがある。以下では、2つの取組を紹介する。

① ゆるキャラ「辰ピー」活動

・第2期のTKR隊員の発案で、TKRの象徴のゆるキャラを作ることになり、全校に呼びかけた。その結果、約130名の児童から応募があった。その中から5点ほど絞り、全校投票を実施し原案が完成した。PCが堪能な教員が原案を加工しキャラを完成させ、名前も全校に募集した。結果的に「辰沼小ハッピー」で「辰ピー」になり、隊員の要請で着ぐるみまで教員が作った。さらに、辰ピーのテーマ曲を作ることになり、音楽の教員がメロディーをつくり、それに合う歌詞を全校から募り、最終的にTKR班長会で、集まった歌詞を合体させテーマ曲を完成した。現在は、この曲が流れると、辰ピーがハプニング的に登場する、というようにイベントに利用している。この曲が流れるとき辰ピーが、学校のどこかに出現するので大盛り上がりで、楽しい雰囲気が学校中に広がっている。

② フラッシュモブ

- ・休み時間に、予告なしで音楽を流し、みんなで曲に合わせ踊る、というイベントである。これは、「みんなでダンスを踊り、楽しかったね、またやりたいね、という気持ちが生まれればいじめの気持ちは減るはずだ。」という考えから生まれたものである。

4. 取組の成果

- いじめには、四層構造（被害者、加害者、加担者、傍観者）があると言われている。ただし現実には、いじめ発生そのものを知らなかつた児童（無関係者）、さらには、いじめを止めたいた生徒（防止者）を加えた六層構造の視点がいじめ防止には必要である。いじめ防止のためには加害者を生まないことだが、そのためには防止者をいかに増やすかが重要である。TKRの効果は以下のとおりである。

① 多数の児童が、TKRの活動で「いじめ反対」の姿勢を表明しているので、いじめがやりにくい。

万一いじめが起きても、TKRの活動の一つに、「いじめを先生に知らせる」というものがあるため、すぐ明るみになり表面化するため、早く対応できる。その結果、深刻ないじめに発展しにくい。

② 多数の児童がいじめ反対なので、傍観者にならなくて済む。

いじめ反対派が少数の場合、いじめを阻止した児童も被害にあう恐れがある。そのため、傍観者にならざるを得ない者もいる。しかし、多数の児童がいじめに反対をしているため、堂々といじめを止められる。まさに「数は力なり」である。

③ 正義を実現する力が養える。

いじめは、犯罪である。学校における悪事である「いじめ」を阻止し克服する活動を通して、正義を追及し実現する力を養うキャリア教育になっている。

④ 教師の意識も、いじめに対して、より厳しく鋭敏になった。

子供たちが頑張っていることもあり、教師もいじめには敏感になった。

- また、法政大学特任教授・尾木直樹先生が他校と比較し、クロス集計で分析を行った。この比較調査は、平成25年12月に、尾木先生がゼミの学生を連れて辰沼小学校を訪問したことがきっかけである。訪問の際、近隣小学校の代表児童を集めた「TKR主催いじめ防止子供サミット」を、尾木先生やゼミ生たちが見学し、「辰沼小学校の子供のレベルが非常に高く、小学生レベルではない」という感想を持った。それを受け、翌年、尾木ゼミでは、関東の1,894名の中学生と辰沼小学校の5、6年生130名を比較調査した。

- クロス集計から分かったことは、どの学校と比べても、辰沼小学校のいじめの感度は高く、いじめの発生率が低いということであった。例えば、いじめの認知度に關し、全部で10項目の質問を行ったところ、「一週間、クラスの誰からも口をきいてもっていない」という問い合わせに対し、辰沼小では80.6%、他校は62.9%が、いじめであると認識していた。他の質問項目においても、すべて辰沼小学校が認知度は高かった。
- また、いじめの発生率に関しては、全部で8項目の調査をした。例えば、「ある人に足をかけて倒したり、頭を叩いたりする」という質問に関しては、辰沼小では32.6%、他校では60.2%である。他の項目でもすべて辰沼小が低かった。

5. 取組の留意点

- この活動は、「子供の思い→大人が受け止め」の順番で行われる。具体的な実践を子供と相談しながら行うのだが、大人の役割で重要なのが「正義の暴走」への注意である。
- TKR活動はいじめ防止活動なので、加害者に対して多数で吊し上げる、という場面も想定される。もちろん、吊し上げもいじめなのだが、子供は、吊し上げ行為もいじめ防止なので正しいと考えやすい。つまり、正義は両刃の剣になることを忘れてはいけない。
- 現在、学校には「子供はいじめをする、学校では必ずいじめは発生するものと思え」という姿勢が求められている。もちろん、間違いではないが、教育者としては寂しい。たしかに子供はいじめを行う存在かもしれないが、防止もできる存在もある。「児童・生徒は、いじめ防止ができる誇るべき存在である」という児童・生徒観も大切なのではないか。だからTKRを作った。

本取組に対するコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」にもあるとおり、いじめの未然防止の基本は「児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う」ことである。本取組では「児童生徒は、自分たちの力でいじめ防止ができる存在である」という認識のもと、児童の納得感に基づく主体的な、かつ、児童の声を反映した活動が展開されるよう工夫がなされた試みである。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要」とされている。本取組は、このような考え方と基本的に合致するものであり、いじめが起きにくい学校をつくる上で参考になると考えられる。

4 いじめの未然防止に係る取組

(1) 児童生徒が主体となった取組（その2）

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | | | 特支 |
| | | | 教委 |

1. 取組の概要

- 本事例は、学校の教職員で組織された「いじめ・不登校対策委員会」の取組が、児童生徒による「自主的いじめ防止対策委員会」へと発展した、小中一貫校の取組である。
- 学校には、いじめの防止等を実効的に行うための「いじめ・不登校対策委員会」が設置されている。月1回、定例会が開催されるほか、いじめ事案発生時やいじめ発生が疑われる時は緊急に開催される。構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年部主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、関係学級担任である。
- 同委員会では、いじめの防止に関する措置として「児童生徒が主体となった活動」と「教職員が主体となった活動」を位置付けている。前者については、望ましい人間関係づくりのために、学校生活の基盤となる望ましい学級づくりを目指して、児童生徒が進んで取り組んだり、主体となって活動したりする機会を設定している。
- その一つに「人権フォーラム」の開催がある。平成25年に、いじめを取り上げた人権フォーラムにてパネリストとして登壇した一人の生徒が、フォーラム開催後、「いじめは許されない」「いじめがあるのなら根絶したい」「いじめのない学校風土をつくりたい」という思いを発信し、それに共感した数人の生徒が「自主的に組織したいじめをなくす組織『風の会』」を立ち上げた。
- 平成28年で立ち上げから4年が経過し、小学部5年生から中学部3年生までのすべての学級から入会希望者が現れ、人権集会の開催や校内掲示、いじめ防止の標語募集・表彰など活動も充実して、意識の広がりが見られる。

2. 取組の成果

- 教職員の担当者の助言を仰ぎながらではあるが、児童生徒が「学園からいじめをなくし、すべての児童生徒が安心して学校生活をおくことができるようとする」という目的を明確にして、毎年、児童生徒によるいじめ防止対策委員会『風の会』が募集・再編され、活動を重ねている。

人権集会

平成29年度の人権集会は、ぽかぽか作文の朗読と、募集した人権標語の入賞作品の紹介・表彰、風の会代表の話でした。

～標語入賞作品～

たのしいあいさつをするところがキラキラ（小2）

前を見て 希望の光はそこにある（中3）

風の会マスコットキャラクター

～ふうちゅん～

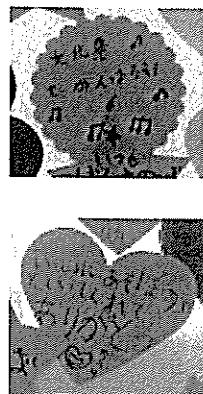
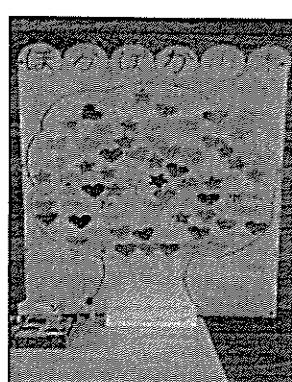
活動を開始した2年目に
キャラクターの募集が行わ
れ、全校児童生徒の審査に
より「ふうちゅん」が誕生。
風の会の活動の「しるし」
として活躍しています。



ぽかぽかの木（校内掲示・校内放送）

「聞くと心が温かくなるような『ぽかぽか言葉』をどしどし書いてください」という風の会の呼びかけに、児童生徒が応えてくれます。校内に設置された投函場所には、そっと子どもたちが集まり、自分がもらって嬉しかった言葉や仲間とともに頑張ろうという決意の表れた言葉を寄せています。

書いた本人とそれを読んだ者の心が温かくなります。



本取組に対するコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動を推進する」とされている。
- 本取組では、児童生徒の主体的活動の母体であるいじめをなくす組織「風の会」によって、人権集会が開催され、いじめのない学校風土づくりに寄与している。
- 人権集会における作文の朗読及び人権標語の募集等、学校全体で人権に関わる意識を高め、いじめ防止対策につなげている。風の会では、マスコットキャラクターを児童生徒からの公募により作成するなど、児童生徒が自ら主体性を意識しやすい工夫がなされている。
- 「ぽかぽか言葉」を生かして校内にぽかぽかの木とその言葉を掲示したり、校内放送でその言葉を紹介したりするなど、学校全体の雰囲気を優しさや助け合いの思いで溢れるような工夫を行っている。
- 小中一貫校という学校の特質を生かし、児童生徒（小学生から中学生まで）の幅広い関わりの中でいじめ問題に取り組む活動となっている。
- 本取組については、校内への発信だけに留めず、地域や市町村及び都道府県単位にも広げ、発信することでより一層活動の価値が高まるものと考えられる。

4 いじめの未然防止に係る取組

(2) 学校における道徳教育

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | 特支 | | 教委 |

1. 取組の概要

- 以下は、中学1年生を対象とした、いじめを許さない学級づくりに向けた道徳教育の事例である。

(1) 指導のねらい

いじめのひどさがわかり、いじめを見逃していた自分の弱さを見つめ、仲間とともに、いじめのない学級をつくろうと決意する。

(2) 育てたい力

「いじめは絶対にしてはいけない、許せないこと」と思っていても、学級の仲間がいじめられている場面を見たとき、それを見過ごしたり、許したりしてしまう生徒の姿がある。その要因として「自分だけではない。周りの人も何もしないだろう」「いじめを止めると今度は自分がいじめられるかもしれない」という意識があると考えられる。

こうした、願いと異なる行動をとってしまう自分の姿を振り返る指導を通して、自分自身の間違った見方や考え方、無関心な態度がいじめを生み出していることに気づき、「いじめを許さない自分」として行動することのできる力を育てる。

(3) 指導計画

(第1時)

- 「いじめ問題」が現実の問題であることを痛感し、真剣に取り組んでいこうとする意欲を高める。

・ビデオ「許すないじめ」

(第2時)

- いじめが人を苦しめ、つらい思いにさせてていることがわかり、いじめをなくしていくこうという心情を育てる。 「思いやりの心」 2-(2)

・読み物資料「私は忘れない」

(第3時)

- 仲間の気持ちを考えられなかった自分自身を見つめ直し、自分の弱さを克服していくこうとする心情を育てる。 「弱さの克服」 3-(3)

・読み物資料「山川君のこと」

(第4時)

- 自分の弱さを克服するための課題をはっきりと持ち、学級の中のいじめや仲間はずれを許さない決意をする。

2. 各時間の考察

(第1時)

いじめのビデオの視聴を通して生徒達は、「こんないじめはひどい、いじめは自分たちの問題である」などの感想をもった。生徒の感想の中には、小学校の時に「自分がいじめられた経験」や「見て見ぬふりをしてしまった経験」を綴ったものがあった。つらい思いを書いてくれた生徒には個別に話を聞くと同時に、この問題について一緒に考えていこうと話した。

(第2時)

「いじめられている人がどんな気持ちでいるか」ということが資料からよくわかる。こうしたつらく悲しい気持ちは、似たような経験をした生徒なら理解できるが、経験のない多くの生徒は「もし自分だったら」と想像するしかない。そのため、「いじめ」の問題を自分の問題として捉えられない。そこで、本時の授業は、いじめられている人が「何もしてくれない周りをどう見ていたか」を考えさせた。生徒達は、いじめを知っていても何もしない周りの生徒を非難し、何もしなければいじめているのと同じことであることに気づく。そして、「いじめ」の問題は、いじめる人、いじめられる人だけの問題ではなく、周りを含めたみんなの問題であることに気づいていった。生徒の中には、小学校時代の自分の姿（いじめを知っているながら、何もしなかった自分）を思い出し、後悔している生徒もあり、この気持ちが「いじめをなくす」というエネルギーとなっていくと考える。

(第3時)

「いじめはいけない」「仲間を大切に」ということは誰もが知っている。しかし、この資料の場合、主人公は分かっていても行動（いじめを止める）することができなかつた。「なぜできなかったのか」「どんな思いでいたのか」を主人公の気持ちと自分を重ねて考えさせることで、自分の弱さを見つめ、克服していこうとする心情を育てることができた。さらに、主人公が班ノートに自分の思いを綴ったことにも目を向け、「仲間を思う、本当の優しさ」について考えさせることで、「このクラスからいじめをなくす」という決意をさらに高めていくことができた。

(第4時)

この授業は、いじめの問題を自分自身の問題として考えさせる授業である。「自分たちの学級にいじめがあったらどうするか」と投げかけ、それに対する自分の立場（「ア」止める、「イ」止めない、「ウ」迷う）を明らかにさせた。「イ」止めない…2人、「ウ」迷う…14人もいる。その理由を考えさせることを通して「自分の中にある心の弱さ」を見つめさせた。子供たちが「迷う」理由を、「自己中心的な考え方」「自分の中にある差別心」「無関心」「周りを気にする意識」の4つに分けて整理した。こうした「弱さ」は誰もが持っている。それを克服していこうとするエネルギーを与えるために、「ア」止める…16人に「イ」「ウ」の理由を聞いてどう思ったかを発言させることで、「イ」や「ウ」の立場の生徒に「弱い自分」を変えていこうとする決意を持たせることができた。

3. 実践全体の考察

- 生徒達は「いじめはいけない」「もし、誰かがいじめられていたら、止めることが大切」ということは、学習の前から分かっている。しかし、「いじめはいけないけど、いじめられる方にも問題がある」とか「いじめを止めると、今度は自分がいじめられるかもしれない」という意識がある。
- 第1段階は「こういった考えをもった自分が大切な仲間を苦しめている」ということに気づかせることである。ビデオ「許さないじめ」の視聴や資料「私は忘れない」の授業を通して、いじめのひどさやいじめられている人の気持ちを知ることで、この問題を自分たちの問題として捉えることができた。
- 第2段階は、「いじめの問題」を解決するために「見て見ぬふりをせず、自分ができることは何か」を考えさせることである。第3時の資料「山川君のこと」では、いじめを見ていたにもかかわらず、何も言えなかつた主人公の気持ちを考えることを通して、「自分の弱い心（周りを気にする意識や自己中心的な考え方）を克服すること」の大切さが分かり、「こんな自分を何とか変えたい」と思うようになった。
- 第3段階では、こうした「弱い自分」の克服である。自分の問題として考えれば考えるほど、その場になつたら「本当に止めることができるのか」という不安が出てくる。この「弱い自分」を克服するきっかけになるのは、仲間の発言である。自分の弱さを真正面から見つめ、それを克服しようと決意する仲間の発言を聞いたり、いじめのつらさを経験したことのある仲間の発言を聞いたりすることは、いじめに立ち向かうエネルギーとなつた。
- いじめ問題の学習に臨むに当たつては、「どんな理由があつてもいじめはいけない。いじめは、人を苦しめるだけでなく、人の命も奪うものである。決していじめを許さない」という教師の決意（熱意・こだわり）が必要である。それと同時に、「仲間を大切にする」という心を育てることである。「仲間を大切に」「人を大切に」この言葉はよく使われる言葉である。実際に「仲間を大切にする」ということはどういうことなのかと問われたとき、具体的な場面でイメージできないといけない。それをこの「いじめの問題の学習」を通して学んでいくのである。
- 今回の学習は、単に「いじめをするな」と教える学習ではなく、この問題を通して自分の生き方を考え、「自分にできることは何か」を問い合わせ、勇気ある次の一步を踏み出すための学習となつた。

本取組に対するコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、国が実施すべき施策として「社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する」こととされている。また、いじめに向かわない態度・能力を育成するためには「他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う」ことが重要であることも明記されている。
- 本事例は、「いじめは絶対にしてはいけない」という価値・願いと異なる行動をとってしまう自分の姿を振り返ることを通じて、「いじめを許さない自分」として行動することのできる力の育成をねらいとして、各時間が計画的・段階的に実施されている。実践の全体を通じて、国的基本方針にある「児童生徒がいじめの問題を自己のこととして捉え、考え、議論する」ための工夫が凝らされている点で参考になる事例と考えられる。
- また、いじめの問題の学習に臨むに当たり、「『どんな理由があってもいじめはいけない。いじめは、人を苦しめるだけでなく、人の命も奪うものである。決していじめを許さない』という教師の決意（熱意・こだわり）が必要である」という視点は、いじめを許さない学級づくりにおいて重要であると考えられる。

4 いじめの未然防止に係る取組

(3) 弁護士等による出張授業

| 設置者 | 国立 | | 公立 | | 私立 | |
|-----|----|---|----|----|----|--|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 | |

1. 取組の概要

- 日本弁護士連合会が弁護士会に対して実施したアンケート結果等によると、平成30年現在、全国の52弁護士会のうち7割以上が、小学生から高校生までを対象にいじめ防止に関する授業（以下「授業」という。）を実施している。そのうち約7割の弁護士会が、クラス単位での授業を原則としている。また、1コマ（1时限）で授業を実施する弁護士会が9割以上となっている。したがって、弁護士1人が1クラスを対象として、1コマで授業を実施する形式が主流となっている。

2. 授業の形式

(1) 基本形

多くの弁護士会が、基本的に次のような内容を取り入れて授業を構成している。

- ① いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許されないこと
- ② 過去のいじめ自殺の事例
- ③ いじめの4層構造（特に「傍観者」の役割の重要性）（※）

（※）いじめの4層構造について

いじめの構造は、「被害者」「加害者」だけでなく、はやしたてたり、面白がったりして見ている「観衆」や、見て見ない振りをする「傍観者」の4層から成るとする理論。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っており、いじめの持続や拡大には、「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。また、傍観者の中から、いじめを止めに入る「仲裁者」が現れることもあるとされる。

(2) 各弁護士会の取組

- 上記の基本的な授業構成に適宜アレンジを加えた内容で授業を実施する弁護士会が多いが、これ以外にも弁護士会ごとに創意工夫の下、独自の授業内容を考案して実践している。
- A弁護士会では、県内で実際に起きた過去の事案をモデルに、落書きをする、足をかける、罰ゲームをする等のいくつもの行為をイラスト化して、それがいじめに該当するか生徒に考えさせる授業を行っている。子供が日常的に行ってしまいがちな身近な行為を題材にすることで、人によって苦痛と感じる行為や程度が異なることをより深く理解してもらうことができる。
- B弁護士会では、架空のいじめ事例を設定し、それぞれの立場を生徒に実演してもらい、考えさせる授業を行っている。いじめる側、いじめられる側、仲裁する役割を各生徒が実演するだけでなく、それらを觀ている生徒たちも実はいじめの当事者（いわゆる「傍観者」）であることを認識させる狙いがある。

- C弁護士会では、実際に起きた傷害致死事件（「イギリ」がエスカレートして死亡に至った事案）を題材に、いじめがもたらす民事・刑事上の法的責任について説明をしている。
- D弁護士会では、SNS上での些細な不和が、現実世界での仲間外れやいじめにつながるという架空の事例を通じ、いじめの4層構造を現代の子供が実感しやすいようにアレンジした授業を行っている。
- E弁護士会では、小学校の全ての学年を対象に6年間を通じ、毎年テーマを変えて段階的かつ継続的な授業を実施している。

本取組に対するコメント

- 本取組は、特定の学校や教育委員会における取組ではなく、各地域の弁護士会によるいじめ予防授業の取組を紹介するものである。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、
 - ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、
 - ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること
 等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行うとされている。
- 多くの弁護士会では、過去のいじめ自殺の事例やいじめの4層構造に触れつつ、いじめは人権侵害であり、決して許されないこと等を盛り込んだ授業を行っており、各弁護士会においても様々な創意工夫が凝らされている。各学校においては、地域の弁護士会と協力・連携しつつ、このような出張授業の導入が有効であると考えられる。
- また、国においても、平成29年度より「スクールロイヤーの活用に関する調査研究」を実施し、いじめ予防授業の有効性の検証等を行っているところである。今後、弁護士と連携したいじめの未然防止・早期対応のための取組の重要性は高まっていくことが想定され、学校現場と弁護士の双方が一層の連携を図っていくことが望まれる。

※ 次頁に各弁護士会の連絡先一覧を添付しています（平成30年5月現在）。いじめ防止授業の実施を検討されている場合は、最寄りの弁護士会までお問い合わせください。

各地でのいじめ防止授業の実施状況については、弁護士会にお問い合わせください。

弁護士会一覧

| 弁護士会名 | 〒 | 住所 | 電話 |
|--------------|----------|---------------------------|--------------|
| 東京 | 100-0013 | 千代田区霞が関1-1-3 6階 | 03-3581-2201 |
| 第一東京 | 100-0013 | 千代田区霞が関1-1-3 11階 | 03-3595-8585 |
| 第二東京 | 100-0013 | 千代田区霞が関1-1-3 9階 | 03-3581-2255 |
| 東京三会 多摩支部 | 190-0014 | 立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階 | 042-548-3800 |
| 神奈川県 | 231-0021 | 横浜市中区日本大通9 | 045-211-7707 |
| 埼玉 | 330-0063 | さいたま市浦和区高砂4-7-20 | 048-863-5255 |
| 千葉県 | 260-0013 | 千葉市中央区中央4-13-9 | 043-227-8431 |
| 茨城県 | 310-0062 | 水戸市大町2-2-75 | 029-221-3501 |
| 栃木県 | 320-0845 | 宇都宮市明保野町1番6 | 028-689-9000 |
| 群馬 | 371-0026 | 前橋市大手町3-6-6 | 027-233-4804 |
| 静岡県 | 420-0853 | 静岡市葵区追手町10-80 静岡地方裁判所構内 | 054-252-0008 |
| 山梨県 | 400-0032 | 甲府市中央1-8-7 | 055-235-7202 |
| 長野県 | 380-0872 | 長野市妻科432 | 026-232-2104 |
| 新潟県 | 951-8126 | 新潟市中央区学校町通1-1 新潟地方裁判所構内 | 025-222-5533 |
| 大阪 | 530-0047 | 大阪市北区西天満1-12-5 | 06-6364-0251 |
| 京都 | 604-0971 | 京都市中京区富小路通丸太町下ル | 075-231-2336 |
| 兵庫県 | 650-0016 | 神戸市中央区橘通1-4-3 | 078-341-7061 |
| 奈良 | 630-8237 | 奈良市中筋町22番地の1 | 0742-22-2035 |
| 滋賀 | 520-0051 | 大津市梅林1-3-3 | 077-522-2013 |
| 和歌山 | 640-8144 | 和歌山市四番丁5 | 073-422-4580 |
| 愛知県 | 460-0001 | 名古屋市中区三の丸1-4-2 | 052-203-1651 |
| 三重 | 514-0032 | 津市中央3-23 | 059-228-2232 |
| 岐阜県 | 500-8811 | 岐阜市端詰町22 | 058-265-0020 |
| 福井 | 910-0004 | 福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階 | 0776-23-5255 |
| 金沢 | 920-0937 | 金沢市丸ノ内7-36 | 076-221-0242 |
| 富山県 | 930-0076 | 富山市長柄町3-4-1 | 076-421-4811 |
| 広島 | 730-0012 | 広島市中区上八丁堀2-73 | 082-228-0230 |
| 山口県 | 753-0045 | 山口市黄金町2-15 | 083-922-0087 |
| 岡山 | 700-0807 | 岡山市北区南方1-8-29 | 086-223-4401 |
| 鳥取県 | 680-0011 | 鳥取市東町2丁目221番地 | 0857-22-3912 |
| 島根県 | 690-0886 | 松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル7階 | 0852-21-3225 |
| 福岡県 | 810-0043 | 福岡市中央区城内1-1 裁判所合同庁舎構内 | 092-741-6416 |
| 佐賀県 | 840-0833 | 佐賀市中の小路7-19 佐賀県弁護士会館 | 0952-24-3411 |
| 長崎県 | 850-0875 | 長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階 | 095-824-3903 |
| 大分県 | 870-0047 | 大分市中島西1-3-14 | 097-536-1458 |
| 熊本県 | 860-0078 | 熊本市中央区京町1-13-11 | 096-325-0913 |
| 鹿児島県 | 892-0815 | 鹿児島市易居町2-3 | 099-226-3765 |
| 宮崎県 | 880-0803 | 宮崎県宮崎市旭1-8-45 | 0985-22-2466 |
| 沖縄 | 900-0014 | 那覇市松尾2-2-26-6 | 098-865-3737 |
| 仙台 | 980-0811 | 仙台市青葉区一番町2-9-18 | 022-223-1001 |
| 福島県 | 960-8115 | 福島市山下町4-24 | 024-534-2334 |
| 山形県 | 990-0042 | 山形市七日町2-7-10 NANA BEANS8階 | 023-622-2234 |
| 岩手 | 020-0022 | 盛岡市大通1-2-1 サンビル2階 | 019-651-5095 |
| 秋田 | 010-0951 | 秋田市山王6-2-7 | 018-862-3770 |
| 青森県 | 030-0861 | 青森市長島1-3-1 日赤ビル5階 | 017-777-7285 |
| 札幌 | 060-0001 | 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7階 | 011-281-2428 |
| 函館 | 040-0031 | 函館市上新川町1-3 | 0138-41-0232 |
| 旭川 | 070-0901 | 旭川市花咲町4 | 0166-51-9527 |
| 釧路 | 085-0824 | 釧路市柏木町4-3 | 0154-41-0214 |
| 香川県 | 760-0033 | 高松市丸の内2-22 | 087-822-3693 |
| 徳島 | 770-0855 | 徳島市新蔵町1-31 | 088-652-5768 |
| 高知 | 780-0928 | 高知市越前町1-5-7 | 088-872-0324 |
| 愛媛 | 790-0003 | 松山市3番町4-8-8 | 089-941-6279 |

4 いじめの未然防止に係る取組

(4) インターネット上のいじめに関する啓発

| 設置者 | 国立 | | 公立 | | 私立 |
|-----|----|---|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 |

1. 取組の概要

- 学校と家庭の連携により、子供たちに対する正しいスマホ・ネットルールを啓発するためリーフレット「A市立学校 スマホ・ネット ルール」を作成。

2. 取組の経過

- 子供自身が主体的に取り組めるように、A市立中学校生徒会の代表が集まる「生徒会のつどい」において、ルールづくりについて話し合いを実施。
- 「生徒会のつどい」で集約した意見を基に、本市におけるルールづくりに向けて、市教委、PTA協議会、校長会等で意見交換等を実施。
- いじめ防止等対策推進委員会、いじめ問題対策連絡協議会にて警察等各関係機関より意見聴取。
- PTA協議会と連携し、入学式やPTA総会等、保護者が集まる機会を利用し、保護者向けに連携を図るための情報提供と啓発を実施。
- 市教委の地域教育振興課において、保護者を対象に、親育ち支援講座の一つとして情報モラルに関する内容を実施。
- 新年度の入学式・入園式、始業式等に3～5歳児の全保護者（幼稚園）、第1～第6学年の全保護者（小学校）、第1～第3学年の全保護者（中学校）、PTA役員、学校協議員等（幼小中支援学校）へリーフレットを配布。
- ネットいじめ防止プログラムにおいて、リーフレットを活用した授業の実施
- ネットいじめの被害専用相談サイトの設置（PC用／スマホ携帯用）

本取組に対するコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、学校の設置者の役割として、「当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、（中略）インターネット上のいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対する、必要な啓発活動を実施することとされている。
- 本取組では、スマホやネットを利用する際のルールが5点にまとめられているが、このようなルールを子供たちが主体的に守るようになるためには、「自分たちでルールを設定した」という実感を得ることが効果的と考えられる。本取組は、市立中学校の「生徒会のつどい」で意見集約を行うなど、生徒たちの主体性を引き出す工夫が講じられている。
- 本取組のように、学校・地域・家庭それぞれにおいて、多面的な教育・啓発活動を進めることで、一層の効果が望めるものと考えられる。

4 いじめの未然防止に係る取組

(5) 学校と保護者（PTA）、地域住民、関係機関との連携による未然防止のための取組

| 設置者 | 国立 | | 公立 | | 私立 |
|-----|----|---|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 |

1. 取組の概要

(1) 「いじめ防止強化月間」におけるいじめ防止の取組の推進

○ A市では5月・11月を「いじめ防止強化月間」とし、各関係団体からの後援を受け、次の取組を行っている。

- ・ A市としてスローガンを掲げ、各学校において、あいさつ運動や取組リーフレットを市のホームページに記載するなどし、啓発を行った。
- ・ 教育長メッセージによる児童・生徒へ保護者、市民への啓発を行った。
- ・ 毎年、ポスター「いじめのない社会をめざして」を作成し、全小中学校、公共機関、コンビニエンスストア等への掲示による啓発を行った。
- ・ 市の広報紙において、いじめ防止強化月間について市民へ周知した。
- ・ リーフレットの作成・配付による取組ならびにいじめ相談ダイヤル等相談機関について、児童・生徒、保護者向けに周知した。
- ・ 本市イベントにおいて、いじめ防止啓発物品やいじめ防止フォーラムのチラシ等を配布し、取組の啓発を行った。

(2) 「いじめ防止フォーラム」の開催

○ いじめ防止に係る学校の取組の発表や児童生徒の意見交換の様子を学校関係者、地域住民、保護者、関係機関等が見聞することで、それぞれの立場でのいじめ防止の取組について改めて考え、一層の推進を図ることをねらいの一つとして、平成25年度より「いじめ防止フォーラム」を開催している。平成28年度からは、3年間をかけて3区で開催することとし、11月にB区で開催した。

○ 平成28年度は、B区内小・中学校の代表児童・生徒を含む、学校関係者、保護者、市民等275名が参加し、各学校の児童生徒の主体的な取組発表、グループ協議等を通じ、いじめ防止への取組の推進について考える機会とした。

○ 参加者からは、

- ・ 「大人が子供の変化を見逃さないようにすること。変化に気づける一人になれるように、見抜く目を鍛えていきたい」（市民）
- ・ 「生徒の発表や討議が本当に素晴らしい、保護者の方の『大人もサポートしていくべき』との考えに全く同感。自宅で子供たちと確認し、PTAとしてできること、いじめ防止に取り組む子をしっかりとサポートしていきたい」（保護者）
- ・ 「他の学校のいじめ防止の取組を知ることができて、自分の学校でも取り入れられるようにしたい」（児童・生徒）

等の声が寄せられ、児童・生徒をはじめ学校関係者、保護者、市民等にいじめ防止に係る啓発の一定の成果を得たと捉えている。

本取組に対するコメント

(1) 「いじめ防止強化月間」におけるいじめ防止の取組について

- 年2回（5月・11月）のいじめ防止強化月間を通して、特に市全体の意識として「いじめ防止」を取り上げ、教育長による児童生徒及び保護者、市民への啓発を行うとともに、市のホームページへのリーフレットの掲載やイベント情報の紹介等、広く市全体への意識付けを行っている。このように、一定期間、様々な場所・機会を通じて集中的に取組を実施することは、地域全体における啓発効果を高め、市民一人一人がいじめ防止について考える機運の醸成につながると考えられる。

(2) いじめ防止フォーラムの開催について

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動を推進する」とされている。
- 本取組は、児童生徒が主体的に問題や取組と向き合う契機となっているとともに、学校関係者、保護者、一般市民等が参加し、様々な立場からいじめ防止について考えを深めることによって、優れた啓発効果が得られるものと考えられる。

(3) 総括

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、いじめの未然防止の観点から、「いじめの問題への取組の重要性について国民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である」とされている。
- 本事例は、定期的な啓発活動の実施とフォーラムによるイベント活動によって、児童生徒を含む一般市民にもいじめ防止に係る取組を周知するだけでなく、参加や貢献を求めるものであり、広く市全体で、いじめの未然防止に向けた積極的な取組を行っている事例の一つであると言える。

5 いじめの早期発見

(1) 効果的なアンケート（その1）

| 設置者 | 国立 | | 公立 | | 私立 |
|-----|----|---|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 |

1. 取組の概要

○ 以下は、「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（平成29年3月）に伴い、自治体Aが行つたいじめ調査の見直し内容である。

(1) 自治体Aいじめ調査見直しの背景

① 「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定

平成29年3月14日に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、「いじめが解消された状態」が示された。

【いじめが解消された状態】

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。

相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

② 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」調査票の変更

「一定の解消が図られたが、継続支援中」の項目が削除され、「解消」か「未解消」の二者択一となった。

【変更前】

| 区分 | (1) 解消している もの | (2) 一定の解消が図られ たが、継続支援中 | (3) 解消に向けて 取組中 | (4) その他 | (5) 計 |
|----|---------------------|------------------------------|----------------------|------------|----------|
| | | | | | |

【変更後】

| 区分 | (1) 解消している もの(日常的に 観察継続中) | (2) 解消に向けて 取組中 | (3) その他 | (4) 計 |
|----|------------------------------------|----------------------|------------|----------|
| | | | | |

(2) 基本的な考え方

被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に、いじめを早期に発見、対応するため、児童生徒が「嫌な思いをした」ものから広く、丁寧に把握してきた。

今回、「1 自治体Aいじめ調査見直しの背景」を踏まえ、自治体Aいじめ調査の見直しを行うが、いじめを丁寧に把握し、早期に対応していく姿勢は変わらない。

また、いじめが「解消している」状態であったとしても、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(3) いじめ調査見直しの方向性

- ① 認知したいじめを次のA～Dの4区分に分類して把握する。
- ② 認知したいじめの内、重大事態に該当する事象を把握する。

| | | いじめに係る行為 | | |
|-----------------|----|----------|-------|-------|
| | | 止んでいない | | 止んでいる |
| | | | 3ヶ月未満 | 3ヶ月以上 |
| 被害児童生徒の心身の苦痛の有無 | ある | A | | B |
| | ない | | C | D |

A - 要指導
 B - 要支援
 C - 見守り
 D - 解消

- A－要指導 いじめに係る行為が止んでいない状態
- B－要支援 いじめに係る行為が止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じている状態
- C－見守り いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないが、いじめに係る行為が止んでから相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）が経過していない状態
- D－解消 いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、いじめに係る行為が止んでから相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）が経過している状態
(「解消している状態」に至った場合でも、日常的に注意深く観察する必要がある。)

(4) 参考

- ① 平成29年度いじめ調査（2回目）実施要項…別紙1
- ② 平成29年度いじめ調査（2回目）の実施上の留意点…別紙2
- ③ いじめのアンケート（小・中・義務教育学校用）…別紙3

平成29年度いじめ調査(2回目)実施要項

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するものであり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査を通じて、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

自治体A内の全公立小・中・義務教育学校（市立学校を除く。）の児童生徒

3 調査方法

- (1) 学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。
- (2) アンケートは以下のいずれかの方法により実施する。
 - ア 別添の府のアンケートを使用して実施
 - イ 学校独自のアンケート等に別添の府のアンケートの項目を組み入れて実施
- (3) アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。
- (4) 小学校1年生・2年生・3年生（義務教育学校にあっては該当する学年）に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。
- (5) 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。
- (6) 別添「平成29年度いじめ調査の実施上の留意点」を参照の上、調査を実施する。

4 調査の実施

- (1) 2回目の調査は3の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施すること。
- (2) 2回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて平成30年3月末までに調査を実施すること。また、2回目の調査に係る追跡調査も実施すること。
- (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施すること。

5 結果の集計

- (1) 調査により認知したいじめについて、未解消、解消及び重大事態に分けて集計する。
 - ・認 知：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - ・未 解 消：次のA・B・Cの3区分で集計する。
 - A（要指導）：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - B（要支援）：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - C（見守り）：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの（相当の

期間とは、少なくとも3カ月を目安とする)。

- ・解消(D)：国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。
いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの（相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする）
- ・重大事態：「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態
 - ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。
(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。)

- (2) 項目ごとに「件数」を集計するとともに、認知及び重大事態の「態様」について集計する。
- (3) 集計には、アンケート等で把握したものその他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 未調査者の取扱い

3の(5)により把握に努めたが、児童生徒本人からその状況を確認できない場合についてのみ未調査として計上し、あわせてその理由を報告すること。

7 結果の報告

5に基づいて実施した集計結果については、次の期日までに自治体A教育委員会に報告することとする。

なお、年間の集計結果については、文部科学省が実施する「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の報告をもって替えることとする。

2回目の調査 平成30年1月19日(金)

8 結果の公表

- (1) 学校は、調査結果について教職員以外の外部(学校評議員、スクールカウンセラー等)の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。
- (2) 今回の調査に基づく報告結果については、原則公表するものとする。

平成29年度いじめ調査(2回目)の実施上の留意点

※文中の学年について、義務教育学校においては、それぞれ該当する学年として読みかえてください。

1 調査の実施にあたって

- (1) 各学校では調査の実施にあたり、調査の目的等を全教職員で共通理解を図るとともに、児童生徒に対しても、十分理解させた上で実施すること。
- (2) 今回の調査は、いじめの実態を明らかにして、早期発見、早期対応することが第一の目的であること。
- (3) アンケートはいじめを把握する手立ての一つであるが、アンケートにより全てのいじめが把握できるものではないので、実施したアンケートを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、丁寧に聞き取り調査を行うこと。
- (4) いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう留意して実施すること。
- (5) 調査当日に何らかの理由により欠席した児童生徒については、後日、調査を実施すること。
- (6) 長期欠席者等については、家庭訪問などにより、きめ細かな状況の把握に努めるなど、十分配慮して実施すること。

2 調査対象に関して

調査当日に在籍する全ての児童生徒を対象とする。

3 調査方法に関して

- (1) アンケートの実施にあたっては、調査の目的等を説明した上で実施するなど、児童生徒のいじめの実態がより正確に把握できるように努めること。
- (2) アンケートの記入にあたっては、机間指導や慎重な回収方法の工夫など児童生徒が記名でも書きやすい環境づくりに努めること。
- (3) 小学校1年生・2年生・3年生においては、質問内容を読み上げて分かりやすく説明しながら進めたり、個別の聞き取り調査と同時に実施して教員が記録したりするなど、児童の状況を十分考慮して実施すること。
- (4) 長期欠席者等アンケートの実施が困難な場合については、個別の聞き取り調査により状況の把握に努めるなど、児童生徒の状況を十分考慮して実施すること。
- (5) 個別に聞き取りを行う場合、聞き取りをする時間や場所等の実施方法について配慮すること。

4 結果の集計に関して

- (1) 各学校において、調査結果を「いじめ調査集計票（学校用）」にとりまとめて市町（組合）教育委員会に提出する。なお、認知したいじめについて集計する際には、認知、未解消(A・B・C)、解消(D)及び重大事態の「件数」を学年別・男女別に実人数で、また認知及び重大事態については「態様」についても集計すること。
・認 知：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※ 「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。

- ・未 解 消：次のA・B・Cの3区分で集計する。

A（要指導）：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

B（要支援）：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

C（見守り）：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの（相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。）

- ・解 消：国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下、「国の方針」という。）におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。

いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じてい

ないもの（相当期間とは、少なくとも3カ月を目安とする）。

・重大事態：「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態

① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの

② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。

（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。）

※ なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、重大事態として認知するものとする。

※ 重大事態の状況として、未解消のA・B・Cのどの状況にあるのか回答すること。

また、A・B・Cのいずれかにカウントすること。

(2) 各項目の「件数」は、いじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。その際、同一人物が反復していじめを受けていても1件として扱う。

(3) 「解消件数」はいじめを受けた児童生徒一人ごとに、その児童生徒に関わるすべてのいじめが解消された場合、1件として扱う。

(4) 「いじめのアンケート」の「問2」については、各番号にチェックされていたら、その番号のいじめの態様に1をカウントする（複数回答あり）。

(5) 集計表の「児童（生徒）の状況」欄の「家庭訪問等で調査できた児童（生徒）数」欄については、長期欠席等により、学校においてアンケートや聞き取り調査ができなかったが、家庭訪問等で状況を把握することができた児童生徒数を調査児童（生徒数）の内数として記入する。

(6) 家庭訪問等により状況把握に努めたが、児童生徒本人からその状況を確認できない場合についてのみ、集計表の「未調査者の状況」欄に理由ごとに計上し、報告すること。なお、理由が「その他」の場合は、その具体的な状況を記入すること。

(7) 未調査者については、前回（平成29年度1回目）の調査においても未調査であった児童生徒の数を内数として記入すること。

(8) 市町（組合）教育委員会は、「いじめ調査集計票（教育委員会用）」（別紙様式1-2, 2-2）にとりまとめて、貴市町村を所管区域とする教育局あて電子媒体で提出する。

(9) 教育局は、「いじめ調査集計票（教育局用）」（別紙様式1-3, 2-3）にとりまとめて、学校教育課に電子媒体で提出する。

(10) 自治体A立高等学校附属中学校は、「いじめ調査集計票（学校用）」（別紙様式2-1）にとりまとめて、学校教育課に電子媒体で提出する。

5 追跡調査について

いじめについては、被害児童生徒の立場に寄り添いながら、各校のいじめ対策組織において解消に向けて適切に対応しているところである。

その対応により、要指導（A）、要支援（B）が改善され、また、見守り（C）の状況が解消されるなど、未解消の状況がどのように改善されたかを把握し、新たな学年、学校につなげる必要がある。

このことから、調査時の状況が改善されたかどうかを追跡調査することとする。

なお、2回目の追跡調査については報告を求めないこととするが、文部科学省が実施する「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」への報告ができるよう、確実に状況把握すること。

また、「国のいじめの基本方針」におけるいじめの「解消の定義」に基づき「解消」を判断することから、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを前提に、相当の期間（少なくとも3カ月を目安とする。）いじめの行為が止んでいることが必要であることを念頭に入れながら、調査及び追跡調査の時期を設定することも大切である。

6 その他

(1) 本いじめ調査の趣旨を理解し、教職員以外の守秘義務を有した外部者に依頼して、結果の検証に努めること。

(2) 調査により児童生徒から回収した質問用紙は、市町（組合）教育委員会の定められた期間、保存しておくこと。

(3) 学校だより等を活用して、調査を実施することや結果の概要を保護者へ知らせるとともに、学校、家庭、地域が連携していじめの問題に取り組むよう努めること。

いじめのアンケート

児童・生徒のみなさんへ

このアンケートは、みなさんが楽しく学校生活を送れるようにするために実施します。日頃の学校生活を振り返って、問い合わせに答えてください。

年 組 名前

※名前は、書きたくなければ、書かなくてもかまいません。

問1 あなたは、今年の○月○日から今日までの間、だれかから（同じクラスや学年の人だけではなく、違う学年や他の学校の人も含む）、【問2】の①～⑨に当たるようなことをされて、いやな思いをした事はありますか？

() ある () ない

※「ある」と答えた人は問2・3・4・5・6・7に、「ない」と答えた人は6・7に答えてください。

問2 それはどのようなことですか。されたこと全てに○をしてください。

- ① () 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② () 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ () 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ () ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ () 金品をたかられる。
- ⑥ () 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ () 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- ⑧ () パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他 ()

※上のこと以外にもあれば書いてください。

問3 それは、いつ頃ですか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。①を選んだ人は月を記入してください。

- ① () 月頃 ②覚えていない

問4 今はどうなっていますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

- ①今はない ②今もときどきある ③今もよくある

問5 今でもいやな思いをしていますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

- ①今はいやな思いはない ②今も時々いやな思いになる ③今もいやな思いをしている

問6 いじめられている人を見たことがありますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

- ①ある ②ない

「ある」に○をつけた人は、知っていることを書いてください。

問7 いじめをなくすためにはどうすればよいと思うか、書いてください。

本取組に対するコメント

(1) いじめ調査の調査方法について

- 調査については、自治体A内の全公立小・中・義務教育学校の児童生徒を対象として、アンケート調査と個別の聞き取り調査の両方を実施することとしている。
- アンケートは原則として記名式だが、無記名での回答も可能となっている。
- 小学校1～3年生や長期欠席者等についてはアンケートによらない調査方法も可とするなど、柔軟な調査方法が採られている。

(2) 結果の集計・報告・公表等について

- 認知したいじめについては、未解消、解消及び重大事態に分けて集計し、さらに、未解消については、事案の軽重に応じ「A（要指導）」「B（要支援）」「C（見守り）」の3区分に分類するなど、学校現場における対応を視野に入れた集計を行っている。
- 集計結果については、国が実施している問題行動等調査の時期と関連させて報告させている。また、調査結果は原則公表するものとされているほか、第三者（学校評議員、スクールカウンセラー等）による結果の検証や、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせること等に努めるとされており、調査結果の周知や活用が促されている。
- 追跡調査を、いじめの解消の定義に示す期間（少なくとも3ヶ月を目安）に応じた形で行うことにより、より正確な解消率を把握する工夫がなされている。

(3) アンケート用紙について

- 児童生徒が回答しやすいよう、選択式と記述式を適切に組み合わせている。
- 問2の項目（いじめの態様）については、国が実施している問題行動等調査の項目との共通化が図られている。
- 問7のような必須回答項目を設けることで、周囲の目ができる限り気にならないよう工夫している。

(4) 全体について

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」の正確な理解の下に調査の設計がなされており、様々な点に工夫・配慮が見られる。
- 本取組は、自治体Aにおけるいじめの認知件数が、他の都道府県と比較して多い傾向にある一つの要因となっているものと推察される。

5 いじめの早期発見

(1) 効果的なアンケート(その2)

| 設置者 | 国立 | | 公立 | | 私立 |
|-----|----|---|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 |

1. 取組の概要

- 以下は、A市で用いられている、小学校低学年用及び中学校・高等学校用のアンケート様式である。
- いじめられている児童生徒が書きやすいアンケートを、文部科学省の示す「いじめの態様」に合わせて、各児童生徒の発達段階に応じてわかりやすいアンケートを作成し実施している。

「こまっていることはないかな?」アンケート [小学校低学年]

ねん くみ ばん なまえ

●月●日～●月●日のあいだで、あなたがこまつたことについておしえてください。

1 [せんいん]

ともだちから下のようなことをされて、「いやだなあ」「いたいなあ」とおもったことがありますか。(あつたら○、なかつたら×)

| できごと | ○・× |
|---|-----|
| からかわれたり、わる口やいやなことをいわれた。 たとえば…「バカ」「しね」などといわれた。いやなあだ名をつけられた。 | |
| なかまはずれや、みんなからむしされた。 たとえば…ひる休みに、あそびのグループに入れてもらえなかった。 | |
| かるくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 たとえば…すれちがうときに、からだをぶつけられたり、足をかけられたりした。 | |
| ひどくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 たとえば…せなかをつよくたたかれた。足でつよくけられた。 | |
| お金やものをむりやりとられた。 たとえば…「ちょうどい」「かして」としつこくいわれて、じぶんのものをとられた。 | |
| ものをかくされたり、ぬすまれたり、こわされたりした。 たとえば…つくえの中からじぶんのものをかってにとられた。くつをかくされた。 | |
| いやなこと、きけんなことをされたり、させられたりした。 たとえば…ズボン下ろしをされた。ひとのもちものをじぶんだけがもたされた。 | |
| パソコンやスマホで、いやなことを書かれたりされたりした。 たとえば…じぶんの名まえやしゃしん、わる口を、かってにながされた。 | |
| その他 このほかに、「いやだなあ」「いたいなあ」とおもうようなことをされた。 | |

2 [1で○をつけた人だけ]

こまつたことは今もつづいていますか。(どちらかの〔 〕に○)

まだつづいているものがある〔 〕 つづいていない〔 〕

3 [せんいん]

いやなことをいわれたりされたりして、こまつたりなやんだりしている友だちはいますか。(どちらかの〔 〕に○)

いる〔 〕 いない〔 〕

ありがとうございました。こまつたことや、なやんでいることがあつたら、たんにんの先生やほけんしつの先生に、いつでもそだんしてください。

「仲間とのかかわり」についてのアンケート〔中学校・高等学校〕

年 組 番 名前

●月●日～●月●日の間で、あなたが困ったり悩んだりしたことについて教えてください。

1 [全員ご回答してください]

あなたは、学級や学年、学校の仲間から下のようなことをされて、いやな思いや痛い思いをしたことがありますか。あった場合には○を、なかった場合には×を、それぞれ記入してください。

| できごとの内容 | ○・× |
|---|-----|
| 冷やかしやからかい、悪口やあざし、いやなことを言われた。 例) 外見や性格のことで気にしていることを言われたり、あだ名をつけられたりした。 「バカ」「死ね」「殺すぞ」などと言われた。 | |
| 仲間はずれ、集団による無視された。 例) 誰も自分と一緒に活動をしたがらず、自分一人が仲間から距離を置かれた。 グループから一方的にはずされたり、学級やグループから無視されたりした。 | |
| 軽くぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) 遊びでプロレスや柔道、相撲などをさせられて、自分だけ技をかけられた。 通りすがりに背中をたたかれたり、体をぶつけられたり、足をかけられたりした。 | |
| ひどくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) かなりの痛みを感じる強さで、たたかれたりけられたりした。 プロレスや柔道、相撲などの技を、一方的に強い力でかけられた。 | |
| お金や物をたかられた。 例) 買い物で無理におごらされたり、お金を支払わされたりした。 「ちょうどいい」「貸して」としつこく言われ、自分の物を無理やり取られた。 | |
| お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。 例) 机やカバンの中から自分の物を勝手に取られた。くつを隠された。 | |
| 掲示物の自分の氏名や写真を傷つけられた。授業で作った作品を壊された。 | |
| いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。 例) ズボン下ろしや失神ゲームをされた。命令されて、「使いつ走り」をさせられた。 万引きを強要された。異性にむりやり告白させられた。 | |
| パソコンやスマホ、ケータイなどで、いやなことを書かれたりされたりした。 例) 名前や顔写真などの個人情報を、無断でTwitterに流された。 悪口や事実ではないことをTwitterやLINEに書かれた。LINEはずしをされた。 | |
| その他 ※上のいずれにも当てはまらないことで、いやな思いや痛い思いをさせられたこと があれば○を、なければ×を記入してください。 | |

2 [1で○をつけた人だけ回答してください]

現在はどうなっていますか。下のいずれか当てはまる方に、○を記入してください。

現在、困ったできごとがまだ続いているものがある…………〔 〕

現在、困ったできごとは一つも続いていない…………〔 〕

3 [全員ご回答ください]

あなたのまわりに、1のようなことで困っていたり悩んでいたりする仲間はいますか。当てはまる方の〔 〕に、○を記入してください。

いる〔 〕 いない〔 〕

ありがとうございました。困ったことや悩みがあったら、一人で抱えずに、相談しやすい先生にいつでも相談してください。

いじめアンケートについて
(A市「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

- いじめの具体的な状況を把握するためのアンケートでは、児童生徒それぞれに
よっていじめの捉えが異なるようにするとともに、教職員も同じ基準でいじめ
の状況を判断・把握できるようにするために、年度末に行う「児童生徒の問題行動
等生徒指導上の諸問題に関する調査〔調査Ⅱ：いじめの状況等〕」の「7. いじめ
の態様」の項目に合わせて、年3回以上行う。
- ※ アンケート等を実施する際には、児童生徒が安心して記入できる環境を整える
ことが重要である。具体的には、次のような配慮のもとで実施する。
 - ・ 児童生徒が発するSOSや提供する情報については、学校が責任をもって受け止め、必ず対応することを、実施前に伝える。
 - ・ 特定の児童生徒だけが記入のために鉛筆を動かすことのないよう、調査用紙
を工夫する。
 - ・ 目的に応じて記名式・無記名式の選択をする。
 - ・ 周りの目を気にすることなく記入できるよう、自宅で記入させる。
- いじめの発見のためのアンケート調査については、早期に対応すべき事案への
取組が遅れることがないようにするために、原則として調査を実施した日のうちに
記入内容を確認する。また、児童生徒が記入した用紙そのものを複数の教職員が確
認することで、状況を適切に把握する。
- ※ 調査結果をさかのぼって確認できるよう、調査用紙（原本）は児童生徒が卒業
するまで保管する。なお、調査結果をまとめた資料を別に作成し、児童生徒の卒
業後5年間保存する。

本取組に対するコメント

(1) 小学校低学年用のアンケート様式について

- 小学校低学年に対して実施するアンケートでは、「いじめ」という言葉を一切使わず、具体的な出来事を中心に質問立てを行っている。
- 「たとえば」として、具体例を挙げ、回答がしやすいよう工夫している。
- 小学校低学年に対するアンケートであることを踏まえ、記述する枠を一切設けず、「○・×」で簡単に答えられるようにしている。
- アンケート様式に、相談したいことがある場合には担任や養護教諭への相談を促す記述を盛り込んでいる。

(2) 中学校・高等学校用のアンケート様式について

- 小学校低学年に対して実施するアンケートと同様に、「いじめ」という言葉を一切使わず、いじめに該当しうる具体的な出来事を中心に質問項目を立てている。
- 発達段階に応じて、具体例をより身近なものとし、実際の場面を想起しやすい内容にまとめている。
- 相談相手については、「相談しやすい先生」とし、生徒に話しやすい選択肢を選ばせるよう配慮している。

(3) アンケートの取り方について

- 市のいじめ基本方針の中で、年3回以上アンケートを取ることとしており、市内全学校で実施している。また、アンケート実施上の配慮事項を示して行っている。
- アンケートを実施した後は、即日、複数チェックを行うこととしている。また、アンケートは無記名でも可としており、家に持ち帰って書いて来てもよいこととしている。

5 いじめの早期発見

(2) いじめの通報・相談窓口（窓口の周知方法が優れているもの等）（その1）

| 設置者 | 国立 | | 公立 | | 私立 | |
|-----|----|---|----|---|----|----|
| | 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 |

1. 取組の概要

- 相談室の開室日を週2日から3日に増やすとともに、スクールカウンセラーが1学年全クラスに出向いて生徒の状況を把握、その後、自己肯定感の低い生徒のスクリーニングを行い、面談を実施するなど、より積極的に生徒へのアプローチをするようにした。
- 管理職とスクールカウンセラーの打合せを毎週実施し、情報共有を充実させた。
- 相談室の利用を促進するため、相談室だよりの他に、入学時のオリエンテーションやホームルームにスクールカウンセラーが訪問したり、利用法を書いた名刺を渡したりして、相談室の活動の周知を充実させた。また、従来から配布している「こころの扉」という冊子を、生徒だけでなく保護者にも配布した。
- 従来行ってきた記名式のアンケートの他に、匿名通報システムを6月より導入し、いつでもいじめを通報できる体制を整備するとともに、傍観者から仲裁者になる意識改革の指導を充実させた。
- 平成28年の12月より、ネットパトロールによる個人が特定できるような情報のSNS上への書き込みや他人を誹謗中傷するような書き込みの報告が、ネットパトロールを行った業者から寄せられている。

2. 取組の成果等

- 平成28年度の1学期の開室日数29日（4～8月）から、今年度は39日（4～7月）に増え、相談件数は延べ346件から536件へと増加した。特に、スクールカウンセラーと教員との情報交換の時間を充実させたため、1時間の相談時間内に相談する件数が増えている。一方、生徒自身の相談についても、スクリーニングによるアンケートなど、積極的なアプローチも実施したため、昨年1学期の自主的な相談件数26件に比べ、今年度は69件と2倍を越える相談件数となっている。
- 「こころの扉」という冊子では、高校生のこころ、こころの健康を保つための知恵、困った時に利用できる相談室や医療機関の紹介をしており、保護者からの相談件数も、昨年度の1学期の23件から36件に増えている。
- 従来行ってきた記名式のアンケートは、「冷やかされたり、からかわれたりする」などの質問項目に、「周りにされている人がいる」「自分がされている」などで回答し、「あり」と回答のあった生徒とは担任が面接をするシステムである。しかし、このアンケートは年2回の実施であったため、いつでも報告したり、助けを求めたりすることができる匿名通報システムを6月より導入した。匿名による報告は、いじめを発見した時、傍観者とならずに、仲裁者になれるシステムとしての効果が期待されている。アプリの「報告」を押すと、メッセージの他、写真やスクリーンショット、動画などを匿名で送ることができる。また、「助けを求める」を押すと、メッセンジャーによるチャット相談ができる。設定時間外では、いじめ専門ダイヤルに電話相談するように、メッセージが自動で送られることになる。深刻ないじめにならないために、不安を感じたらいつでも活用してくれることを期待している。

- 6月から15件のメッセージが届いているが、いずれも学校の施設への苦情、生徒の品のない行動へ意見などで、いじめとして取り上げて、すぐに対処すべき案件は届いていない。
- SNS上への、写真のアップロードや個人の特定される情報の書き込み、他人を誹謗中傷するような書き込みの報告を受けて、当該生徒にそのような行為が問題であること認識させる指導を行っている。

本取組に対するコメント

- スクールカウンセラーの相談日開設を週2日から3日に増やすとともに、1学年全クラスの生徒の状況を把握し、自己肯定感の低い生徒をスクリーニングした上で面談を実施することで、効率的・効果的にケアが必要な生徒に対応できている。
- 相談室の開室日数を増やしたことによって、相談件数が、1学期間の年度比較で約200件増加している。
- 従来行ってきた記名式のアンケートに加え、匿名通報システムを導入し、いつでも報告したり、助けを求めたりすることができるようになった。このようなシステムの導入は、いじめの傍観者ではなく、仲裁者になることを促す効果が期待される。
- 匿名通報システムには、時間外の問い合わせがあった場合でも「いじめ専門ダイヤル」への案内を自動メッセージで送るなど、対応の隙間が生じないよう工夫されている。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実が求められているところである。いじめの相談体制の充実及び通報窓口の紹介等は、生徒にとって相談や通報の選択肢が広がり、安心した学校生活を送る上での土台になり得るものであり、本取組が継続的に実施されることが望ましいと考えられる。

5 いじめの早期発見

(2) いじめの通報・相談窓口（窓口の周知方法が優れているもの等）（その2）

| 設置者 | 国立 | | 公立 | | 私立 |
|-----|----|---|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 |

1. 取組の概要

（1）県教育委員会の取組

○ 県教育委員会では、どの子も誰かに相談できる環境づくりに努めており、24時間子供SOSダイヤルを含む県内の主な相談窓口一覧表を作成し、県内公立学校全ての児童生徒に配付している。各学校では、カードの形にするなどして配布するよう指導している。

（2）相談窓口一覧表

電話相談の相談窓口について

★ 小学生の皆さんへ

もし、学校でこまっていることがあつたら、まずは、担任の先生や保健室の先生、おうちの人に、お話を聞いてもらいましょう。それでも、解決しないときには、下の相談電話でお話を聞いてもらうことができます。特に「A県24時間子どもSOSダイヤル」は、昼も夜もお話を聞いてもらうことができます。

★ 中学生及び県立学校の皆さんへ

もし、学校で悩み事や心配事があつたら、まずは、担任の先生や保健室の先生、保護者の方に相談してみてください。それでも、解決しないときには、下に示している相談窓口に電話して、相談してみませんか。なお、24時間対応できる相談窓口としては「A県24時間子どもSOSダイヤル」を開設していますので、ぜひ利用してください。

★ 保護者の皆さんへ

お子さんのことで、お悩みのことがありましたら、どんなことでも結構ですので、早めに学校にご相談ください。早期対応が早期解決につながります。

なお、学校によっては、子どもたちの悩みなどを解決するために、専門的な知識や経験をお持ちの「スクールカウンセラー」が配置されている学校もあります。

また、県内の各教育事務所には「学校支援アドバイザー」を配置していますので、電話や教育事務所での相談をはじめ、ご家庭に直接お伺いしての相談にも対応いたします。

さらに、市町村立学校に通っておられる子どもさんのことについては、各市町村教育委員会、県立学校に通っておられる子どもさんのことについては、県教育委員会担当課にも相談できます。

★ 教育相談窓口の紹介

主な相談窓口としては、以下のようなところがあります。

(1)いじめ問題や子どものSOS全般

| 相談機関名 | 相談時間等 | 電話番号 |
|------------------|-------|---|
| A県24時間子どもSOSダイヤル | 24時間 | 0120-0-78310(なやみ言おう) ※PHS、IP電話からはつながりません |

(2)いじめ・不登校問題など

| 相談機関名 | 相談時間等 | 電話番号 |
|--------------------------|----------------|---|
| A県教育庁教育指導局 義務教育課内相談電話 | 月～金 8:30～17:15 | ○○○-△△△△-××× × FAX: ○○○-△△△△-× ××× |

本取組に対するコメント

- 県内の主な相談窓口一覧表をカード形式にするなどして、県内の公立学校のすべての児童生徒に配布している。
- 電話相談窓口の活用について、発達段階に応じた表現で周知を図り、分かりやすく説明している。
- 保護者に対しても、相談窓口の存在を伝えた上で、スクールカウンセラーの配置や各教育事務所の「学校支援アドバイザー」を紹介し、家庭訪問による相談が可能であることについても伝えている。
- 実際の相談場面の様子や相談内容を例示するなど、相談の様子がイメージできるような工夫を行うことが考えられる。

5 いじめの早期発見

(3) 効果的な教育相談のための工夫が行われている事例

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | 特支 | | 教委 |

1. 取組の概要

(1) 生徒の心に寄り添った対応のための相談窓口

① マイサポーター制度

内 容：生徒が希望する担任以外の教員をマイサポーターとして指名し、指名された教員は、対象生徒の悩み事や心配事等の相談事項をいつでも受け入れられるよう体制を整えている。

② 気がかりポスト

内 容：生徒のちょっとした不安や悩み等、教職員が気になることがあれば、いつでも生徒の対応について相談にのってもらえる教員を校務分掌で明示し、どんな相談も気軽に受け入れることができる体制を整えている（教員自身の悩みを聞く気がかりポスト担当者もいる。）。

(2) いじめの未然防止及び早期発見、早期対応への取組

※ 「マイサポーター制度」や「気がかりポスト」において相談のあつたいじめ事案については、以下の「さわやか委員会」や「生徒支援委員会」で情報を共有し、対応等を検討する。

① さわやか委員会（いじめ防止対策委員会）

参加者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、カウンセリング指導員

日 時：毎週水曜日 朝の時間（8：20～8：40）

内 容： いじめにつながりそうな事案に対する情報交換
 いじめへの組織的な対応の在り方（具体的な手立ての共通理解）

② 生徒支援委員会

参加者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、カウンセリング指導員、いじめ対策カウンセラー、特別支援教育コーディネーター

日 時：毎週木曜日 4限時（11：50～12：40）

内 容： 各学年の問題点・取組等の情報交換、共通理解について
 問題行動の組織的な対応について
 いじめ対策カウンセラーからの助言

③ さわやか調査（学校生活、家庭での悩み調査）

回 数：毎学期2回

内 容： 日常生活での悩みやいじめ被害、いじめ情報について調査する。
 調査結果を基に、生徒全員の面接を行う。

本取組に対するコメント

(1) 相談窓口について

- 生徒が希望する担任以外の教員を「マイサポーター」として指名することで、より安心した相談ができるよう、生徒の心情に寄り添った体制を整えている。
- 気がかりポストについて、校務分掌に相談担当を位置付け、生徒のみならず、教員も気軽に相談できるようにしている。

(2) さわやか委員会（いじめ防止対策委員会）について

- 朝の短い時間を活用し、いじめに関する事案の情報交換を行い、組織的対応に関わる具体的手立てについて共通理解を図っている。
- さわやか委員会（いじめ防止対策委員会）及び生徒支援委員会の開催を定期的に開催することで、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に努めている。

(3) 生徒支援委員会について

- 毎週定期的に開催され、学年単位での問題行動等への対応について情報共有を図るとともに、組織的な対応の在り方が議論されている。
- いじめ対策カウンセラーからの助言を受け、専門的知見を生かした対応につなげている。

(4) さわやか調査について

- さわやか調査（悩み調査）では、調査結果を踏まえて、気がかりな生徒のみならず、全員の生徒と面談することとしており、丁寧な対応がとられている。

(5) 全般について

- 生徒自らが教育相談をしたいと実感できるような体制を整えており、生徒の立場に立った教育相談の在り方を実現している。
- 組織の名称を、生徒に馴染みやすい表現とするなど、相談のハードルを下げる工夫がなされている。

5 いじめの早期発見

(4) スクールカウンセラーがいじめの相談を受け、解決に導いた事例

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | 特支 | | 教委 |

1. 事例の概要

(1) 関係生徒

【被害】中学2年女子A（1名） 【加害】中学2年女子B、C（2名）

(2) いじめの概要

- 2学期の終わり頃から、中学2年女子Aは、中学2年女子Bから悪口を言われたり、中傷する手紙を回されたりした。さらに、Bは中学2年女子Cを誘い、一緒にAの机に落書きしたり、無視したりした。Aは、落書きを一人で消すなどして、このことを誰にも相談せずにいた。そのうち、Aは、休み時間や特別教室の移動などいつも一人で行動するようになり、学級のみんなから避けられていると思うようになった。
- ある日、担任はAの手首にカッターのようなもので何度も切った傷跡があることに気付き、最近一人で行動する場面もしばしば見かけており気になっていたことから、Aに事情を聞いた。しかし、Aは、傷はちょっといたずらしただけ、困っていることもないと言って、何も話さなかった。

2. 事態の経緯及び対応

- 担任は、Aと教育相談を行ったが、Aからはいじめられているという話は出てこなかった。Aには、保護者とも話をする旨を伝えた。
- Aは本心を話すことや自傷行為があることから、担任は、学年主任と生徒指導部長に相談したところ、スクールカウンセラーを加えて、生徒指導委員会で対策等について話し合うことになった。
- 担任と生徒指導部長でAの保護者に手首の傷を含め状況を伝え、スクールカウンセラーと連携する等の学校の対応について理解を得るとともに、学年体制で関係生徒から話を聞くことにした。
- スクールカウンセラーは、Aとのカウンセリングの中で、仲が良かったBとの関係が上手くいっていないことや嫌なことから逃れたくて、気が付いたら自傷行為を行っていたという内容を聞いた。
- 担任は、Bからの話を基に、Cにも事実を確認した。
- 事実確認ができたところで、スクールカウンセラーと生徒指導委員会で具体的な対応について話し合った。

3. 成果

- 生徒指導委員会を一定期間、臨時に開きながら、スクールカウンセラーにも参加してもらい、AやB、Cの様子等について情報交換を行い、共通理解を図りながらケア等を進めていった。
- スクールカウンセラーが中心となりAの心のケアを行いながら、保護者のサポートもすることで、保護者的心配が減り、Aの学校での心身の状態も安定するようになった。
- スクールカウンセラーが廊下等でBやCにも声かけすることで、二人の表情も和らぎ、Aとの関係も自然になった。

本事例に対するコメント

(1) いじめ防止対策推進法の視点から

- Aの自傷行為に気付いた担任は、Aに対して教育相談を行ったが、いじめについての話を聞き出すことはできなかった。しかし、そのことを即座に学年主任及び生徒指導部長に相談し、スクールカウンセラーを入れた生徒指導委員会を開催し、対策等について検討を行ったことにより、事実関係を明らかにする対応と、Aに対する心のケア等を同時に進めることができた。

(2) 児童生徒への支援の視点から

- スクールカウンセラーが中心となってAの心のケアに当たったことによって、仲が良かったBとの関係が上手くいっていないこと等から自傷行為に至ってしまったことを確認することができた。

(3) 保護者対応の視点から

- スクールカウンセラーを含めた対応により、A自身のケアに加え、保護者のサポートも同時に行なうことによって、保護者的心配も和らぎ、Aへの対応について理解を得ながら進めることができたと考えられる。

(4) 総括

- 本事例は、学校の生徒指導委員会とスクールカウンセラーが連携し、保護者をサポートしながら、被害生徒への対応を進めることができたケースである。
- スクールカウンセラーの専門的知見を生かしつつ、学年全体で組織的に対応したことにより解決に導くことができたものと考えられる。

5 いじめの早期発見

(5) スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携・調整を行い、解決に導いた事例（その1）

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|-------|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | | | 特支 教委 |

1. 事例の概要

(1) 関係生徒

【被害】中学3年男子A（1名） 【加害】中学3年男子B、C、D（3名）

(2) いじめの概要

- 中学3年男子Aが、同学年の男子B、C、Dから暴力を伴ったいじめを繰り返し受けていたと、Aの保護者の友人から、学校教育事務所が連絡を受けた。
- 中学2年次後半から、休み時間や放課後の部活動、休日等に、B、C、Dからの言葉によるからかい、暴力という形で行われたことが、担任がAから話を聞き、判明した。
- Aは、対人関係の悩み、親子関係の悩みを長く抱えており、友人関係を維持したいという気持ちが強く、自分からは担任をはじめ学校の教諭に訴えることができなかった。
- Aは、3年次5月頃より不登校状態になり、自分の悩みを保護者に初めて話すことができた。しかし、一方で、家庭で不安定な状況が続き、自分の頭や顔面を自分で叩く・殴るなどの自傷行為に及んだ。

2. 事態の経緯及び対応

- Aの自傷行為の情報から、学校は、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）とともに本人、保護者と面談。SSWは医療連携の必要性を助言。学校は、SSWの調整のもと児童相談所への相談を保護者に提案。
- 目撃生徒からの聴き取り、関係生徒B、C、Dからの聴き取り、指導、関係生徒保護者連絡を実施。また、警察に相談。
- 児童相談所から受診を勧められたAの保護者が、Aに付き添い、Aが通院を開始。学校は、医療連携の承諾をAの保護者から得る。
- 当該医療機関のメディカルソーシャルワーカー（MSW）とSSWが連携し、校長は、医師よりAに関する助言を受ける。
- 医師の助言をもとに、学校は、Aに対する支援体制を構築。
- 医師・児童相談所の助言から、Aの保護者の養育への支援の必要性及び支援内容が明確になったため、学校は、SSWとともに要保護児童対策地域協議会に参加し、児童相談所や区役所のこども家庭支援課との連携を確認。地域による当該家庭の見守り体制、卒業後も視野に入れた関係機関での情報共有を実施。

3. 成果

- いじめ行為に対する指導と並行して、Aの困り感に寄り添った支援が実現できた。
- 医療機関や区役所等との連携により、Aの特性に応じた適切な支援方針を確立するとともに、家庭環境の課題を把握し、具体的支援ができた。
- 学校内での支援体制に加え、地域による見守り体制を構築できた。
- 学校は、卒業後のAへの支援に関する見通しを持つことができた。

本事例に対するコメント

(1) 被害生徒及び保護者への対応の視点から

- Aの自傷行為に対して、学校及びSSWが、A本人と保護者に対して面談を行い、SSWから医療連携の必要性について助言した。そして、学校はSSWを介して児童相談所への相談について保護者に提案することで専門機関による支援を開始することにつながった。
- A及び保護者は児童相談所から医療機関での受診を勧められ、医療連携を承諾したことで、MSWとSSWが連携して医師からの助言を受けることにつながった。
- 医師及び児童相談所の助言によって、要保護児童対策地域協議会において、家庭の見守り体制の整備や卒業後も視野に入れた関係機関との情報共有が図られた。
- SSWによる支援及び関係機関との連携の結果、いじめ行為に対する加害生徒への指導とともに、Aの困り感に寄り添った支援が進められるようになった。その際、関係機関との連携により、Aの特性を踏まえた適切な支援方針を確立し、家庭環境の課題を踏まえた具体的支援を行うことができた。

(2) 総括

- 本事例は、いじめの実態を把握するに当たり、Aの心情に寄り添いつつ、問題の解決に向けてSSWを有効に活用して対処したケースである。とりわけ、家庭における課題も踏まえながら、いじめ行為に対する指導を行い、医療機関や関係機関との連携によりAの支援方針を確立できたことは、SSWが関与した効果であると考えられる。

5 いじめの早期発見

- (5) スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携・調整を行い、解決に導いた事例（その2）

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| | | | |
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | | | |
| | 特支 | | 教委 |

1. 事例の概要

(1) 本人の状況及びいじめの概要

- 中学男子。長兄・次兄は自立し、父・母と3人暮らし。敷地内に祖父母宅がある。
- 11月下旬に学校は4名の同級生からのいじめを認知し、12月上旬に謝罪の会を開いた。以降、いじめはない。
- 翌年2月、本人がインフルエンザ回復後、吐き気・めまい・頭痛等体調不良を訴え、数件の病院を受診したが、いずれも検査結果に異常は見られなかった。
- 医師から「いじめがストレスとなっている（かもしれない）」と言われ、両親が本人に「学校に行かなくてよい」と伝えた。途端に本人が回復。のことから、両親は「本人の体調不良はいじめのせいだ。本人が苦しんでいるのだから、謝罪の会を再度開くべき」と要求。

(2) スクールソーシャルワーカー (SSW) 等による対応

ケースが、どのような循環的なシステム（悪循環）で成り立っているのか

- | | |
|---------------------------------|--|
| ① | 父母が加害者への指導を学校に要求。重ねて、指導時の会話を録音するよう要求。 |
| ↓ ② | 学校が「録音はできない」と回答。 |
| ↓ ③ | 父母が激怒する。「自分たちが指導するから謝罪の会を開け」と要求。 |
| ↓ ④ | 学校から、一度謝罪の会を開いたこと、その後いじめが起きていないことを理由に謝罪の会はしないと回答する。 → 修復的対話の提案 |
| ↓ ⑤ | 父母が「学校はいつも白紙に戻す。ちゃんと対応しない」と激怒。 |
| ↓ (④) と、らせん状に循環作用している（バッドサイクル）。 | |

システムの①～⑤のどこに介入したか

【④を選んで介入した理由】

- (1) 本人が地域の中でわだかまりなく過ごせるようにするため。
- (2) 父母が一方的に加害者を非難するだけでは、加害者に反発されるだけであり、両者の対話の場が必要だから。

【修復的対話の実施】

- 4月下旬、被害生徒の両親と加害生徒4名及び保護者が集い、市SSWの主導のもと、市教育委員会・県のSV（スーパーバイザー）が同席して実施した。

【介入した結果】

- 本人が父母に「自分の気持ちを言ってくれてありがとう」と感謝し、父母の気持ちが前向きになった。

2. 成果

- 双方の関係者・庇護者として、被害側には市教委課長、加害側には母親と担任をつかせていた。これにより SSWが両者の間に立つことができた。この原則に基づいた準備の良さが成功へとつながった。
- 話し合いでは、被害者側の発言がほとんどを占めており、必ずしも対等な対話ではなかったが、話し合いの進行権限は SSWが掌握した。声の大きさ、話し方、SSWと参加者との距離感などすべてが適切であった。
- ハワード・ゼアの言葉「公平さを尊重」にもあるように、ファシリテーターを務めるSSWは、自身の軸足を片方（SSWが思う正しい方、庇護しなければならないと思った方）に偏ることのないようにしなければならない。ここが保てないと失敗する。もし、参加者が相手を非難し続け、SSWが静止しても止めなければ、話し合いを中止させなければならない。
- 今回は、被害者側がそうなることが高く予想されたため、「被害者が話す内容を事前に被害者に書かせ、SSWが添削し、文章を読み上げる」ということに成功した。SSWのこの計画性の高さと実行力は高く評価される。
- 対話終了後、本来ならば、引き続きその場でティータイムを取り、談笑をすることが理想である。それが難しい場合は、今回のように、加害者・被害者別に「振り返りの時間」を持つことが重要である。終了後、気持ちがほぐされないまま、とげとげしい気持ちで帰宅させると次回につながらないし、新たな火種を生みかねない。そのためにも振り返りの時間に、どのようなアプローチ（話題など）を提供すれば参加者の気持ちが和らぐかも、事前に考えておくとよい。
- 回数をこなさなければ上達しないことは言うまでもない。今後とも積極的に修復的対話に取り組みたい。

本事例に対するコメント

- 本事案は、加害者側・被害者側の双方がわだかまりなく過ごすことができるよう、SSWが「修復的対話」を実施したケースである。SSWが事前準備を計画的に行い、ファシリテーターとしての役割を適切に果たすことで、悪循環に陥っていた事案の解決が図られており、SSWの専門的知見を生かした対応の具体例ということができる。

6 いじめへの対処

(1) いじめの被害者を徹底的に守り通す対応

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| 特支 | | | |
| 教委 | | | |

1. 関係児童

【被害】小学2年男子A（1名） 【加害】小学2年男子B（1名）

2. 事態の経緯

(1) 保護者からのいじめの訴え～状況の確認～

4月20日、Aの保護者が、市教育委員会にいじめを訴えてきた。保護者の訴えの内容や当時の様子は以下の通りである。

- ・同学年の男子Bから「冷やかしやからかい」「軽くぶつかる」等を繰り返され、A本人もAの家族もいじめに苦しんでいる。
- ・本事案が発生していた状況の全てが、教師不在の休み時間である。
- ・本事案は、昨年度に発生した事案の再発である。
- ・学校は、昨年度、訴えを受け対応したが、保護者はその内容と結果に納得していない。
- ・保護者は、いじめが再発したことに対し、学校への強い不信感を募らせている。
- ・保護者は、「学校にいじめを訴えても何も変わらない」という強い憤りを感じている。

(2) 市教育委員会による校長との面談～事実の確認・方針の確認・当面の措置の検討～

保護者との面談後に、市教育委員会は、校長との面談を即日実施した。ここで訴えが事実であると確認した市教育委員会は、以下の方針に基づき、段階的に対応することを助言した。

【市教育委員会のいじめ対応の方針】

・いじめからの救済

まずは、児童Aを「いじめから徹底的に守り通す」こと
児童Aを「いじめの場から救い出す」こと

・いじめからの回復

次に、児童Aが「Bとの関係性を回復させる」こと
児童Aが「安心して学校生活を送ることができる」こと

方針の確認後、市教育委員会と校長は、「いじめからの救済」に向けた当面的具体的な措置を講じた。面談後、市教育委員会は、すぐにAの保護者と連絡を取り、上記の方針と学校からの具体的な説明がこの後すぐにあることを伝え、理解を得ることができた。

3. いじめからの救済のための対応

～Aをいじめの場から救い出すために学校が講じた具体的措置～

(1) 家庭訪問（4月20日）

校長と担任は、市教育委員会との面談後、すぐに家庭訪問を実施した。そこで、保護者に対し、市教育委員会と確認した「いじめからの救済と回復」を約束するとともに、それに向けた「当面の具体的な措置」について説明をした。

成果：1学期末に行った市教育委員会と保護者との面談の中で、保護者は「すぐに市教育委員会と学校の双方から、『Aをいじめから守る』という話があり、安心した」と話している。

(2) Aに対する支援～居場所づくりと絆づくりの視点から～

安心して学ぶことを目指した「授業の中の居場所づくり」と、学級への所属感の高まりを目指した「絆づくり」の取組を、特に重視した。その中で、Aの自信につながる事実が見られた時には、機を逃さず認めることを通して、Aと教職員との関係性が回復することを大切にした。また、学級内で認められているということを相互に実感できるようなフィードバックの場を意図的に設けることで、学級における所属感が高まることを目指した。

成果：Aから教師に話しかける機会が増えた。今後も継続的な支援は必要であるが、安心して過ごしている表情が増えたことを校長も保護者も実感している。

(3) Aに対する教職員の見守り（強化期間：4月21日～5月8日）

本事案は、教職員が不在の休み時間に発生していることから、管理職・生徒指導部・学年部による見守りを計画的に実施し徹底した。特に、保護者が訴えた翌日から5月8日までの期間における再発防止に向けて、見守りの組織体制を一層強化した。

具体的な取組として、21日は本校におけるバス遠足であったが、引率予定を変更して、校長が2年生の引率に加わった。保護者が訴えた翌日の再発防止に向けて、組織的な見守りを行うとともに、Aに対して、教職員が積極的に関わろうとした。

成果：4月20日の校長との面談時に、本事案において防ぐべき事態は、保護者の訴えの直後にいじめが再発することである旨を確認した。訴え直後のいじめの再発は、保護者との信頼関係の構築を一層困難にするからである。見守りを強化することで、教師不在の時間がなくなり、直後の再発を防ぐことができた。

(4) Aの保護者との情報連携の充実

学校は、保護者との連絡を密にすることとした。保護者の安心につながるように、いじめに関する現状に加えて、Aが頑張っている状況やよい表情の情報も伝えることとした。

成果：遠足終了後の夕方に、校長は保護者に対して、遠足中のAの様子や他の級友と仲良く遊んでいた様子を観察し、具体的に報告している。A自身も、遠足からの帰宅後すぐに、家族に対して「すごく楽しかった」と話している。同日の夜に、市教育委員会が保護者と面談した際には、保護者は感謝の意を表していた。

(5) 加害者Bに対する支援と指導

いじめの状況から、Bが精神的に不安定な時にAへのいじめを行っているのではないかとの見立てが生まれた。その見立てに基づき、Bの精神状態の安定に努めた。具体的にはBの交流欲求や承認欲求を満たすような関わりを、Bの保護者と協力して増やすこととした。

Bの精神状態が安定しているときに「いじめはよくないこと」という価値を担任が指導し、校長が状況を確認した。合わせて「友達と仲良くする」ことの価値を伝え、機を逃さずにBがそのよさを実感できるよう留意した。

成果：今後も継続的な支援は必要であるが、現時点で、Bが他の児童をいじめるという事案は発生していない。

4. いじめからの回復のための対応～Aが安心して学校生活を送るために～

(1) 方針の実現を阻む問題点の整理

4月20日に行われた校長との面談の中で、本校において「救済と回復」の過程を阻む2つの問題点があることが明らかになった。

①問題点1：なぜ、いじめが再発したのか

- ・学校にいじめに対する危機意識が欠如していた可能性があること。
- ・学校は昨年度の対応で解消したと捉えており、AとBに対する継続的な支援が欠けていた可能性があること。新年度の情報の引き継ぎで、支援が引き継がれなかつた可能性があること（校長・担任・生徒指導主事が異動している）。

②問題点2：なぜ、保護者が納得していないのか

- ・保護者は、「学校はいじめからわが子を守ってくれない」と感じていること。
- ・保護者は、学校の対応に、迅速さや誠実さが欠けていると感じていること。
- ・対応に対する保護者との合意形成が十分でなかつたこと。学校側がいじめの解消に向けて何を行ったのか、保護者が理解していない事実があること。
- ・昨年度、学校内の対応が一元化されていなかつた可能性があること。保護者は本事案に対して、学校全体の取組になつていないと感じていること。

(2) 問題点の解決に向けた「課題の設定」「課題解決のための手立て」「取組の成果」

市教育委員会は、本事案の真の解消と今後の適切な対応の実現のためには、上記の2つの問題点を解決することが必要であると判断した。そして、問題を解決するための課題を設定し、課題に迫る過程を通すことが、方針の実現につながると判断した。

①問題点1に対する課題～再発を防ぎ、Aをいじめから守り通すために～

(ア) 課題：いかにして学校におけるいじめに対する危機意識を高めるか。

いかにして「いじめの認知力」を高め、いじめを見逃さない学校をつくるか。

いかにして、連続性のある支援体制を構築するか。

(イ) 課題解決のための手立て

【「いじめに対する危機意識」と「いじめの認知力」の向上に向けて】

- ・市教育委員会は市校長会等を利用して、いじめの認知力向上に関わる研修を実施した。また、個人情報に配慮した上で本事案の再発の構図を示し、対応のあり方について確認するとともに、深刻化した他県の事案を例として示し、深刻化につながる要因を確認した。
- ・市教育委員会は、本校へのいじめ対応アドバイザーの派遣を決定し、「いじめの定義（いじめ防止対策推進法）」に基づいた「積極的な認知」に向けた校内研修を実施した。
- ・市教育委員会は、定期的に本校におけるいじめの認知状況を確認した。いじめ問題対策チームで検討されながらも、いじめと認知されなかつた全事案に対して、その理由を確認し、適切にいじめが認知されているかをモニタリングした。

【「連続性のある支援体制」の構築に向けて】

- ・いじめ等に関する情報が適切に引き継がれるよう、個人カードのあり方や活用の仕方を現在検討している。特に支援の状況が新年度にリセットされないよう留意している。

(ウ) 取組の成果

○いじめの認知数の増加～子供たちの中で起きている事実と認知を近づける～

- ・本校における1学期のいじめの認知件数が、昨年度の件数とほぼ同数となつた（本市全体を見ても、1学期の認知件数は、小中ともに昨年度1年間の認知件数に迫る数となつた。この状況を市教育委員会は極めて肯定的に評価している）。

○いじめを見逃さない雰囲気の醸成

- ・児童を細かく観察しようとする雰囲気が校内に広がり、情報の風通しが良くなつた（本校校長・教頭談）。

②問題点2に対する課題～いじめの対応に対する保護者からの信頼を得るために～

- (ア) 課題：いかにして保護者との合意形成を図り、措置に対しての理解を得るか。
いかにして「認識の共有」と「行動の一元化」を実現させていくか。

(イ) 課題解決のための手立て

【Aの保護者の不信感を払拭するために】

- ・市教育委員会と学校は、Aの保護者がいじめによって不安な気持ちに陥っているという心理的事実に対して謝罪した。
- ・市教育委員会や学校は、Aの保護者に対して、対応の方針（救済と回復）を即日伝え、その実現を約束した。

【保護者からの信頼を得るために】

- ・「命と人権にかかわることは後回しにしない。」これは市教育委員会が、繰り返し学校に伝えてきたことである。市教育委員会は、Aの保護者にこの姿勢を伝えるとともに、学校にも再確認し、その徹底を求めた。
- ・学校は「いじめから被害者を守る」という姿勢を保護者に適宜伝えた。「これまでとは違う」ということをAの保護者が感じ取れる対応になるよう努め、その事実を重ねた。
- ・学校は「学校いじめ防止基本方針」に基づき「個別案件対応班」で具体的な措置を講じた。市教育委員会はその妥当性に関する助言を行った。
- ・迅速な対応となるように、校長や担任は毎日の状況を保護者に報告した。
- ・誠実な対応となるように、市教育委員会は、保護者対応の事前と事後の状況を確認し、学校に対して助言を行った。

【保護者・市教育委員会・学校間における「認識の共有」と「行動の一元化」のために】

- ・市教育委員会は、本事案の解消に向けて、果たさねばならない学校や保護者の責務をそれぞれと確認した。
- ・市教育委員会は、対応の方針（救済と回復）を保護者に伝えることで「市教育委員会と保護者における認識の共有」を図った。
- ・市教育委員会は、保護者に説明した対応の方針を校長に伝えることで、本事案に対する「市教育委員会と学校における認識を共有」を図った。
- ・校長は、校内の「いじめ問題対策チーム」に対して、市教育委員会と共有した内容を伝えることで「校内における認識の共有」を図った。
- ・校長は、保護者に対して、市教育委員会が示した措置の方針に基づく具体を丁寧に説明し、保護者の理解を得ることで、「学校と保護者における認識の共有」を図った。
- ・市教育委員会は、「3者間の認識の共有」の状況を適宜モニタリングし、必要に応じて調整したり、助言を行ったりした。

(ウ) 取組の成果

○保護者の信頼の回復

- ・現在は、Aの保護者はいじめ事案に関わらず、様々なことを学校に相談するようになった。 Aの保護者は、1学期末に実施した市教育委員会との情報交換の際に「いじめがなくなって安心している。学校はいじめから守ってくれている。」と話している。

○「認識の共有」と「行動の一元化」への意識の向上

- ・組織内において「認識を共有」させた上で「行動を一元化」することが、事案の解消に向けて有用であったことを、教職員が実感した（本校校長談）。 そのよさの実感により、本校の「いじめ問題対策チーム」の更なる機能化が期待される。

5. 本事案の現状

- ・市教育委員会が報告を受けた4月20日以降、いじめの再発は確認されていない（A及びBの保護者談）。またBとの関係も良好であり、現在はともに遊ぶ姿も頻繁に見られるという。
- ・校長は、解消したとの楽観的な認識を持たず、本事案の再発防止に向けて、引き続き取り組むこととしている。現在は夏季休業中及び2学期初めのA・Bの状況に注目している。
- ・市教育委員会は、定期的に保護者と連絡を取り、学校が講じた措置に対する保護者の思い等を確認している。

本事例に対するコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、いじめに対する措置として「事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す」とされている。本事例については、教職員が不在の休み時間にいじめが発生していたことを踏まえ、保護者から訴えのあった日の翌日から、管理職・生徒指導部・学年部による組織的な見守りが徹底され、その結果、Aに対するいじめの再発が防止されており、対策が有効に講じられた事例と考えられる。
- 本事例は、いじめに対する迅速かつ組織的な対応、被害者・加害者に対する適切な支援及び指導、保護者との連絡を密にしたことなどによる信頼関係の構築、事案を契機とした問題点や課題の分析が行われていることなど、様々な観点から示唆に富むケースであると考えられる。

6 いじめへの対処

(2) いじめに係る情報の保護者との共有

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| 特支 | | | |

1. 事例の概要

(1) 関係児童

【被害】小学2年男子A（1名） 【加害】未特定

(2) いじめの概要

- 友達から「ブタと言われた」と、被害児童が保護者に訴えた。
- 保護者から、担任に電話相談をしていじめが発覚。
- 被害児童は「学校には言わないでほしい」と保護者に訴えていた。
- 担任と保護者で本人にわからないように電話で対応方法を検討。
- 被害児童に対して、保護者が相談したことがわからないように、自然を装って、被害児童に事実確認をする方向で指導を進めていくことに決定。

2. 事態の経緯と対応

保護者からの電話相談に対して、担任が保護者の訴えを丁寧に受け止め、今後の対応の仕方について保護者の意向に沿って一緒に考えた。

- 被害児童は、保護者に「学校には言わないでほしい」と訴えていたため、その意図を汲み取り、自然に被害児童に接触し、最近の学校生活について聞き出すようにした。
- 担任は、翌日の朝にAと朝の挨拶を交わし、「何か困っていることはない？」と尋ね、事実確認を行った。
- Aは「僕の頭はスッキリしているから大丈夫だよ」と答え、母親に昨日訴えたことは話さなかった。いじめの事実確認や加害児童の特定はできなかつた。
- Aから、いじめの事実確認はできなかつたが、しばらくの間、全職員が関わり、注意深く行動を見守ることにした。
- 保護者に、対応時の状況について伝えるとともに、今後注意深く見守ることを確認した。
- 以後、友達同士のトラブルは見られないが、様々な目でAを観察し、情報を共有するようにしている。そして、その結果を、しばらくの間、保護者に伝えることを行った。
- 加害児童を特定できなかつたため、直接の指導はできないが、道徳の授業で、言葉の大切さについて考えさせた。

3. 成果

- 保護者の意向に沿って一緒に指導方針を考えるとともに、すぐに学校体制で見守り、その状況を報告していたことに対して、保護者は学校に大きな信頼を寄せていた。
- 以後、生徒同士で同様の訴えやトラブルは起こっていない。
- 母親からもその後、同様の訴えや相談はなかつた。

本事例に対するコメント

- いじめに対する措置については、「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で」組織的に対応することが求められており、保護者との協力・連携は重要な視点である。
- 本件は、被害児童が学校に知られたくないという意向を有する状況で、学校側と保護者が協力・連携して、被害児童への見守りを強化したケースである。見守りについて、しばらくの間は全職員が関わるとともに、その結果を共有し、さらに保護者とも情報共有していたという対応方法は参考になるものと考えられる。
- また、本事案のように、対応方針を本人や保護者の意向を汲み取って、一緒に考えることも、信頼関係を構築する上で効果的と考えられる。

6 いじめへの対処

(3) 効果的ないじめの調査の手法、効率的かつ的確な対応の記録方法、情報共有の方法

| 設置者 | 國立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | 特支 | | 教委 |

1. 効果的ないじめの調査の手法

いじめ調査は、実態把握が目的であるため、目的に応じて内容や方法を考えて、無記名式、また、選択肢式と記述式などのそれぞれの特長を生かし、組み合わせて実施する。

(1) 調査内容について

- ・いじめの定義をわかりやすく説明できる文章にして、アンケートの中に記載する。
- ・いじめの未然防止とどのくらいの頻度でいじめがおきているかを把握する調査（無記名式）
- ・教育相談を実施するための参考資料としてのいじめを含む調査（記名式）
- ・いじめの詳細について情報収集するための臨時調査（無記名式）
- ・調査項目10項目に絞り込み、集計を迅速に行う。

(2) 実施方法

- ・調査目的を変えて毎学期（6月、10月、2月）実施する。
- ・同日・同時間実施にする。欠席者については、別日の放課後に実施する。
- ・回答票の回収は、教室で実施する場合は回収箱の中に無作為に入れるようにする。家庭に持ち帰らせる場合は、封筒に入れて翌日提出させる。

(3) 調査結果の公表

- ・集計結果については、調査対象者に速やかに報告する。
- ・結果に対する「学校の意思表示」を伝えるとともに、具体的な対応策を構築させる。

2. 効率的かつ的確な対応の記録方法

「いじめ対応記録カード」に生徒指導担当と学年担当が協力して次の項目を記録する。

【記録カードの記入項目】

(1) 被害者と支援チーム

- ①被害者 学年、組、氏名、性別 ②担任 ③支援チーム（担当教諭）

(2) いじめの状況

- ①様態 ②発見のきっかけ ③いじめの発端 ④いじめた側・いじめられた側の状況 ⑤周囲の状況

(3) いじめの背景・人間関係・経過等

(4) 関係機関への報告・情報共有の状況

(5) いじめ事案対応フロー図に沿って記録する。

(6) 対応状況

- ① 事案調査班と事案対応班の記録を別に作成する。

- ② 事案対応では、いじめられた生徒といじめた生徒に分けて、指導・対応した日時・内容を記録する。

3. 情報共有の方法

いじめの未然防止、早期発見・組織的な対応に繋げるための情報共有として、次の2点に取り組む。

(1) 毎日朝の職員打ち合わせ会での連絡と報告

(2) 毎週1回実施の生徒指導委員会での連絡と報告

本取組に対するコメント

- いじめ防止対策推進法第16条第1項においては、いじめの早期発見のため、定期的な調査その他の必要な措置を講ずることが定められており、その調査の在り方については、国立教育政策研究所生徒指導リーフ「アンケート・教育相談をいじめ「発見」につなげる Leaf. 20」等を参考としつつ、各地域の創意工夫の下で行われているところである。
- 本取組のように、いじめ調査の目的に応じて内容や手法を変えて実施することは、重要な視点である。また、児童生徒が回答・提出しやすいよう、教室で実施する場合は回収箱の中に無作為に入れるようにし、家庭に持ち帰らせる場合は、封筒に入れて翌日提出させるといった工夫も参考になると考えられる。
- 記録方法については、「いじめ対応記録カード」のような統一様式を作成し、生徒指導担当と学年担当が協力して記録する点に工夫が見られる。
- 情報共有の方法については、本取組のように、毎日の朝の職員打ち合わせ会で連絡・報告を行うなど、認知漏れ・対応漏れが起きないよう、きめ細かく行うことが重要と考えられる。
- また、本取組のように、生徒指導委員会を毎週1回開催し、事案の連絡・報告を行う際には、教職員間の認識や行動のズレを修正する契機とする視点が重要であり、事案を通じた活発な意見交換が行われることが望まれる。

6 いじめへの対処

(4) 教育委員会としての対応

(指導主事によるサポート、緊急対応チームによる支援等)

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | 特支 | | 教委 |

1. 事例の概要

(1) 関係生徒

【被害】中学2年女子生徒A

【加害】中学2年男子生徒B（知的障害・通常の学級在籍）

(2) 相談内容

以下のとおり、教育委員会がAの保護者から相談を受けた。

- ① Bが通りすがりに「死ね」等の暴言をAに言う。教員に指導されるが、何度も繰り返す。
- ② Aにだけ言うのではなく、周囲の生徒にも同様の言葉をかけている。
- ③ 周囲の生徒の中にはBの障害の特性と理解し、気にしないようしている生徒も少なくない。
- ④ しかし、Aは祖母が亡くなる際にたいへんつらい思いをした経験があり、繰り返し「死ね」と言われ、その言葉を軽く受け流すことはできず、言われるたびに傷つき苦しんでいる。
- ⑤ 学級担任や学年団の教員に何度も相談している。
- ⑥ B本人への指導、Bの保護者への指導、パトロール体制・見守り体制の強化をしてもらっているが、状況が変わらない。
- ⑦ 結果、暴言が繰り返されている。

2. 事態の経緯及び対応

- ① 「学校へ行きたくない」との本人の訴えもあり、教育委員会（学校指導課及び生徒指導課の担当主事）で緊急対応。A宅へ伺い、Aと保護者から詳しい状況やA本人の苦しさを聞き、市教委も安心できる環境を整えることに全力を注ぐことを伝えた。（緊急対応チームによる支援）
- ② Bの保護者についても、B本人の障害の特性に苦労し、その特性による対人トラブルで、多くの謝罪を重ねてきた。Bを育てていく中で困難さを抱えた結果、「学校の障害の特性に対する理解が低く、支援体制が弱い。だからこのようなことが起こる」との不満を学校にもらしていたこともあった。このことから、生徒指導課から総合育成支援課に相談内容を伝え、問題解決への支援協力を依頼した。Aの家庭には学校指導課・生徒指導課が対応し、Bの家庭には総合育成支援課が対応するといった、合計3課での対応や支援を行うことを校長に伝える。事態の收拾に苦慮していた学校からも、改めて協力を依頼される。（緊急対応チームによる支援）
- ③ 生徒指導課が学校へ出向き、当該学年の学年団や生徒指導・補導の教員に、相談内容を改めて説明するとともに、現在に至るまでの学校の取組や経緯についての説明を受け、解消に向けた対応策について協議を行った。（指導主事によるサポート）

- ④ Bには、学校教員によるパトロール体制に加え、総合育成支援課から総合育成支援員（普通学級に在籍する LD 等の発達障害や肢体不自由等の子どもたちを対象に学校・園の管理職や学級担任の指揮・指導の下での学習指導の補助、校内の移動介助等を行う非常勤嘱託職員。特別支援教育支援員に相当する者）を配置し、Bの攻撃的な言動があった際の迅速な指摘・制止ができるようにした。総合育成支援員は、直接生徒指導を行うのではなく、あくまで授業者等の後方支援としての動きに留め、具体的な指導は学年団の教員で行っている。Bの保護者にとっても、B本人に「言い聞かせる」ことが困難なため、何かをしてしまった際の「迅速に指摘・制止」する取組は、大変納得できる取組であったようである。（緊急対応チームによる支援）
- ⑤ Aについては、学校生活の中でのきめ細かな観察を継続するとともに、一日を終えての本人の気持ちを毎日把握できるよう、学級担任を主として話をする場を設けた。保護者に対しても学校、教育委員会（主に生徒指導課）でコンタクトを取り、Bへの指導状況を定期的に伝えるように心がけた。（緊急対応チームによる支援）

3. 成果

B本人の特性上の課題がなくなったわけではなく、指導を重ねるも同様の暴言が完全になくなったわけではない。しかし、特性上の行動であったとしても「曖昧にしない」姿勢（迅速に制止、適切な指導を重ねていく姿）を示すことで、当事者であるA、Bだけでなく、半ば「Bはあのような荒い言葉を使う人、仕方がない」とあきらめかけていた生徒たちにも、「いじめを（大人たちは）絶対許さない」、「（大人が）安心できる環境を守ってくれている」ことが伝わり、生徒同士では非にに関する声かけもできるようになってきた。

当初は、加害、被害の本人・保護者含め、双方が謝罪する場を拒んでいたが、一定の環境が整えられたことで、そのような場を設けることができた。

相談者であるAの保護者からは「安心して登校できるようになった」、「何かあってもすぐに指導してくれる」、「かなり気持ち的にも（本人が）楽になった」との報告が寄せられた。指導を重ねても解消しない状況から、学校への信頼を失いかけていたが、教育委員会が間に入り、学校における取組の状況を丁寧に説明していくことで、徐々にではあるが信頼が回復し、再び学校と家庭で連絡が取れるようになっていった。

さらに、Bの保護者からも、「障害のある子供の母親の気持ちを理解していただきながら、Bのために未然に防いでもらっている。その上で、Bに対して丁寧に説明をしてもらっている」との報告もあり、現在も、加害・被害双方に寄り添った指導・支援が続けられている。

本事例に対するコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、学校の設置者がいじめに関する報告を学校から受けたときは、「必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示する。」とされている。本事案は、加害児童の発達特性も踏まえて3部署による緊急対応チームが組まれ、組織的な対応が行われたケースとして、参考になると考えられる。
- AやBへの支援の結果、Bの暴言を「仕方がない」とあきらめかけていた生徒たちにも、「いじめは許されない」という意識が浸透し、行動につながっていったことが見て取れ、適切な支援が波及的な効果を及ぼし得ることが示唆されている。

6 いじめへの対処

(5) 加害者に対する別室指導、教育委員会による出席停止措置

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----------|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | | | 特支 教委 |

1. 事例の概要

(1) 関係生徒

【被害】 Aと同じ部活動の生徒 7名 【加害】 中学2年男子A (1名)

(2) いじめの概要と事態の経緯及び対応

(問題行動の状況と指導の経過)

- 中学2年男子Aは、同じ部活動の生徒7名に対し、暴言を吐く、肩を殴ったり蹴ったりする等の暴力行為を繰り返していた。また、そのうち3名からは金銭を取ったり、おごらせたりしていた。
- 被害生徒1名からの訴えを受け、学校は、いじめ対策委員会を開催し、今後の対応を協議した。その後、被害生徒たちへの聞き取りや被害生徒の保護者への説明を行った。また、市教育委員会へ一報を入れるとともに、今後の指導方法について協議した。
- 翌日、加害生徒への聞き取りを行い、事実を確認した。その後、いじめ対策委員会のメンバーで今後の指導方法を協議し、その内容を市教育委員会とも確認した。県教育委員会には状況を報告し、指導を仰いだ。
- 当該生徒は幾度も指導を受けてきたにもかかわらず、今回のいじめ事案が発生した。そこで、在籍する中学校が策定しているガイドラインに則り、当該生徒を出席停止とすることとした。対応方針については、調査結果を関係生徒の保護者に説明し理解を得た。

(措置に先立つ事前の手続き)

- 出席停止措置に先立ち、保護者及び当該生徒からの意見聴取を行った。
- 保護者からは、「何度も学校に迷惑をかけている」「出席停止の期間は1週間でよいのか」「家で厳しく接し過ぎたことがあったのかもしれない。それを外で出しているのではないか」「出席停止の期間は、様子を見て変わらなければ延ばしてほしい」等の意見が出された。
- 同日、出席停止の理由及び期間（5日間）を記した文書を、市教育委員会の教育長室にて市教育長から交付した。その際、教育長のほか、市教育委員会職員、校長、教頭、学年主任、担任、部活動顧問と当該生徒、保護者が出席した。

(出席停止期間中の指導内容)

- 出席停止期間中は個別の指導計画を策定し、指導を行った。

[1日目]

- 学年主任や学級担任が中心に指導しながら、公共施設内相談室にて2学期末テストを受ける。

[2日目]

- 学年主任や学級担任が中心に指導しながら、公共施設内相談室にて2学期末テストを受ける。

- 公共施設内相談室にて、Social Skill Training 指導員（※）による講話。

[3日目]

- 学年主任や学級担任が中心に指導しながら、公共施設内相談室にて2学期末テストを受ける。

[4日目]

- 公共施設内相談室にて、Social Skill Training 指導員による講話。

[5日目]

- 公共施設内相談室にて、校長と少年院法務教官による講話。また、自宅にて反省文を作成した。

（※）学校だけでは対応が難しい問題行動が発生している小・中学校に派遣される、司法・警察・福祉・教育等の関係機関の元職員及び指導主事等で構成されるチーム。

このほか、「学んだこと、考えたこと」というレポートを毎日提出させ、市教育委員会職員がコメントを記載した。

(出席停止期間後の様子)

- 出席停止後、加害生徒は部活動を退部したが、クラス内での様子は出席停止以前と変わらず明るく過ごすことができた。また、暴力や暴言もほとんど見られなくなった。
- また、出席停止後は、担任を中心に関係生徒の様子を見守り続けた。また、継続的に少年院法務教官との面談を続けた。

本事例に対するコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る」とされている。本事案は、加害生徒が過去に受けた指導実績等に鑑み、5日間の出席停止措置が講じられたものである。
- 出席停止期間後の当該生徒の状況から判断する限り、問題行動に改善が見られたことがうかがえ、出席停止措置が適切に活用され、効果を発揮したケースと考えられる。

6 いじめへの対処

(6) 発達上の課題を抱える児童生徒が関わるいじめへの対処
(その1)

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 | | |
|-----|----|----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 |

1. 事例の概要

(1) 関係児童

【被害】小学3年女子A（1名）

【加害】小学3年男子B（自閉症・情緒障害を対象とする特別支援学級在籍（以下「情緒学級」という。））、小学3年男子C・D・E（4名）

(2) いじめの概要

- 休み時間に、情緒学級在籍の小学3年男子Bの投げた石が、小学3年女子Aの腕に当たり傷を負った。担任が周りの児童に話を聞いたところ、Bは意図的に石を投げていた。また、Bと一緒に別の男子児童C・D・EもAを追いかけ、押さえつけていたことが明らかとなつた。
- Bは、友達への嫌がらせや暴言、離席や授業の妨害などが目立ち、それらの言動は障害の特性によるものと考えられたことから、入級に係る必要な手続きを経た上で、今年度から特別支援学級に入級している。交流学級の男子の中にBの問題行動をおもしろがって、追随するような傾向が出てきたことに学校側は危機感を覚え、早急な対応が迫られる事態だと認識した。

2. 事態の経緯及び対応

(1) 職員に対して

- 事実を全職員で共有し、危険な行動が見られたときは、その場にいる教師が、その場ですぐに指導することを確認した。

(2) 保護者に対して

- 双方の保護者一人一人に事実を伝え、今後の指導方針を話すとともに、家庭の協力をお願いした。
- Aの保護者は「二度とこういうことがないように」と強く言ったが、最終的に理解してもらった。
- Bの保護者は涙を流し、精神的に追い詰められている状態であったため、スクールカウンセラーを紹介した。保護者が前向きな気持ちでBに接してもらえるよう、学校生活でがんばった点を毎日連絡帳で知らせるようにした。

(3) Bに対して

- 学習習慣が全く身についていなかったので、少しづつでも学習習慣が身につくよう、音読の宿題だけは毎日続けること、漢字と算数の課題はわずかずつでも学校で行うことを徹底した。
- ハードルを下げたルールを設定し、守れたときには大げさに褒めた。ルールを守れた代わりに本人の希望する活動ができるなどの約束をし、ルールを守ると良いことがあると実感させるようにした。

- 友達に危害を加えない程度の問題行動については見守ることとし、その行動を止めたときに褒めることを繰り返すことで、好ましい行動がとれるように誘導し、自己肯定感を育むようにした。
- 時間割どおりに行動することを強制しないようにした。気持ちが安定しないときは無理に交流学級に入れず、特別支援学級で落ち着くまで過ごさせた。
- 病院への受診を勧め、担任も父母と本人に付き添って主治医の話を聞かせてもらった。
- 教育委員会や首長部局の子育て応援課に状況を報告し、協力を依頼した。 家ではゲーム三昧の生活であったため、必要な支援を行うため、また、放課後の居場所作りとして放課後等デイサービスを利用できるようにしてもらった。本人も楽しみにしており、保護者の負担の軽減につながることも期待している。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに児童の様子を観察してもらい、今後の指導方針についてアドバイスをもらった。 一人で指導をしていくと、本当にこの方法でよいのか迷うことが多々あるため、専門家の意見は説得力があり、納得できる点がたくさんあった。

(4) 交流学級の児童に対して

- 交流学級の児童は1年生の時から共に過ごしているので、Bをよく理解しており、上手く接してくれている。しかし、学用品や作品を取られたり、なめられたりするなど、目に余ることもあるので、悩みに耳を傾け、思いに寄り添い、認め、励ましながら指導している。
- 思いやり、自分の責任を果たすこと、人に流されず善悪を判断することの大切さなどについて、道徳の授業や学活、朝の会・帰りの会などの中で指導を続けている。
- 暴言を吐く・嘘をつく・物を取るなど、Bは度々問題行動を起こすため、教師の負担軽減を図る観点からも、交流学級の担任と特別支援の担任とが情報交換しながら、時には役割を交代しながら指導に当たっている。

本事例に対するコメント

- 本事例は、加害児童が発達上の課題を抱えているケースである。事案を全職員で共有し、組織的に対応している点は望ましい対応と考えられる。また、児童の障害の特性に応じた指導・対応が行われている点も参考になると考えられる。
- Bの保護者が精神的に追い詰められていた様子であったため、スクールカウンセラーを紹介している。本事例のように、発達上の課題を抱える児童生徒の保護者が精神的に不安定になったり、余裕をなくしたりしているケースも考えられるため、学校や教育委員会等が連携して対応するという視点は重要である。

6 いじめへの対処

- (6) 発達上の課題を抱える児童生徒が関わるいじめへの対処
(その2)

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| 特支 | | | |
| 教委 | | | |

1. 事例の概要

(1) 関係生徒

【被害】知的障害を対象とする特別支援学校高等部1年男子A（1名）

【加害】知的障害を対象とする特別支援学校中学部2年男子B、高等部1年男子C、高等部1年女子D（3名）

(2) いじめの概要

- 特別支援学校高等部1年男子Aは、中学部2年男子B、高等部1年男子C、高等部1年女子Dから、寄宿舎や教室において、冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われたりした。
- また、寄宿舎では就寝時に悪ふざけをされ、睡眠妨害をされた。アンケート調査の保護者記述により発見し、面談等で本人及び保護者への聞き取りを行い、詳細を把握することができた。
- Aは、気持ちや感情を伝えるコミュニケーションが苦手であり、短期記憶も希薄であるため、寄宿舎職員と本人との間で生じている時系列のズレや、被害生徒と加害生徒の感情や記憶の不一致等、事実確認に至るまで困難を要した。

2. 事態の経緯及び対応

- Aからの不安の内容の聞き取りだけでなく、保護者からの聞き取りを、感情や気持ちの伝達がしやすいように、口頭及び図を示しながら即座に行った。
- 寄宿舎では寄宿舎指導員が、被害・加害生徒それぞれの障害の程度に合わせて生活上の約束や取決めを再度確認した。
- 学校ではクラス全員に対して、他人に対しての言い方や、他人の失敗を笑わない等の心構えを自立活動の時間に確認した。また、B、Dの保護者に対して、状況説明を行い、共通理解を図った。
- Aに対しては自分の気持ちを自分で伝える練習を行った。また、Aに対して、不安材料を全て挙げさせ、一つ一つを取りあげた上で今後の取組や解決方法を説明し、安心させた。

3. 成果

- 障害の特性に配慮し、本人の感情や気持ちを認めて受け入れたことで、本人の不安が短期間で軽減した。
- 被害、加害生徒の双方の保護者に説明を行ったことで、障害に起因するコミュニケーションスキルの問題点や今後の課題を再度確認することができた。

本事例に対するコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、（中略）当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要」とされている。本事例は、被害生徒の障害の特性に配慮した指導や、加害・被害生徒の双方の保護者への説明が行われた結果、被害生徒の不安感が緩和された事案と見ることができる
- 児童生徒の特性を踏まえた適切な支援や児童生徒に対する共感的理解は、いじめ問題への対応のみならず、生徒指導全般に通ずる重要な基盤である。本事例のようなきめ細かな配慮は、他の学校種の事案においても参考になるものと考えられる。

6 いじめへの対処

- (6) 発達上の課題を抱える児童生徒が関わるいじめへの対処
(その3)

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 | | |
|-----|----|----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 |

1. 事例の概要

(1) 関係児童

【被害】小学6年男子A（発達障害、通常の学級に在籍）

※ 他の児童とコミュニケーションがとりにくくトラブルを起こしやすい。病院に通院し、子育て支援課のサポートも受けている。

【加害】登校班の他の児童

(2) いじめの概要

- 6年男子Aが登校班の班長となったが、同じ登校班の他の児童が班長の指示や注意を無視した上に、Aに対して暴言や小突きがあった。
- 児童Aは怒って家庭で保護者にこの事情を話し「飛び降りたくなる」と言った。驚いたAの母親は、登校班の児童に対し、仲間外れにしたことはいじめであること、班長（児童A）の指示を聞かず暴言があったことを厳しく指導し、学校にも訴えたことによりAと他の子供たちの関係はより悪化した。
- 学校はPTA地区役員に依頼し、解決のために保護者会を開いてもらうよう要請した結果、地区保護者会が開催され、他の保護者から登校時の児童の見守り活動をすることを話し合ったが、その場にいたAの保護者が、「子供たちが班長の言うことを聞けば問題ないので見守りは必要ない」と言ったため、会は結論が出ないまま終わった。

2. 事態の経緯及び対応

- 学校は当初登校班内のトラブルと捉えていたが、保護者からの「子供が飛び降りたいと言っている」という訴えから、いじめとして認識して対応した。
- 担任と地区担当教員が、登校班の状況をAと他の児童から聞き取ったところ、Aが自分の意に反した時に急に怒り出す等により、他の児童が反発を感じていたことから、指示に従わなかったことが分かった。
- 登校班全員に事実確認を行った後、班長の指示に従って仲良く登校するように指導したことを、Aの保護者とPTA役員に説明した。また、教員も交替で登校班の様子を見守ることを伝えた。
- Aの保護者に対しては、学校と子育て支援課で連携し、話を複数回にわたり根気強く聞き、思いをくみ取ることで心の安定を図っていった。

3. 成果

- Aの保護者も他の保護者も、学校の対応に理解を示すとともに、子供たちにも仲良く登校するようにと指導してくれた。
- 教員の見守りによって、登校班の子供たちはルールを守り、班長の言うことに従って登校するようになった。

本事例に対するコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかるいじめについては、（中略）当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要」とされている。本事例は、発達障害のある被害児童の特性を踏まえた指導や保護者・PTAへの説明が行われた結果、解消が図られた事例と見ることができる
- 特にAの保護者については、心情に寄り添った対応がとられたことで、心の安定につながったと考えられる。

6 いじめへの対処

(7) インターネット上のいじめへの対応

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 | | |
|-----|----|----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 |

1. 事例の概要

(1) 関係生徒

【被害】小学5年女子A（1名） 【加害】小学6年女子B、C（2名）

(2) いじめの概要

休日の大型商業施設内の女子トイレ内で、小学5年女子Aが、6年女子BとCから裸になることを強要され、その様子をスマートフォンで動画撮影されるという事案が発生した。3名の他に5年女子Dがその場におり、現場を目撃していた。5月下旬に6年生教室内における関係児童らの会話から学級担任が認知し事案が発覚。担任が学校いじめ対応チームに報告し対応した。

2. 事態の経緯及び対応

- 担任が「学校いじめ対応チーム」への通報を即時に行い、「学校いじめ対応チーム」が中心になり、複数の教師が加害・被害児童の聞き取り調査を行った。
- 特に加害児童の聞き取りは、①いつ、②どこで、③誰が ④どのように、⑤何をしたかに加え、⑥どうしててしまったのかを丁寧に聞き取った。
- B、Cが面白い動画を集めることを目的に、Aの裸を撮影したことを認めたため、指導するとともに、加害・被害児童の保護者へ連絡した。
- 学校から警察へ状況を報告するとともに、動画が拡散されていた場合の対処方法等についての助言を得た。
- 加害・被害児童の保護者同席のもと、謝罪の場を設定した。
- 動画のデータについては、BとCが所属する無料通話アプリ（LINE）グループ内（BとCの他に2名）で送受信していたが、他のSNS等には拡散していなかった。それぞれの児童と保護者にスマートフォンを学校に持参してもらい、動画データの確認と削除を行った。
- その後の対応として、以下の取組を実施した。
 - ・被害児童には、毎週月曜日の朝に担任から家庭に連絡。1週間の学校生活の見通しと不安の内容を聞き取り、対応の在り方を方向付けた。
 - ・加害児童には、人を傷つけてしまうストレスの除去を目的にカウンセリングを継続して実施した。
 - ・周囲の児童には、生徒指導担当教員から「年齢によっては、インターネットへのいじめに係る投稿は、刑法では『侮辱罪』『名誉毀損罪』、民事では『損害賠償請求の対象』になること」を指導した。
 - ・保護者には、「学校通信」で情報モラルに係る記事を連載。インターネットの利用に起因して性犯罪被害など深刻な問題が生じていること等を伝えるとともに、家庭での情報機器の利用に関するルール作成について依頼を行った。

- その後、3か月間は見守り期間として週1回の「生徒指導ミニ報告会」を開催した。また、加害・被害児童や周囲の児童の様子について情報共有を行った。

3. 成果

- この事案以降、スマートフォンに係るトラブルは発生していない。
- 被害児童は、常に教職員が見守ってくれていることへの安心感により、元気に過ごしている。
- 加害児童は、スクールカウンセラーのカウンセリングにより心が安定し、問題行動はなくなった。
- この事案をきっかけに、学校と保護者、警察が連携して、児童、保護者、教職員を対象にした「情報モラル教室」を継続して開催するようになった。

本事例に対するコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、
 - ・インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。
 - ・また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
とされている。
- 本事例では、いじめを認知後、学校いじめ対応チーム（学校いじめ対策組織）において情報が共有され、複数の教員により聞き取り調査が行われるなど、組織的な対応がされているほか、警察にも助言を得ながら対処するなど、適切な対応が行われている事例であると考えられる（いじめ防止対策推進法第23条第6項も参照）。
- また、本事案を契機として、いわゆる「ネットいじめ」が、児童生徒の年齢によつては、刑法上の犯罪や民事上の損害賠償責任を負う可能性があることを他の児童にも指導したことについても、適切な取組であったと言える。
- ネットいじめの未然予防のためには、児童生徒を対象とした情報モラル教育の充実を図ることが重要である。本事例を契機に、保護者や警察と連携して「情報モラル教室」が継続的に開催されるようになったことは、望ましい成果だったと考えられる。

7 いじめの重大事態

(1) 重大事態への対応において、誤った対応を行ってしまった事例

① 詳細な調査をしないまま「いじめではない」という判断を行った事例

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 |
|-----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 |
| | 特支 | | 教委 |

1. 事例の概要

(1) 関係生徒

【被害】中学3年女子A（1名）

【加害】中学3年女子B、C（2名）

(2) いじめの概要

- 中学3年女子生徒Aは、一緒にいた友達B、Cが清掃の間に音楽室のガラスを割った件で、Aも清掃場所を離れて一緒にいた一人として担任から指導を受けた。その夜、Aは自宅にて自死を図り、翌日死亡が確認された。
- 遺留品として、制服のポケットに「くさや」と書かれたメモが発見されたほか、本人の日記に「いじめられたくない。（ひとり）ぼっちはいやだ」などの記述が残っていた。このため、遺族は、Aが生前クラスの女子生徒からいじめを受けていた旨を主張した。

2. 事態の経緯及び対応

- Aが自死した翌月、学校がアンケート調査を実施したが、調査結果からいじめの事実は出て来なかつた。また、市教育委員会がAの同級生に聞き取り調査を行つた。
- 市教育委員会・学校の調査と並行して、御遺族が独自に関係生徒に聞き取り調査を行つたところ、いじめをうかがわせる証言を得た。
- 御遺族が市教育委員会に、いじめの重大事態の調査組織（第三者調査委員会）の設置を申し入れるが、市教育委員会において、学校が実施したアンケート調査等においていじめの事実が把握できなかつたことをもつて、「（本事案は）いじめによる重大事態ではない」と決議した。なお、市教育委員会は当該決議のことを御遺族には伝えていなかつた。
- その後、御遺族が決議の存在を知り、文部科学省に対して調査委員会の解散などを求める申し入れを行つた。これら踏まえ、市教育委員会は「いじめの重大事態ではない」という決議を撤回した。

本事例に対するコメント

- いじめについて、多くの客観的事実が御遺族から示されているにもかかわらず、事案発生語の初動調査を十分に行わなかつたことは不適切である。御遺族から提示された新たな資料・証言等についても第三者調査委員会に提出し、確認を受けるべきであったと考えられる。
- 御遺族からの訴えがあるなど、いじめの疑いがあつたにもかかわらず、市教育委員会において「いじめの重大事態ではない」と決議したことは、いじめ防止対策推進法に反する誤った対応である。事案の発生直後に、御遺族から物的証拠の提示や訴えがあつた時点で、いじめの「疑い」があるものとして、いじめの重大事態と捉える必要があつたと考えられる。

7 いじめの重大事態

- (1) 重大事態への対応において、誤った対応を行ってしまった事例
- (2) 不十分な初動調査により、その後の事実解明が困難になった事例

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 | | |
|-----|----|----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 |

1. 事例の概要

(1) 関係児童

【被害】小学生男子A（1名） 【加害】小学生男子複数名（時期により異なる）

(2) いじめの概要

- 被害児童Aは、他県の小学校から転校してきた小学2年生のときに、同じ学級の児童から執拗に追い回されたり、鬼ごっこの鬼をわざとやらされたり、ランドセルを引っ張られたり、「〇〇菌」と呼ばれたりするなどのいじめを受けた。またAは、小学3年生の6月から10月まで不登校になった（1度目）。
- また、小学4年生の時期には、鉛筆を折られたり、ノートがなくなったり、蹴られたり、ものさしで叩かれたりする等のいじめがあった。
- 小学5年生の5月頃、Aは他の関係児童10人くらいと遊園地等のゲームセンターでたびたび遊び、遊興費・食事代・交通費等の多額（万単位）の金銭をすべてAが負担した。学校は、多額の金銭のやり取りがあったことは把握していたが、「正確な金額が分からないので、その解明は警察に任せたい」「返金問題には学校は関与しない」などとして、十分な教育的支援を行わず、いじめの重大事態とも扱わなかつた。
- Aは、小学5年生の6月に2度目の不登校となり、小学校卒業まで全く登校しなかった。

2. 事態の経緯及び対応（第三者調査委員会の報告書より）

- 本事案においては、A及びその保護者がいじめ被害を訴え、その後1ヶ月以上に渡る長期の2度目の不登校が発生した。
- 教育委員会は、当初本事案をいじめの重大事態とは捉えず、いじめの調査は学校に委ねられた。いじめ事案では、できるだけ早期に被害児童から聴取することが極めて重要であるが、A及びその保護者は学校に対する不信もあり、学校によるAへの聴取が拒否し続けられ、Aへの聴取はできないまま時間が経過してしまった。
- その結果、本事案がいじめの重大事態の調査委員会に諮問され、調査が開始されたのは、Aの不登校開始から約1年7ヶ月以上経過したときであった。
- もっと早い時期に、調査委員会による調査を実施することができれば、いじめの加害を疑われている児童からの聴取も実現できたであろうし、実際の状況を詳細に理解することができたはずである。さらに、このことにより、被害児童及び加害を疑われている児童などに対して、教育的配慮に基づく、適切な指導や支援をアドバイスすることも可能であった。

本事例に対するコメント

- 本事例は、初期のいじめの発生からの経過が長く、さらには被害を訴えている児童が長期にわたり不登校状態になった後に、調査委員会が調査を開始したという経緯があった。このため、調査委員会の報告書においては「「いじめ」の事実認定そのものに難しいものがあった」とされている。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた「疑い」が確認された時点で、いじめの重大事態であると判断を行うことが求められている。本事例については、小学生が万単位という多額の金銭のやり取りを行っていたことを把握した時点で、いじめの疑いを持ち、重大事態と判断すべきであったと考えられる。
- 本事例のように、初期段階で重大事態と捉えなかつたことにより、事案の解明が困難になることのないよう、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も参考にしつつ、適切に対応することが重要である。

7 いじめの重大事態

(2) 初動で適切にいじめの重大事態として捉え、調査を実施し、被害者の支援を行った事例

| 設置者 | 国立 | 公立 | 私立 | | |
|-----|----|----|----|----|----|
| 校種 | 小 | 中 | 高 | 特支 | 教委 |

1. 事例の概要

(1) 関係児童

【被害】小学5年女子A（1名） 【加害】小学5年男子B（1名）

(2) いじめの概要

- 小学5年女子Aが、小学5年男子Bから差別的な発言、砂をかけられる行為を受けたことにより、心身に苦痛を感じ、40日間程度の欠席をした。

2. 事態の経緯及び対応

- Aが授業中に発表したことに対し、Bが差別的な発言をした。
- 授業後、担任が事情を確認し、Aに対してBから謝罪をさせた。
- Aの保護者が来校し、謝罪後もAに対するBの嫌がらせが続いていることを担任に伝えた。
- Aの保護者からの情報を元に、校長、教頭、担任がA及びBとそれぞれの保護者から聞き取りを行い、事実確認が行われた。その上で、差別的な発言に加え、体育の時間に砂をかけられる行為があったことがわかった。
- A、Bとそれぞれの保護者に対し教育相談が継続的に実施されたが、Aが欠席するようになった
- 学校における取組（括弧内は担当者）
 - ① A宅への家庭訪問 ※学習支援も含む（校長、教頭、担任、特別支援教育コーディネーター）
 - ② A宅への電話連絡（校長、教頭、担任、特別支援教育コーディネーター）
 - ③ Bへの指導（校長、教頭、主幹教諭、担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、児童支援担当）
 - ④ Bの保護者への働きかけ及び日常の報告（校長、教頭、担任）
 - ⑤ 校内いじめ対策委員会、校内不登校対策委員会の実施及び全教職員への現状報告
 - ⑥ スクールカウンセラースーパーバイザーによる見立て及びフィードバック
- Aが欠席するようになったことを受け、学校が本件について重大事態として、教育委員会に報告
- 教育委員会が学校に、校長を中心として学校全体で組織的に取り組むこと、Aの学校復帰を第一に考えて誠意を持って対応すること、関係機関の活用も図ることを指示した。
- 継続的な家庭訪問で学習支援や教育相談を実施し、登校への不安感をなくした結果、Aが登校できるようになった。また、Bに対して教育相談を実施し、自尊感情を高めた結果、Bの反省が促され、良好な人間関係を作ることができるようになった。

3. 成果

- 早期に家庭訪問を実施したことで保護者への連絡が迅速かつ正確に行われた。 (取組①)
- 学習意欲が高いAに対して、組織的、継続的に学習支援と教育相談を実施したこと
が登校意欲に結び付いた。 (取組②)
- スクールカウンセラースーパーバイザーを効果的に活用したことで、当事者への
対応のみならず、保護者対応が適切に行われた。 (取組⑥)
- Bに対して、自尊感情を高め周囲と望ましい人間関係を作ることができるように、
担任を中心としたチームで取り組んだ。 (取組③、④)
- 事案に対して校長を中心としたチーム対応を行い、全教職員で解決に向けて取り組
んだ。 (取組⑤)
- 教育委員会から適切な指示や助言があった。 (取組⑤)

本事例に対するコメント

- いわゆる不登校重大事態については、「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、(中略)学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である」とされている。本事例については、早期の家庭訪問や継続的な学習支援・教育相談の実施により、速やかな学校復帰が可能になったと考えられる。
- 加害児童のBに対しても、教育相談を実施し、自尊感情を高めた結果として反省が促されており、適切な指導が行われたと考えられる。
- 以上のような取組が、教育委員会による適切な指導・助言の下、校長を中心に学校全体で組織的に実施されており、本事例は、国の中長期的な方針に則った対応が行われたケースと評価できる。